

宗像市一般廃棄物処理基本計画（案）

令和〇年〇月



宗像市

目次

第1章 基本的事項.....	1
第1節 計画策定の目的と位置づけ.....	1
1 計画策定の目的	1
2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	3
3 計画対象区域	4
4 計画の対象範囲	4
5 計画の目標年次	4
6 計画の進行管理	5
第2節 市の概要.....	6
1 位置・自然的特性	6
2 気象	7
3 人口	8
4 人口動態	11
5 産業別人口	12
6 土地利用	14
7 環境特性	15
第2章 ごみ処理基本計画.....	16
第1節 ごみ処理の現状.....	16
1 社会的情勢	16
2 ごみ処理体制	22
3 ごみ排出量の実績	29
4 減量化・資源化の実績	32
5 中間処理の実績	36
6 最終処分の実績	38
7 ごみ質の分析	39
8 ごみ処理経費	45
第2節 ごみ処理の評価及び課題の抽出.....	46
1 現状のごみ処理体制の評価	46
2 ごみの減量化に関する課題	50
3 ごみの資源化に関する課題	50
4 ごみの収集運搬に関する課題	51
5 ごみの処理・処分に関する課題	51
第3節 基本方針.....	52

1	基本理念	52
2	基本方針	53
第4節	ごみ排出量の推計及び目標値の設定	54
1	現状の施策を継続した場合のごみ量推計（現状推計）	54
2	目標値の設定	60
3	目標達成のための排出抑制・資源化施策	71
第5節	ごみ処理基本計画	73
1	基本理念に基づく各主体の役割	73
2	排出抑制・資源化計画	76
3	収集運搬計画	85
4	中間処理計画	88
5	最終処分計画	90
6	その他の計画	91
第3章	生活排水処理計画	94
第1節	基本的事項	94
1	基本方針	94
第2節	生活排水処理の体系	95
1	生活排水処理フロー	95
2	生活排水処理の現状	96
3	公共用水域の汚染状況	98
4	し尿・汚泥の収集及び処理の現状	99
第3節	生活排水処理の評価及び課題の抽出	101
第4節	処理形態別人口及びし尿・汚泥の処理量の推計	102
1	処理形態別将来人口	102
2	し尿・汚泥の計画処理量	105
3	生活排水の処理主体	106
第5節	生活排水処理基本計画	107
1	生活排水処理の目標	107
2	現有施設及び整備計画	107
3	生活排水の処理に関する施策	107
第6節	し尿・汚泥の処理計画	108
1	収集運搬計画	108
2	中間処理計画	108
3	最終処分計画	108

4 資源化有効利用計画	108
資料編.....	109
第1節 ごみ排出量の推計について.....	109
1 推計方法	109
2 将来人口の推計	110
3 ごみ排出量の実績の整理	111
4 ごみ排出量の現状推計	112
第2節 生活排水処理形態別人口・計画処理量の推計について.....	114
1 生活排水処理形態別人口の推計方法	114
2 地域ごとの将来人口推計	115
3 生活排水処理形態別人口の現状推計	115
4 計画処理量の推計	116
第3節 廃棄物減量等推進審議会等.....	117
1 審議経過	117
2 委員名簿	117
3 市民参加	117

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の目的と位置づけ

1 計画策定の目的

宗像市（以下「本市」という。）では令和7年度に、令和16年度を計画目標年次とした「第三次宗像市総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定し、本市の将来像として「ずっと住みたいまち宗像」を掲げています。総合計画では、まちの将来像の達成のための環境に関する施策として、「脱炭素の推進」及び「自然環境と生活環境の保全・美化」を定めています。また、令和4年度に見直しを実施した「第2次宗像市環境基本計画」に基づいて、豊かな自然と歴史的資源を守り、将来にわたって持続する社会を形成するために環境保全の取り組みを進めています。第2次宗像市環境基本計画ではSDGsの達成を推進するために、17のゴールのうち12のゴールを特に関連する目標として取り組みを定めています。

廃棄物の処理に関しては、本市は令和3年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「前回計画」という。）についての中間見直しを実施し、これを指針としてごみの排出抑制、資源化、適正処理を推進しています。

廃棄物を取り巻く社会情勢は常に変化を続けており、国が平成30年度に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」も、令和6年度に「第五次循環型社会形成推進基本計画」へ改訂されました。第四次循環型社会形成推進基本計画及びこれに基づく施策によって、資源生産性、入口側の循環利用率が大幅に向上した結果、最終処分量は大幅に減少しています。しかし、近年は資源生産性・循環利用率ともに横ばいとなっており、これらを高めるには従来とは違う視点の取り組みが必要となります。新たに策定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、従来の延長線上の取組を強化するだけでなく、経済社会システムそのものを循環型に変化させた社会構造に注目しています。そして、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式である一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行を推進することの重要性が示されています。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を加速するための工程表として、令和4年9月には「循環経済工程表」を策定しました。さらに、2020年5月に策定した「循環経済ビジョン2020」を踏まえ、資源循環経済政策の再構築等を通じた国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得を目指す総合的な政策パッケージである「成長志向型の資源自律経済戦略」を令和5年3月に策定しています。

これらを受けて福岡県では、平成29年度に策定した「福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画）」を前倒しで見直し、令和4年度に新たな「福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）」を策定しています。

「宗像市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、廃棄物処理法

第6条に基づき策定し、本市の全域を対象とした令和7年度から令和16年度における計画です。本計画は世界、国及び県の動向を踏まえ、総合計画や「第2次宗像市環境基本計画」に掲げる基本理念に基づいて、循環型社会の形成を目指し、中・長期的かつ総合的な観点から、ごみの排出抑制、資源化及び最終処分等の適正処理を進めるために必要な基本事項を定めた指針となる計画です。

【持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)】

○持続可能な開発目標 (SDGs) とは

2015年に国連総会で採択された2030年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための、国際社会共通の目標です。17のゴール (目標) と169のターゲット (具体目標) から構成されています。



○本計画との関連性

本市はSDGsの達成に向けて、「第2次宗像市環境基本計画」の中で環境目標とSDGsとの関連性を示しています。第2次宗像市環境基本計画内では、生活環境に関係する項目として〈2 飢餓をゼロに〉、〈3 すべての人に健康と福祉を〉、〈6 安全な水とトイレを世界中に〉、〈11 住み続けられるまちづくりを〉、〈12 つくる責任 つかう責任〉が挙げられています。

本計画で示すごみや生活排水の適切な処理、ごみの減量化やそれに係る関係主体の取り組みや施策は持続可能な社会の構築に大きな影響を及ぼします。これらの数多くの問題を解決していくためには、本計画を踏まえた市民一人ひとりの協力が不可欠です。

○資源生産性：資源を効率的に利用できているかを表す指標

○入口側の循環利用率：社会に投入された資源のうち、循環利用された物質の量を示す指標。

2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画の位置づけを図 1-1 に示します。

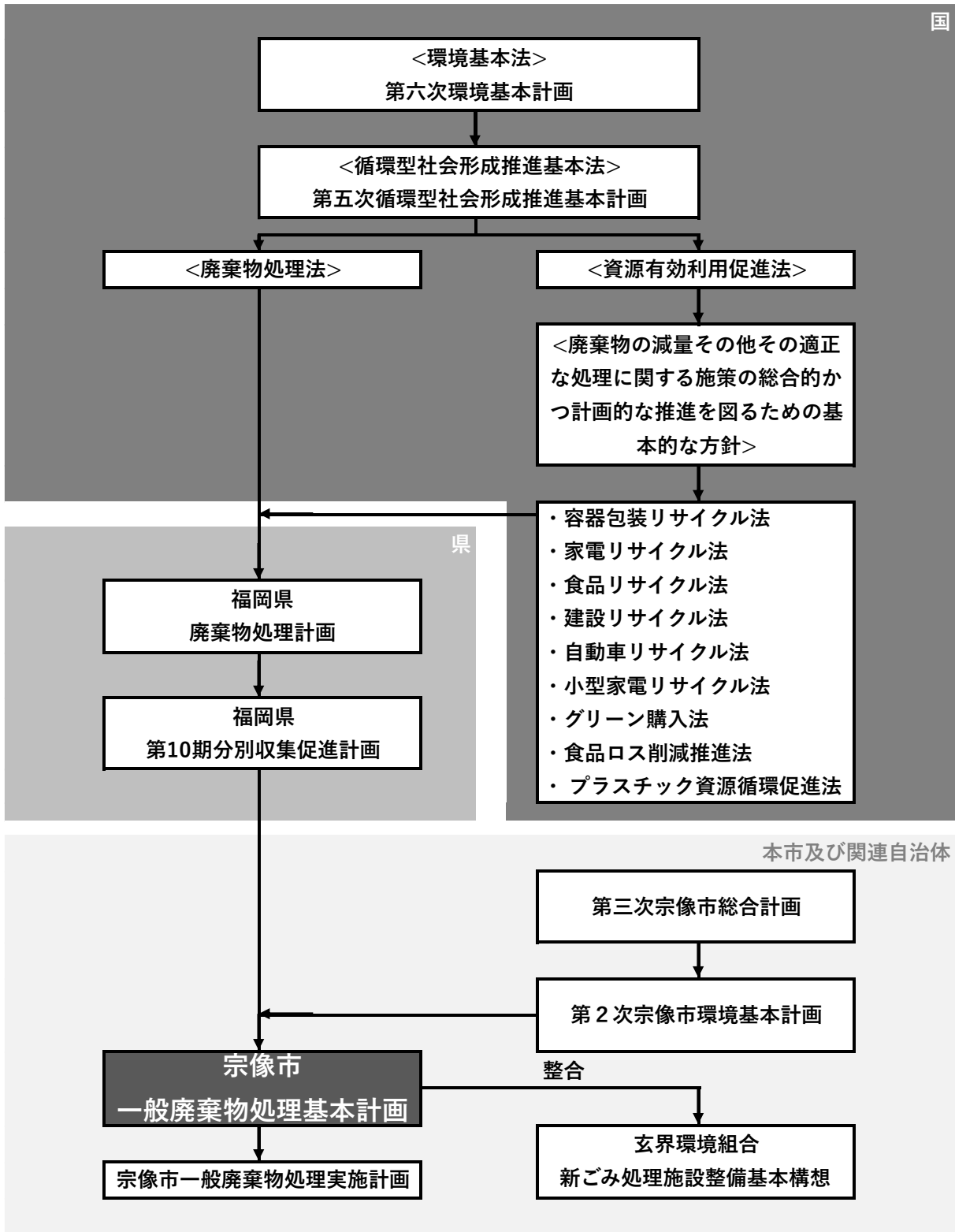


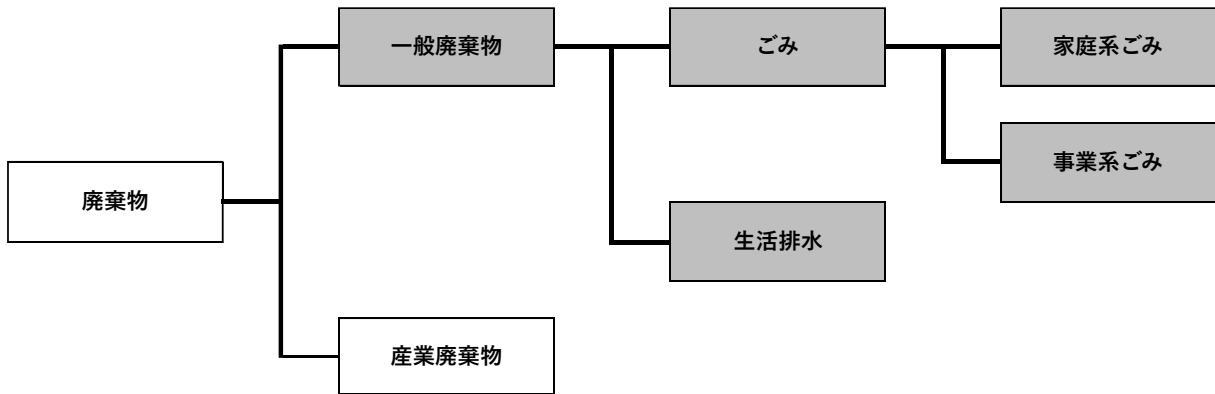
図 1-1 計画の位置づけ

3 計画対象区域

計画対象区域は、宗像市の全域を対象とします。

4 計画の対象範囲

本計画は、本市内で排出される一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とします。本計画の第2章では一般廃棄物のうち、ごみを対象とした内容を示します。また、第3章では、生活排水を対象とした内容を示します。



※ ■ の項目が本計画の対象となります。

図 1-2 一般廃棄物処理基本計画の対象範囲

5 計画の目標年次

本計画の計画期間は令和7年度を初年度とし、令和16年度を目標年度とする10年間とします。なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行いますが、玄界環境組合及び構成市町との整合を図るために、計画条件の変更が行われた場合には早期に見直しを実施します。

また、計画の推進を図るため、各分野の状況の把握及びその効果等についての検討を定期的に行い、必要に応じて新たな対策を講じ、市民にも広く公表します。

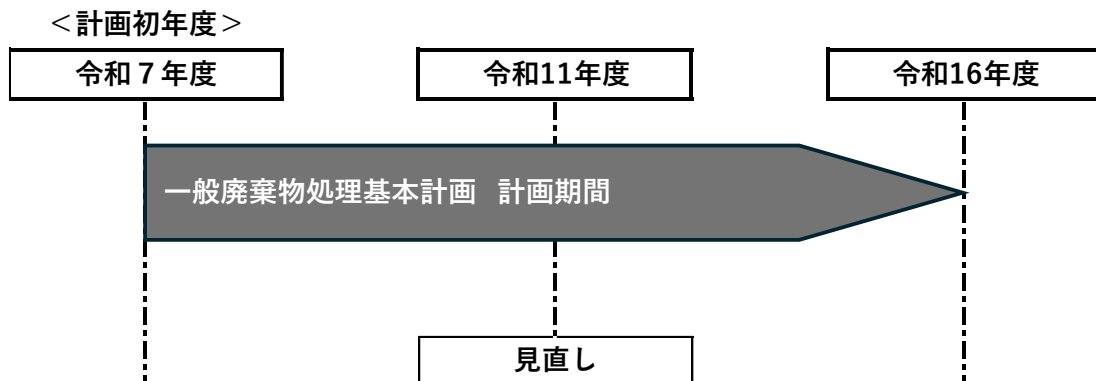


図 1-3 計画の目標年度

6 計画の進行管理

計画の適切な進行管理のため、施策の進捗状況や目標の達成状況については適宜評価を行います。また、その状況に応じた対策を講じることで、実効性の高い計画を目指します。

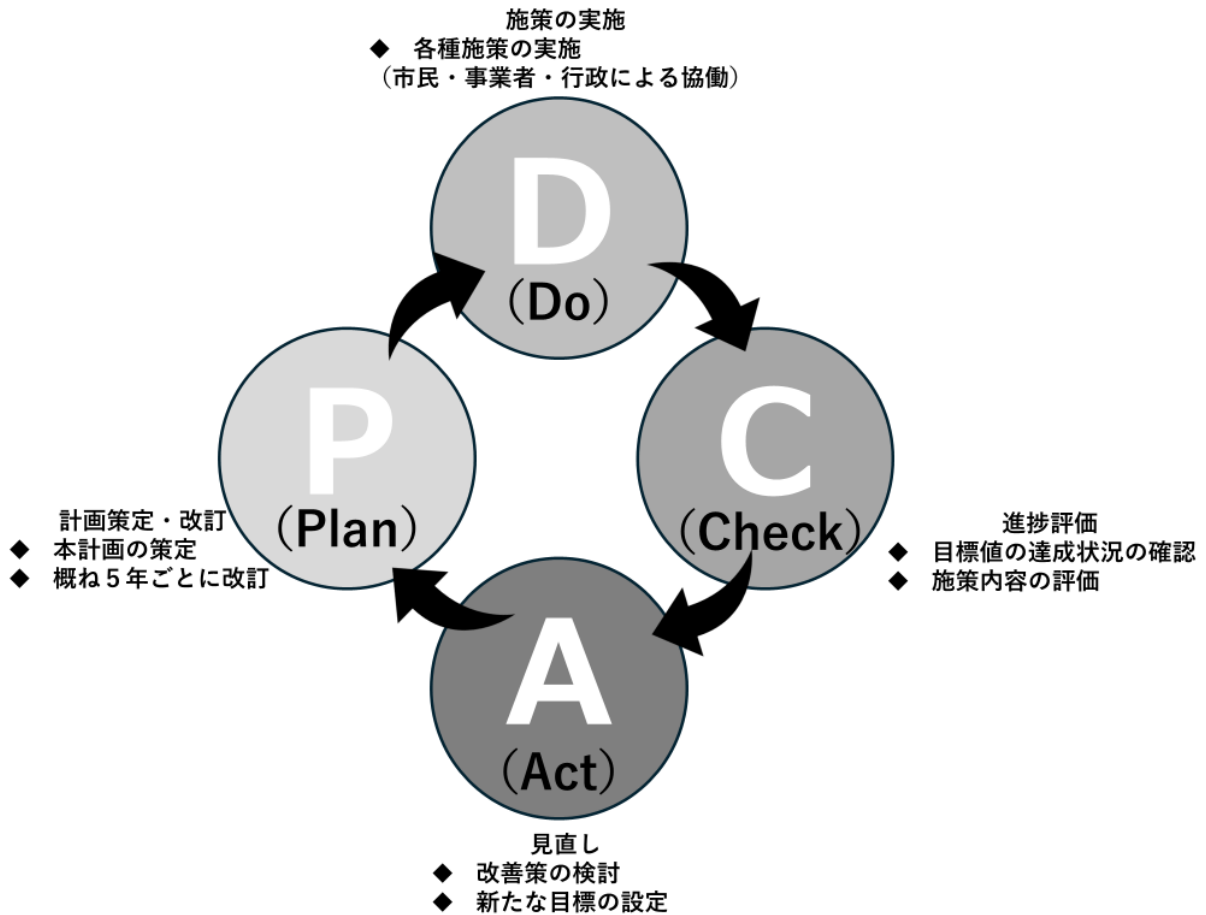


図 1-4 一般廃棄物処理基本計画における PDCA サイクル

第2節 市の概要

1 位置・自然的特性

本市は福岡県の北部に位置し、市の北西側は海に面しています。また、北九州市と福岡市の両政令指定都市の間に位置し、北を除く3方向を山に囲まれ、玄界灘に大島、地島、沖ノ島、勝島を有しています。隣接する町は、北は海を越えて大韓民国、南は宮若市、西は福津市であり、東側では岡垣町、遠賀町、鞍手町の3町と接しています。

最高点は孔大寺山の山頂である449mで、市の中心部には水源でもある釣川が流れ、玄界灘に注いでいます。そのため、肥沃な沖積低地に土地が形成されており、多くの自然に恵まれています。また、市域内の面積は119.94km²となっています。

本市の地象及び水象として、宗像市災害廃棄物処理計画で想定されている災害を表1-1に示します。

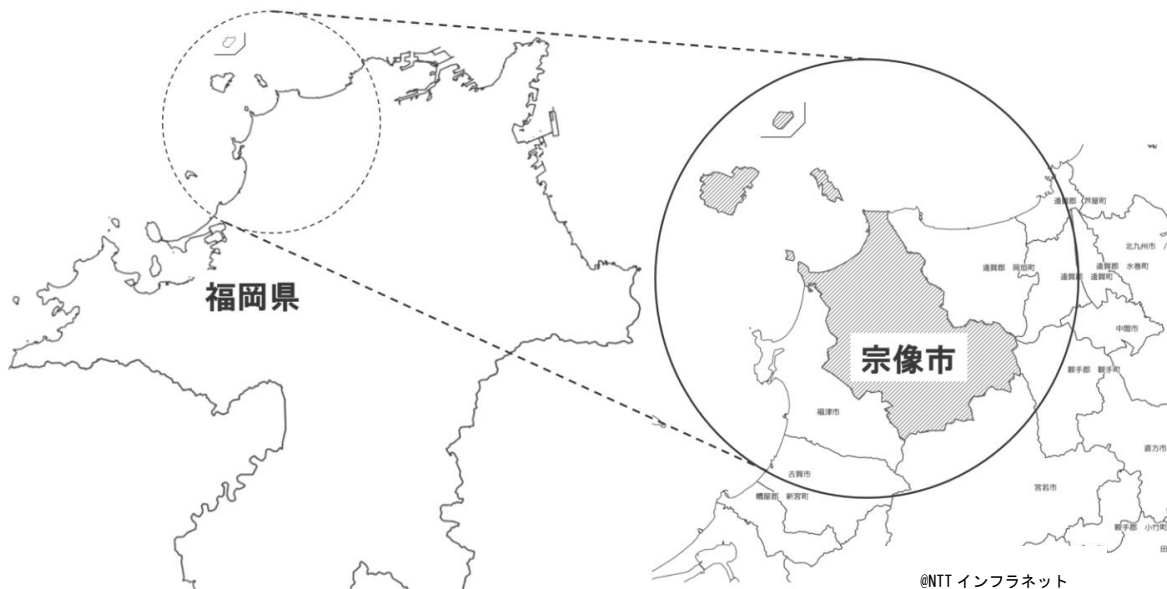


図 1-5 本市の位置

表 1-1 本市で想定される災害

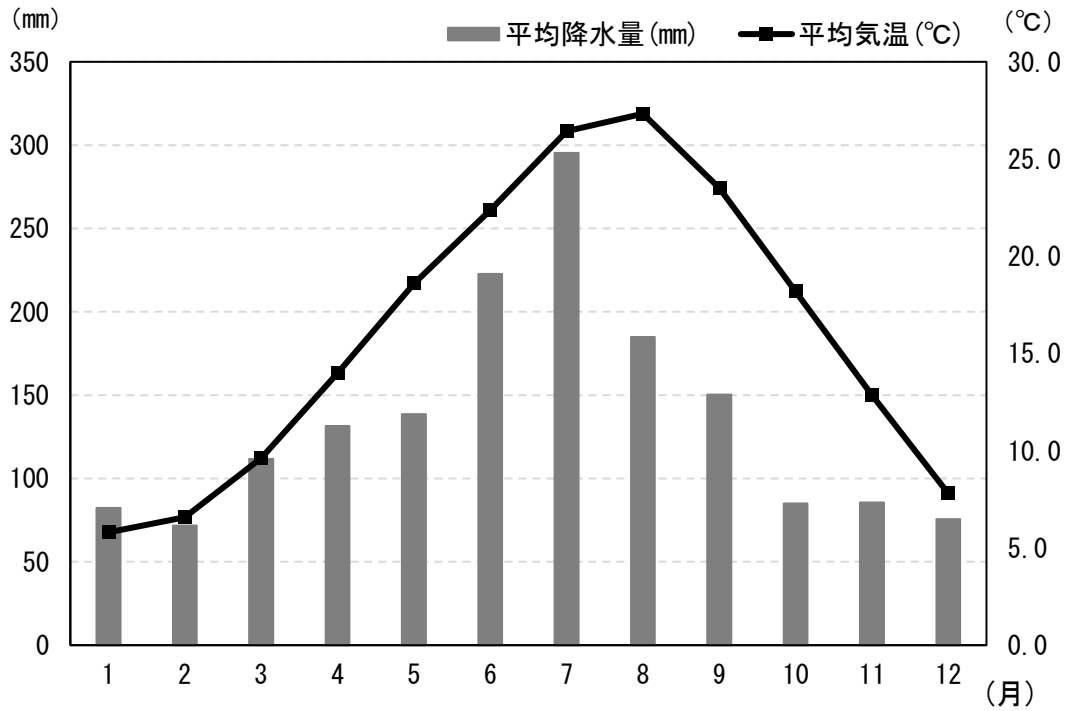
対象		概要
地震	西山断層（南東下部）	断層の長さ 31km、マグニチュード 7.3
	基盤地震動一定	深さ 10km、マグニチュード 6.9
津波	西山断層	マグニチュード 7.6
風水害	釣川水系（釣川、山田川、八並川）	国及び県が設定した浸水想定区域図に基づく災害

※参考資料：宗像市災害廃棄物処理計画 令和2年度3月

2 気象

本市の月別平均気温と平均降水量(平成6年～令和5年の30年平均値)を図 1-6 に示します。同期間における年間降水量は1,636mm、年平均気温は16.1℃となっています。

年間を通じて温暖な気候となっており、冬にも積雪することはほとんどありません。また、夏に雨が多い気候ですが、冬季には季節風が北西から吹き付けることにより、曇りの日が多い日本海型気候区の特徴も見られます。



※参考資料：気象庁 宗像（福岡県）年ごとの値 主要要素

図 1-6 本市の月別平均気温と降水量

3 人口

平成26年度から令和5年度の人口の推移を表1-2及び図1-7に、令和元年度から令和5年度の年齢別人口の推移を表1-3に、また令和5年度の人口ピラミッドを図1-8に示します。

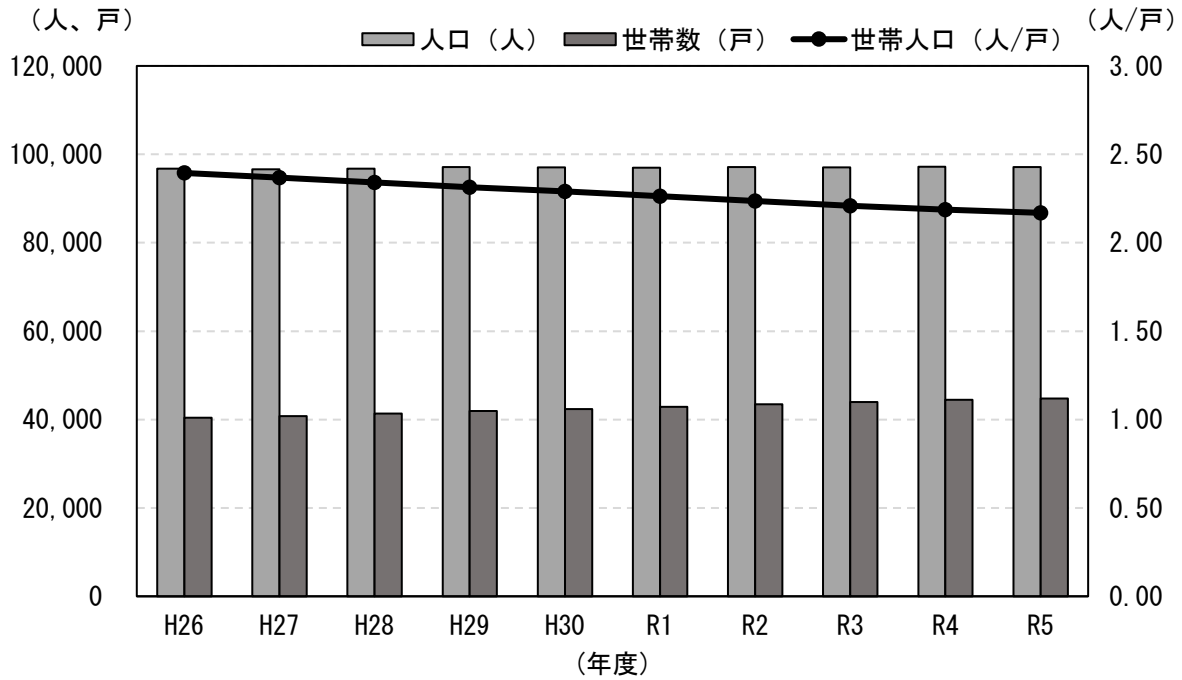
直近の10年間では、本市の人口は9万7千人付近で推移しています。しかし、世帯数は増加傾向にあり、それに伴って世帯人口も減少している現状となります。

年齢別人口は、男女ともに70～74歳が最も多く、次いで男性は40～44歳、女性は65～69歳が多くなっています。また、年齢別人口の推移を見ると、年少人口（14歳以下）や生産年齢人口（15歳以上、64歳以下）の構成比が減少しているのに対し、高齢人口（65歳以上）の構成比が増加しています。

表1-2 人口・世帯数・世帯人口の推移

年度	人口（人）	世帯数（戸）	世帯人口（人/戸）
H26	96,753	40,406	2.39
H27	96,623	40,804	2.37
H28	96,785	41,333	2.34
H29	97,100	41,948	2.31
H30	97,048	42,375	2.29
R1	96,993	42,846	2.26
R2	97,119	43,445	2.24
R3	97,053	43,922	2.21
R4	97,204	44,443	2.19
R5	97,099	44,766	2.17

※参考資料：宗像市 H26～R5 地区別年齢別人口（各年度9月末日現在、外国人人口を含む）



※参考資料：宗像市 H26～R5 地区別年齢別人口（各年度9月末日現在、外国人人口を含む）

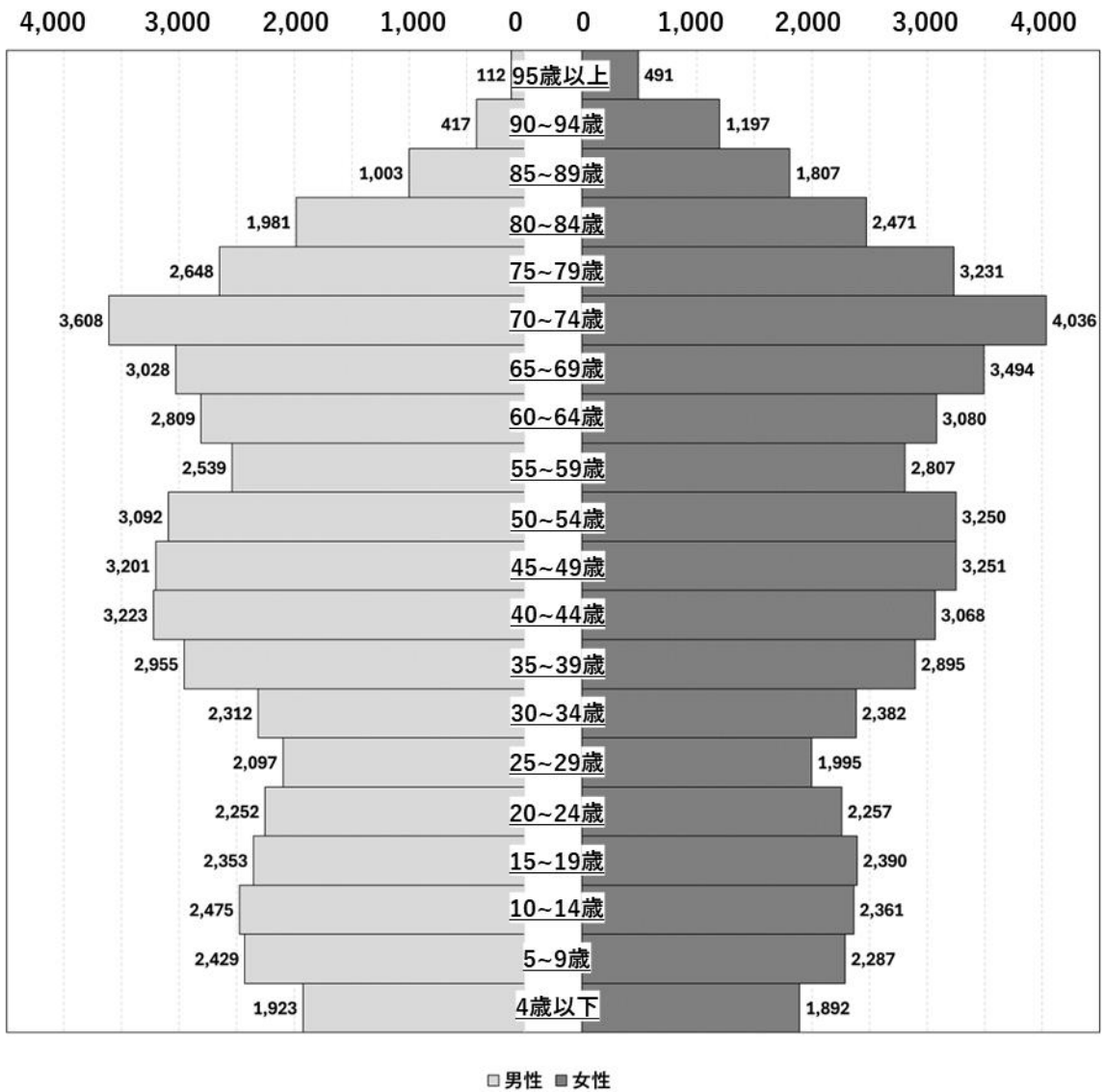
図 1-7 人口・世帯数・世帯人口の推移

表 1-3 年齢別人口の推移

年度/区分	総数	年少人口 ～14歳		生産年齢人口 15～64歳		高齢人口 65歳～	
		人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
R1	96,993	13,627	14.05%	55,150	56.86%	28,216	29.09%
R2	97,119	13,630	14.03%	54,818	56.44%	28,671	29.52%
R3	97,053	13,521	13.93%	54,432	56.08%	29,100	29.98%
R4	97,204	13,498	13.89%	54,396	55.96%	29,310	30.15%
R5	97,099	13,367	13.77%	54,208	55.83%	29,524	30.41%

※参考資料：宗像市 H26～R5 地区別年齢別人口（各年度9月末日現在、外国人人口を含む）

※構成比は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。



※参考資料：宗像市 R5 地区別年齢別人口（令和5年9月末日現在、外国人人口を含む）

図 1-8 人口ピラミッド（令和5年度）

4 人口動態

本市の過去10年間（平成26年度～令和5年度）の人口動態を表1-4及び図1-9に示します。自然動態により人口は減少していますが、社会動態の転入者数が転出者数よりも多くなっているため、全体としては各年度で人口の増減を繰り返し、本市の総人口も横ばいに近い推移となります。

表 1-4 人口動態

年度/項目	自然動態			社会動態			その他			人口増減数
	出生	死亡	増減数	転入	転出	増減数	職権記載	職権削除	増減数	
H26	827	908	▲ 81	3,875	3,771	△ 104	44	54	▲ 10	△ 13
H27	855	888	▲ 33	4,161	4,178	▲ 17	58	29	△ 29	▲ 21
H28	871	906	▲ 35	4,041	3,806	△ 235	47	39	△ 8	△ 208
H29	899	951	▲ 52	4,282	3,857	△ 425	40	14	△ 26	△ 399
H30	785	951	▲ 166	4,148	4,207	▲ 59	43	30	△ 13	▲ 212
R1	784	953	▲ 169	4,308	4,078	△ 230	68	45	△ 23	△ 84
R2	742	973	▲ 231	4,053	3,739	△ 314	52	45	△ 7	△ 90
R3	734	1,090	▲ 356	4,140	3,848	△ 292	41	36	△ 5	▲ 59
R4	627	1,096	▲ 469	4,519	4,041	△ 478	29	15	△ 14	△ 23
R5	636	1,144	▲ 508	4,121	3,779	△ 342	20	22	▲ 2	▲ 168

※参考資料：宗像市統計書令和5年度版

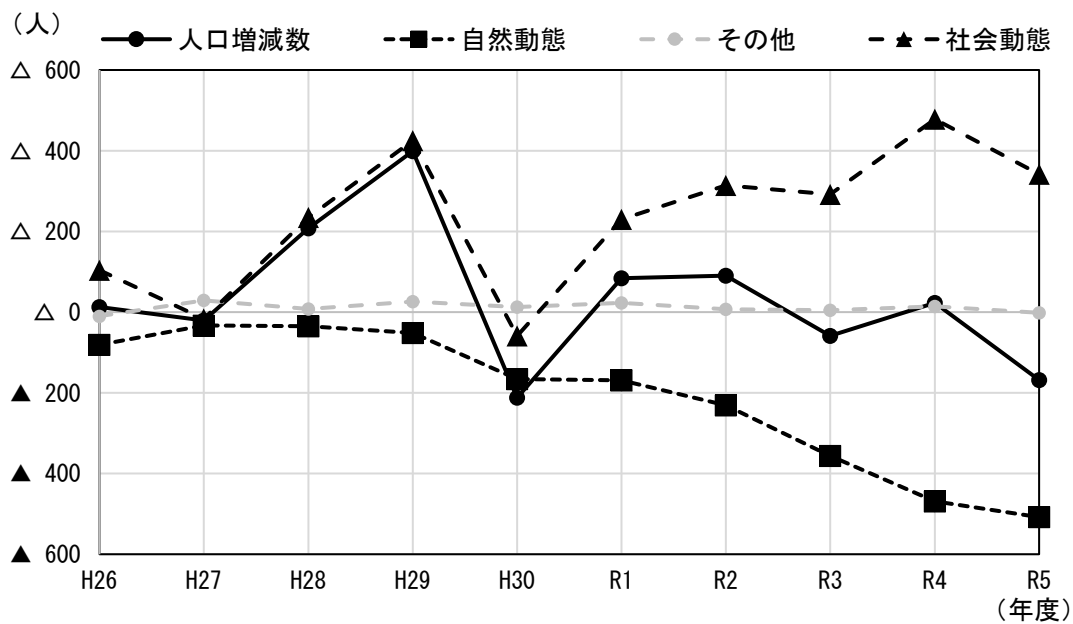


図 1-9 人口動態

5 産業別人口

平成28年及び令和3年の産業別の事業所数・従業者数をそれぞれ表1-5、表1-6に示します。

本市の事業所数の構成は第3次産業が86%程度と大部分を占め、次いで第2次産業が約1割、第1次産業が約1%です。第3次産業の中では、「卸売業、小売業」が全体の2割以上を占め、次いで「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」が多くなっています。また、従業員数の構成は事業所数と概ね比例していますが、令和3年の「医療、福祉」の従業員数は「卸売業、小売業」よりも多く、最大です。

表1-5 産業別事業所数・従業者数（平成28年）

産業（大分類）	事業所数	構成比（%）	従業員数（人）	構成比（%）
総数	2,646		24,448	
第1次産業	22	0.83%	287	1.17%
農業、林業	17	0.64%	144	0.59%
漁業	5	0.19%	143	0.58%
第2次産業	319	12.06%	2,833	11.59%
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.00%	0	0.00%
建設業	212	8.01%	1,026	4.20%
製造業	107	4.04%	1,807	7.39%
第3次産業	2,297	86.81%	21,255	86.94%
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.11%	36	0.15%
情報通信業	20	0.76%	53	0.22%
運送業、郵便業	35	1.32%	680	2.78%
卸売業、小売業	717	27.10%	5,707	23.34%
金融業、保険業	35	1.32%	619	2.53%
不動産業、物品賃貸業	117	4.42%	498	2.04%
学術研究、専門・技術サービス業	88	3.33%	417	1.71%
宿泊業、飲食サービス業	360	13.61%	3,159	12.92%
生活関連サービス業、娯楽業	309	11.68%	1,527	6.25%
教育、学習支援業	104	3.93%	1,581	6.47%
医療、福祉	310	11.72%	5,207	21.30%
複合サービス事業	14	0.53%	302	1.24%
サービス業（他に分類されないもの）	185	6.99%	1,469	6.01%

※参考資料：宗像市統計書令和5年度版

※構成比は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

表 1-6 産業別事業所数・従業者数（令和3年）

産業（大分類）	事業所数	構成比（%）	従業員数（人）	構成比（%）
総数	2,531		24,649	
第1次産業	25	0.99%	274	1.11%
農業、林業	19	0.75%	123	0.50%
漁業	6	0.24%	151	0.61%
第2次産業	319	12.60%	3,030	12.29%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.04%	2	0.01%
建設業	218	8.61%	1,150	4.67%
製造業	100	3.95%	1,878	7.62%
第3次産業	2,187	86.41%	21,345	86.60%
電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.32%	35	0.14%
情報通信業	34	1.34%	114	0.46%
運送業、郵便業	25	0.99%	613	2.49%
卸売業、小売業	611	24.14%	5,398	21.90%
金融業、保険業	31	1.22%	289	1.17%
不動産業、物品賃貸業	137	5.41%	502	2.04%
学術研究、専門・技術サービス業	99	3.91%	636	2.58%
宿泊業、飲食サービス業	334	13.20%	2,980	12.09%
生活関連サービス業、娯楽業	259	10.23%	1,579	6.41%
教育、学習支援業	94	3.71%	1,470	5.96%
医療、福祉	337	13.31%	5,783	23.46%
複合サービス事業	23	0.91%	433	1.76%
サービス業（他に分類されないもの）	195	7.70%	1,513	6.14%

※参考資料：宗像市統計書令和5年度版

※構成比は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

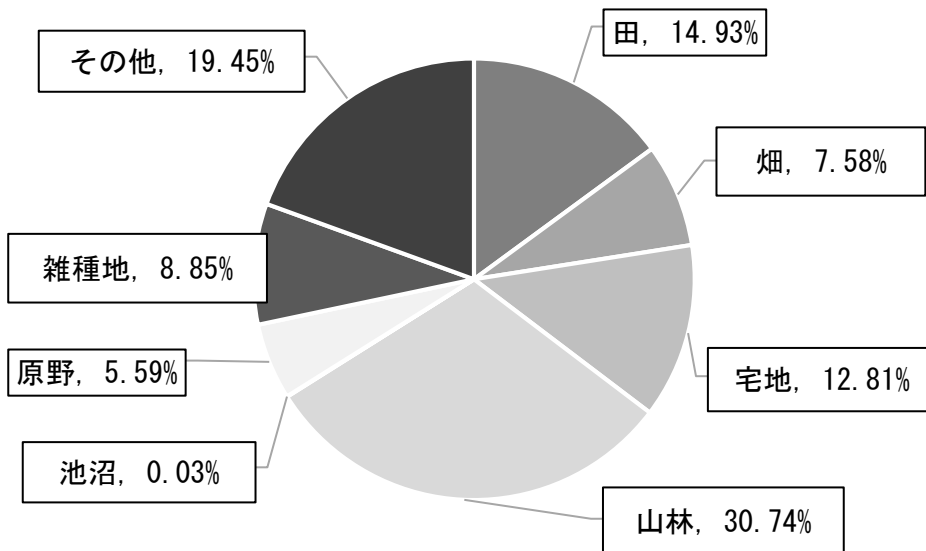
6 土地利用

令和元年度から令和5年度の地目別土地面積の推移を表 1-7 に、令和5年度の地目別土地面積の割合を図 1-10 に示します。

本市の地目別土地面積の構成は、山林が3割ほどと最も多くなっており、次いで田の約15%、宅地の約13%となります。また、経年変化を見ると、田、畑、山林、原野は減少傾向にあり、雑種地が徐々に増加しています。

表 1-7 地目別土地面積の推移（各年度1月1日現在）

年度	総数	区分 (ha)							
		田	畑	宅地	山林	池沼	原野	雑種地	その他
R1	11,994	1,815	957	1,641	3,743	4	664	935	2,235
R2	11,994	1,810	950	1,650	3,741	4	664	936	2,239
R3	11,994	1,805	944	1,656	3,726	4	656	968	2,235
R4	11,994	1,802	930	1,666	3,665	4	656	1,054	2,217
R5	11,994	1,791	909	1,537	3,687	4	671	1,062	2,333



※参考資料：宗像市統計書令和5年度版

図 1-10 地目別土地面積割合 (令和5年度)

7 環境特性

平成30年度から令和4年度の釣川におけるBOD(75%水質値)の測定値を表1-8に、平成29年度から令和3年度の本市の大気汚染物質測定平均値を表1-9に示します。

本市の主要河川である釣川では、生活環境の保全に関する環境基準において、項目類型B水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの)に指定されています。直近の5年間では、多礼橋観測地点で一部の年度で、基準値を僅かに超えています。概ね達成傾向にあります。

また、大気汚染物質については全項目で経年変化が少なく、大気汚染に係る環境基準を満たしています。

表 1-8 釣川における BOD 測定値 (平成 30 年度～令和 4 年度)

BOD75%値:mg/L			年度				
水域名	観測地点	基準値	H30	R1	R2	R3	R4
釣川	多礼橋	3	2.7	3.2	1.6	2.9	3.5
	砂山橋	3	1.5	1.9	1.3	2.4	2.9

※参考資料：福岡県 令和4年度 水質測定結果

表 1-9 宗像市大気汚染物質測定平均値 (平成 29 年度～令和 3 年度)

項目:ppm	基準値	年度				
		H29	H30	R1	R2	R3
二酸化硫黄 (SO ₂)	0.04	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001
二酸化窒素 (NO ₂)	0.04~0.06	0.007	0.007	0.007	0.007	0.005
光化学オキシダント (Ox)	0.06	0.042	0.041	0.033	0.040	0.040

※参考資料：福岡県 統計年鑑 令和3年度版

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1 社会的情勢

(1) 廃棄物処理に関連する法令

廃棄物処理に関連する法令の体系を図 2-1 に示します。

環境基本法は、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生活環境や地球環境の改善を図ることを目的としています。環境保全を推進する上では廃棄物処理に関する諸問題も重要な課題であり、それらの課題の解決に向けた廃棄物・リサイクル行政の基本理念となる法令です。循環型社会形成推進基本法では、形成すべき循環型社会の姿を明確に示し、廃棄物等の排出抑制のための措置や循環資源による再生品の使用の促進などの施策について定めています。また、事業者及び国民の排出者責任を明確化し、拡大生産者責任を踏まえた措置についても明示しています。

そして、環境基本法及び循環型社会形成推進基本法に基づき、廃棄物の適正処理について定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）と資源の有効な利用の確保を目的とする「資源の有効活用に関する法律」（以下「資源有効活用促進法」という。）が示されています。個別物品のリサイクルについては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」や「特定家庭用機器再商品化法」等の個別のリサイクル法によって、資源の循環利用に取り組んでいます。

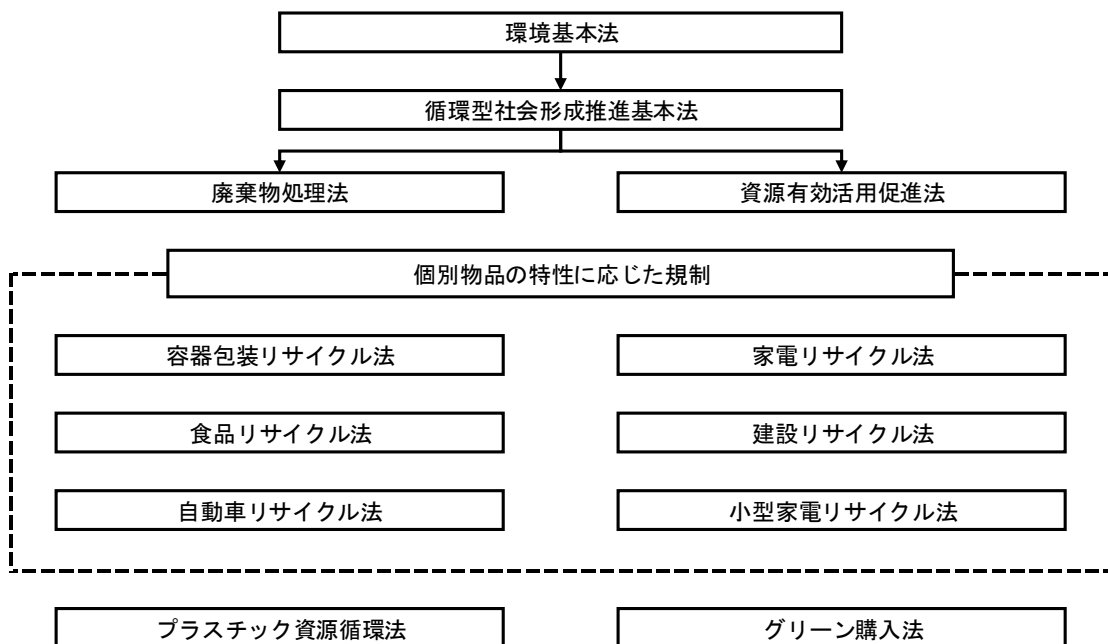


図 2-1 関連法令の体系図

(2) 国の動向

近年の廃棄物処理に関する国の動向としては、令和5年度に実施された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更が挙げられます。2050年のカーボンニュートラル実現に向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえた内容に変更されました。また、令和6年度には、「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくりや資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環などを掲げています。

その他の国の動向として、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が令和3年6月に公布されました。プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源の循環利用を促進する重要性から定められています。プラスチック資源循環法の概要を表 2-1 に示します。また、循環経済工程表の概要を表 2-2 に、成長志向型の資源自律経済戦略の概要を表 2-3 に示します。

表 2-1 プラスチック資源循環法の概要

項目	概要
目的	プラスチック使用製品の設計及び廃棄物の処理の過程で、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体による資源循環を促進する
対象	プラスチック製容器包装を含むプラスチックが使用されている全ての製品
目標	<p>環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーキュラーエコノミーへの移行 ・海洋汚染ゼロの世界の実現 ・2050年カーボンニュートラルの達成 ・2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制 <p>経済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環への貢献をあらゆる企業にとっての成長分野として投資できる環境の構築 <p>社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化への対応 ・消費者のライフスタイルの変革 <p>等</p>

表 2-2 循環経済工程表の概要

項目	概要
目的	循環型社会形成に向けた施策の点検や循環経済への移行を加速するための工程表の検討を実施し、これらの検討結果を踏まえた今後の方向性を示す
方向性	<p>脱炭素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料など資源の循環 ・ 生産過程の効率性向上 ・ 消費過程での効率性向上 <p>地球規模での環境汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 循環経済の取組を通じた天然資源投入量・消費量の抑制 ・ 適正な資源循環の促進による全体的な環境負荷削減への貢献 <p>経済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 循環産業をはじめとする循環経済関連ビジネスを成長させ、循環経済を持続的な取組として主流化する ・ 資源制約に対応し、日本の経済安全保障の取り組みを抜本的に強化する <p>社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の循環産業による地域活性化などの様々な社会的課題の解決 ・ 循環経済の取組の国際展開による国際的な循環経済体制の確立への貢献 ・ 各主体の連携による消費者や住民の前向きで主体的な意識変革や行動変容の促進 等

表 2-3 成長志向型の資源自律経済戦略

項目	概要
目的	令和2年度に策定した「循環経済ビジョン 2020」を踏まえ、資源循環経済政策の再構築等を通じた国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得を目指す
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源枯渇、調達リスク増大 ・ 廃棄物処理の困難性、カーボンニュートラル実現への対応の必要性
施策	<p>競争環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3R+Renewableに関する政策の強化 ・ リコマス市場の整備 ・ 海外との連携強化 <p>サーキュラーエコノミーの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DX化支援 ・ スタートアップ・ベンチャー支援 <p>産官学連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョン・ロードマップ策定 ・ 協調領域の課題解決 等

(3) 福岡県の動向

福岡県では、国の各種方針・計画を踏まえて、「福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）」及び「福岡県廃棄物処理計画」等を策定し、適正な廃棄物処理に取り組んでいます。福岡県環境総合ビジョンの概要を表 2-4 に、福岡県廃棄物処理計画の概要を表 2-5 に示します。

表 2-4 福岡県環境総合ビジョンの概要

項目	概要
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 経済・社会のグリーン化 ② 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり ③ 脱炭素社会への移行 ④ 循環型社会の推進 ⑤ 自然共生社会の推進 ⑥ 健康で快適に暮らせる生活環境の形成 ⑦ 国際環境協力の推進
施策	<p>限りある資源の効率的な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産活動における省資源化、製品・建造物等の長寿命化による天然資源の抑制、資源循環を考えたものづくりへの転換 ・県民、事業者における3R活動の推進、建設資材及び生活関連リサイクル製品の利用促進 <p>廃棄物の適正処理による環境負荷の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物施設への立入検査や定期的な報告に基づく改善指導 ・県内の先進事例の共有及び各地域のごみ削減の取り組みの推進 <p style="text-align: right;">等</p>

表 2-5 福岡県廃棄物処理計画の概要

項目	概要
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 資源の消費抑制 ② 資源循環利用の推進 ③ 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減
方向性	<p>脱炭素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料など資源の循環 ・生産過程の効率性向上 ・消費過程での効率性向上 <p>地球規模での環境汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環経済の取組を通じた天然資源投入量・消費量の抑制 ・適正な資源循環の促進による全体的な環境負荷削減への貢献 <p style="text-align: right;">等</p>

(4) 市の廃棄物処理の動向

本市では令和7年度から令和16年度のまちづくりの方針を定めた総合計画及び令和5年3月に「第2次宗像市環境基本計画 中間見直し」を策定しています。それらの計画の廃棄物処理に関する事項の概要をそれぞれ表2-6、表2-7に示します。

表2-6 第三次宗像市総合計画の概要

区分	概要
計画期間	令和7年度～令和16年度
基本理念	将来像：世界遺産がある海と生きる ずっと住みたいまち宗像 ～自然を守り安心を育む 自分らしく挑戦できる～
基本方針	重点分野 定住・移住・仕事 ・若者、子育て世代の定住が促進されるまち
	分野ごとの目標 ・安全、安心…安心して暮らせる災害に強いまち ・子育て…こどもの権利が保障され、健やかな育ちが守られるまち ・教育…教育、学びを通して、一人ひとりが輝くまち ・健康、福祉…住み慣れた地域で、安心して健康に暮らせるまち ・市民協働…誰もが認め合い、力を合わせ、笑顔と活力にあふれるまち ・環境…豊かな自然と暮らしやすさを実感できるまち ・都市…心地よい生活空間の中で、快適に住み続けられるまち ・産業…資源を活かし、新たな価値を創出するまち ・行財政…多様な社会の変化に対応できる健全で柔軟な行政経営のまち
廃棄物処理に関する 取り組み (関連箇所を抜粋)	施策 脱炭素の推進 自然環境と生活環境の美化・保全
	・ごみの減量・資源化(3R+Renewable)やごみの適正処理に関する情報発信や啓発の実施 ・新ごみ処理施設整備の推進(玄界環境組合) ・公害や野外焼却の防止、ペットの飼育マナー向上に関する啓発や注意喚起、情報発信の実施 ・多様な主体間の連携・協働による自然環境の保全、美化活動の実施 ・子どもたちへの環境教育の推進 ・終末処理場の計画的な更新 ・上水道基幹管路の計画的な更新

表 2-7 第2次宗像市環境基本計画 中間見直しの概要

区分	概要
計画期間	令和5年度～令和9年度
基本理念	環境像：豊かな自然と歴史を活かし 共に生きるまち宗像
基本方針	<p>環境目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然を守り育てる ・安心して暮らせる生活 環境のあるまちづくり ・自然と歴史、環境が調和する快適で美しいまちづくり ・脱炭素化をめざしたまちづくり ・環境に関心を持ち行動する人を育てるまちづくり
廃棄物処理に関する 取り組み (関連箇所を抜粋)	<p>施策 環境負荷の低減に寄与するまちづくり</p> <p>3Rによる資源循環の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい情報提供と充実した啓発活動による 3R の推進 ・ごみの分別・排出ルールの徹底 ・食品ロス対策の推進 ・生ごみ減量の取り組み推進 ・事業所への減量化等計画書に基づく指導 ・事業系ごみの減量化・資源化の推進 ・資源物受入施設の利便性の向上と資源物受入箇所の拡充 ・地域における資源物回収の推進 ・バイオマス活用の検討 <p>ごみの適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別・排出ルールの周知方法の改善と充実 ・効率的な収集・運搬の推進 ・高齢者などのごみ処理困難者への対応 ・市民や地域コミュニティとの連携によるパトロールの実施など 不法投棄対策の充実 ・将来のごみ処理施設や体制のあり方に関する調査・検討の実施

2 ごみ処理体制

(1) ごみ処理フローについて

本市におけるごみ処理フローを図 2-3 に示します。

本市で排出された一般廃棄物は、本市、古賀市、福津市及び新宮町の4市町で構成される玄界環境組合が運営する宗像清掃工場に搬入し処理しています。宗像清掃工場でごみ処理を行っているのは、玄界環境組合の構成市町のうち本市のみとなっています。

燃やすごみ及び資源ごみ・粗大ごみの処理残渣は、宗像清掃工場で焼却処理を行っています。また、焼却の際に発生した熱エネルギーを回収し、蒸気タービン発電機で発電しています。発電した電力は工場内で使用し、余剰電力については電力会社に売電しています。さらに、熱エネルギーから温水を作り、工場内の給湯に使用しています。焼却残渣については資源化を実施しており、一部の不燃ごみを除き埋立処分は行っていません。

分別収集ごみ（資源ごみ・不燃ごみ）及び粗大ごみについては、宗像清掃工場内のリサイクルプラザで、選別・破碎等の処理を行った後に資源化されています。びん、使用済み小型家電電子機器、蛍光管・電球などの一部の品目は、リサイクルプラザに搬入後、直接資源化のため資源再生業者へ引き渡しています。また、分別収集ごみの陶磁器及び土砂・がれきについては、直接埋立を行っています。



※参考資料：玄界環境組合地域 循環型社会形成推進地域計画

図 2-2 玄界環境組合 管内図

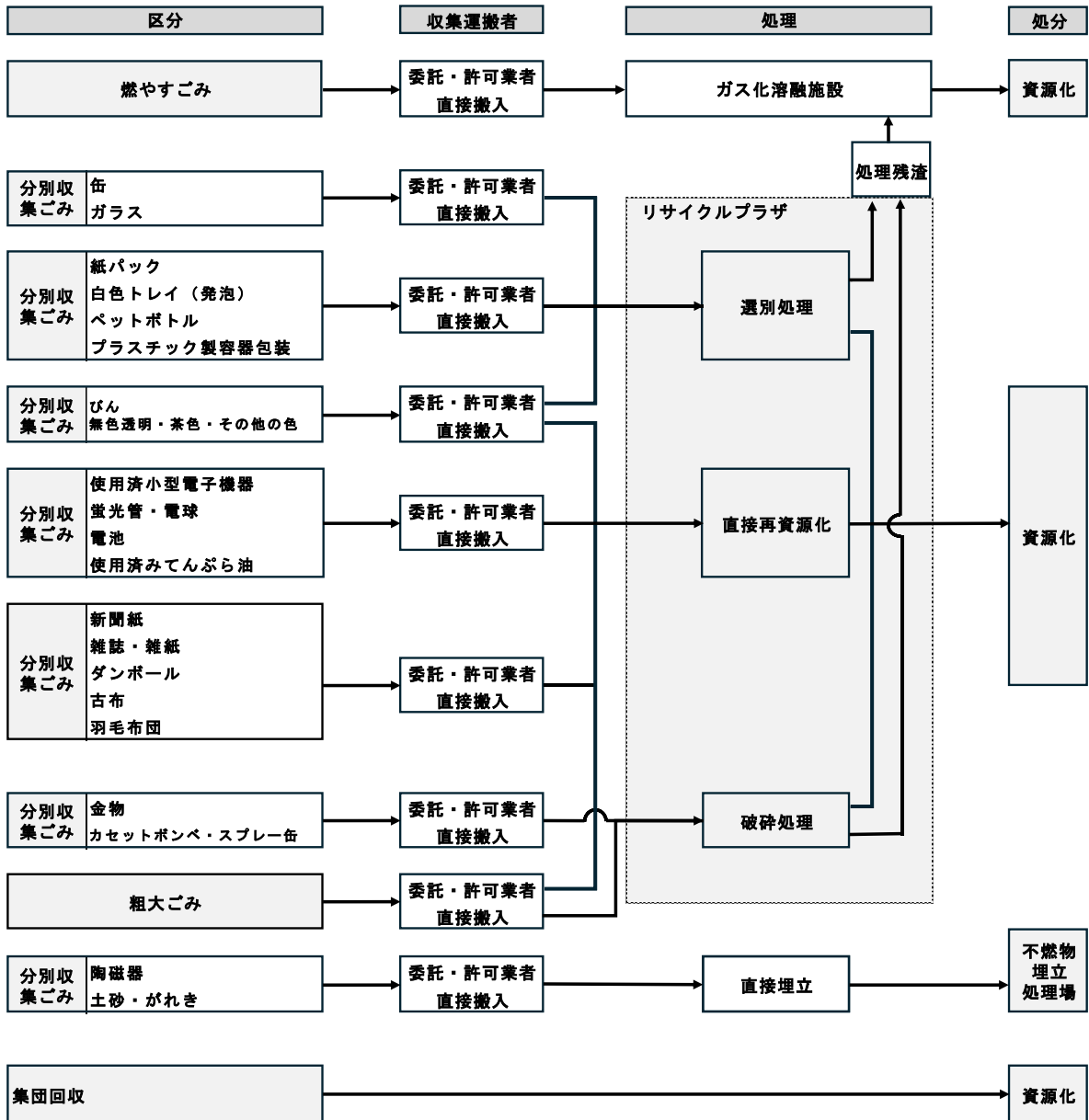


図 2-3 ごみ処理フロー

(2) ごみ分別区分について

本市の分別区分を表 2-8 及び表 2-9 に示します。

本市の分別区分は燃やすごみ、分別収集ごみ、粗大ごみの3種に大別されます。分別収集ごみについては、表 2-9 に示した22種類に分類され、合計すると本市では24種の分別区分を設けています。

表 2-8 ごみの分別区分（燃やすごみ・粗大ごみ）

分別区分	ごみの種類
燃やすごみ	アイスノン、足ふきマット、油紙、網戸、アルバム、アルミ箔、アルミホイル・アルミカップ、安全靴、衣装ケース、板、犬の首輪、印鑑、インクリボン、ウィンドブレーカー、植木鉢（プラスチック製）、浮き袋（浮き輪）、うちわ、運動靴、MD、枝類、鉛筆、おしゃぶり、おぼん（木製・プラスチック製）、おまる、おむつカバー、おもちゃ（プラスチック製）、おわん（木製・プラスチック製）、カーボン紙、カーラー、貝殻、カイロ（使い捨てのもの）、カセットテープ、カップ（雨具）、かつら、蚊取りマット、かばん・バッグ、紙おむつ、紙粘土、紙パック（紙マークが付いていて中が銀色の物）、紙やすり、カラーボックス（木製）、革製品（バッグ・ベルト・ジャンパー・靴など）、乾燥剤、感熱紙、木くず、球技用ボール（皮・ゴム等のボール）、クーラーボックス、草、くし（木製・プラスチック製）、口紅、靴・長靴・ズック、クッキングペーパー、靴下、クッション、靴の方くずれ防止の型、クリーニングの袋、クレヨン（クレパス）、グローブ、毛糸、ケース（CD・ビデオ・カセット）、ゲートボールスティック（木製）、ゲートボール用ボール、消しゴム、玄関マット、ゴーグル、氷枕、ござ、コップ（プラスチック製）、ゴム製品（長靴・マットなど）など
粗大ごみ	一番長い部分の長さが1mを超え、かつ重さが40kg以下のもの 1mを超えないが、家の前での収集を希望するもの

※宗像市 家庭ごみの出し方 保存版 令和5年3月改訂から一部抜粋

表 2-9 ごみの分別区分（分別収集ごみ）

分別区分	ごみの種類
缶	空き缶（飲食用）、菓子箱（金属製）、粉ミルクの缶、ペットフードの空き缶、ミルクの缶など
ガラス	空きびん（飲食用以外）、板ガラス、温度計、鏡、花瓶、ガラス製品（コップ・食器等）、金魚鉢（ガラス製）など
紙パック	牛乳パックなど
白色トレイ	両面白色で、つまようじが刺さる発泡トレイ
ペットボトル	ペットボトルマークの付いているもの
プラスチック製容器包装	菓子袋、カップめん（の容器）、緩衝材、キャップ、ケチャップの容器、米袋、シャンプー容器、しょうゆ入れなど
びん （無色透明・茶色・その他色）	空きびん（飲食用）、薬のびん（飲用）など
使用済小型家電	テレビ（ブラウン管式）、テレビ（プラズマ・液晶）など
蛍光管・電球	蛍光管、電球、豆電球など
電池	乾電池、ボタン型電池など
使用済みてんぷら油	食用油、廃油（食用）
新聞紙	折込みチラシ、新聞紙など
雑誌・雑紙	空き箱（紙製）、菓子箱（紙製）、カタログ、紙袋、カレンダー、広告・チラシ類、チラシ・広告類、ティッシュペーパーの箱、電話帳、ノート、はがき、箱（タバコ・お菓子）など
ダンボール	ダンボール
古布	衣類（古着）、カーテン（レースカーテン含む）、シーツ、シャツ、スーツ、セーター、タオル・タオルケット、布類など
羽毛布団	品質表示がダウン50%以上の羽毛布団
金物	アイロン、空き缶（飲食用以外）、アタッシュケース、圧力鍋、アルミ鍋、アルミ容器、泡立て器、安全ピン、一斗缶、井戸用ポンプ、鋳物鍋（鉄・銅製の鍋）、腕時計など
カセットボンベ・スプレー缶	カセットガスボンベ、スプレー缶、卓上用ガスボンベ（カセットボンベ）など
陶磁器	植木鉢（陶器）、軽石、急須（陶磁器）、七輪、スレート、せともの、タイル、茶わん（陶器）、砥石、陶磁器など
土砂・がれき	石、コンクリートブロック、スレート、タイル、土、れんが、モルタルなど

※宗像市 家庭ごみの出し方 保存版 令和5年3月改訂から一部抜粋

(3) ごみの収集運搬について





1) 収集運搬体制

本市のごみの排出及び収集運搬体制を表 2-10 に、廃棄物処理手数料を表 2-11 に示します。

表 2-10 ごみの排出及び収集運搬体制

分別区分		排出方法	収集頻度	収集方法	収集区分	
家庭系ごみ	燃やすごみ	指定収集袋（黄色）	週2回	ステーション方式	委託	
	分別収集ごみ	指定収集袋なし	月1回 （大島は月2回）	①～⑪、⑰～⑱ ステーション方式	直営	
	① 缶			①～⑱ 宗像市役所資源物受入施設での受入		
	② ガラス					
	③ 紙パック					
	④ 白色トレイ					
	⑤ ペットボトル					
	⑥ プラスチック製容器包装					
	⑦ びん（無色透明・茶色・その他色）					
	⑧ 使用済小型家電					
	⑨ 蛍光管・電球					
	⑩ 電池					
	⑪ 使用済みてんぷら油					
	⑫ 新聞紙					①～⑱ 北側資源物受入施設
	⑬ 雑誌・雑紙					
	⑭ ダンボール					
	⑮ 古布					①、③～⑥、⑩ 拠点回収方式
	⑯ 羽毛布団					
	⑰ 金物					
	⑱ カセットボンベ・スプレー缶					
⑲ 陶磁器						
⑳ 土砂・がれき	指定収集袋なし	随時	不燃物埋立場で埋立			
	粗大ごみ	シールを貼付	随時	戸別収集	直営	
	事業系ごみ	事業所用指定収集袋（赤、青色）	随時	許可業者との契約	許可	
	自己搬入ごみ	指定収集袋なし	随時	自己搬入	持込	

表 2-11 廃棄物処理手数料

ごみ種類		指定収集袋・廃棄物処理手数料等		
家庭系ごみ	燃やすごみ		小袋 25L	305 円/10 枚
			大袋 35L	427 円/10 枚
			特大袋 45L	652 円/10 枚
	粗大ごみ		粗大ごみシール	530 円/ 1 枚
事業系ごみ	燃やすごみ		大 70L	1,018 円/10 枚
			小 45L	652 円/10 枚
	不燃ごみ		袋 45L	652 円/10 枚
自己搬入ごみ	燃やすごみ等	指定収集袋なし	-	170 円/10kg
埋立ごみ	陶磁器、土砂・がれき等	指定収集袋なし	搬入車の積載量ごとに料金区分を設定する	360 円～ 14,400 円

2) 収集運搬車両

収集運搬車両については、令和5年度時点で直営が13台、委託業者が13台、許可業者が19台の計45台となっています。

3) 民間と連携した資源収集

本市では、資源回収ボックスを公共施設や店頭に設置し、資源ごみの分別収集に取り組んでいます。令和6年度4月時点では、それぞれの設置場所でペットボトル、紙パック、白色トレイ、プラスチック、缶、電池などの回収を行っています。

4) 高齢者等のごみ出し支援制度

①行政による支援 「ふれあい収集」

家庭ごみをごみステーションに出すことが困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、戸別訪問によるごみの収集制度を設けています。収集日にごみが出されておらず、声かけによる応答もない場合は、利用者が事前に指定した緊急連絡先に連絡を行うことで、安否確認を行います。

②行政による支援 「粗大ごみ特別収集」

本市では粗大ごみの搬出の際に、自宅の前など市の指定する場所まで持ち出すことのできない高齢者や障がい者などを対象に、当該世帯の住居内から収集する支援制度を設けています。

表 2-12 粗大ごみの持ち出しサービスの概要

項目	概要
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の方 ・ 障がいのある方で構成される世帯の方 ・ その他市が特に必要があると認める方
料金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 粗大ごみ 1 点につき、粗大ごみシール (530 円) 追加
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸建住宅 (一部の集合住宅を含む) の場合、2 階以上からの持ち出しは受け付けない ・ 持ち出しの際には、立ち合いが必要となる

【地域コミュニティによる支援の取り組み】

○ごみ出し支援制度は行政主体のものだけでなく、市民が主体となったコミュニティ型の支援の取り組みも存在します。コミュニティ型の支援の取り組み事例を以下に示します。

項目	事例①	事例②
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者 ・ 体調不良の人 ・ 長期外出となる人
支援実施者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会内の協力者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会内の協力者
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別収集や廃品回収、生ごみ排出のサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ排出のサポート ・ 分別収集ごみの搬出

3 ごみ排出量の実績

本市のごみ排出量の実績を表 2-13 に、1人1日あたりのごみ排出量の実績を表 2-14 に示します。また、それぞれの過去5年間における排出量の推移を図 2-4 及び図 2-5 に示します。

本市のごみ排出量は近年減少を続けており、1人1日あたりのごみ排出量の減量も進んでいるため、良好な傾向を示していると言えます。これは、前回計画から推進してきた各種施策の効果が発揮されて、市民の排出抑制に対する意識が高まってきたためであると考えられます。しかし、資源ごみ及び集団回収量も減少しているため、資源の分別に対する課題は残る結果となりました。

表 2-13 ごみ排出量の実績

項目	単位\年度	実績値				
		R1	R2	R3	R4	R5
人口	人	96,993	97,119	97,053	97,204	97,099
総排出量	t/年	31,198	30,323	29,728	29,613	28,727
家庭系ごみ	t/年	21,104	20,928	20,436	20,040	19,280
行政収集	t/年	19,446	19,030	18,793	18,289	17,595
燃やすごみ	t/年	16,738	16,671	16,442	15,991	15,431
不燃ごみ	t/年	840	793	747	739	715
資源ごみ	t/年	1,713	1,404	1,447	1,459	1,325
その他	t/年	36	41	36	0	37
粗大ごみ	t/年	119	121	121	100	87
直接搬入	t/年	1,658	1,898	1,643	1,751	1,685
燃やすごみ	t/年	1,459	1,637	1,467	1,575	1,437
不燃ごみ	t/年	199	261	176	176	248
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
事業系ごみ	t/年	8,751	8,238	8,205	8,563	8,601
行政収集	t/年	7,997	7,398	7,451	7,707	7,793
燃やすごみ	t/年	7,657	7,056	7,124	7,366	7,430
不燃ごみ	t/年	335	342	327	341	363
資源ごみ	t/年	5	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
直接搬入	t/年	754	840	754	856	808
燃やすごみ	t/年	754	840	754	856	808
不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
集団回収量	t/年	1,343	1,157	1,088	1,010	846
紙類	t/年	1,260	1,068	1,002	929	775
ガラス類	t/年	9	8	8	5	6
布類	t/年	74	81	78	75	64
資源回収量（施設処理を除く）	t/年	3,097	2,602	2,571	2,469	2,208
要処理ごみ量	t/年	28,101	27,721	27,157	27,144	26,519
リサイクル率	%	24.7%	24.4%	24.2%	23.8%	22.5%
最終処分量	t/年	409	429	371	387	448
直接最終処分量	t/年	409	429	371	387	448
残渣埋立量	t/年	0	0	0	0	0

※端数処理の結果、合計が一致しない場合があります。

表 2-14 1人1日あたりのごみ排出量の実績

項目	単位\年度	実績値				
		R1	R2	R3	R4	R5
人口	人	96,993	97,119	97,053	97,204	97,099
総排出量	g/人・日	878	854	837	835	807
家庭系ごみ	g/人・日	595	589	576	565	541
行政収集	g/人・日	548	536	530	516	494
燃やすごみ	g/人・日	472	470	464	451	434
不燃ごみ	g/人・日	24	22	21	21	20
資源ごみ	g/人・日	48	40	41	41	37
その他	g/人・日	1	1	1	0	1
粗大ごみ	g/人・日	3	3	3	3	2
直接搬入	g/人・日	47	53	46	49	47
燃やすごみ	g/人・日	41	46	41	44	40
不燃ごみ	g/人・日	6	7	5	5	7
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
その他	g/人・日	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
事業系ごみ	g/人・日	246	233	231	242	242
行政収集	g/人・日	225	209	210	218	219
燃やすごみ	g/人・日	216	199	201	208	209
不燃ごみ	g/人・日	9	10	9	10	10
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
その他	g/人・日	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
直接搬入	g/人・日	21	24	21	24	23
燃やすごみ	g/人・日	21	24	21	24	23
不燃ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
その他	g/人・日	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
集団回収量	g/人・日	37	32	30	28	24
紙類	g/人・日	35	30	28	26	22
ガラス類	g/人・日	0	0	0	0	0
布類	g/人・日	2	2	2	2	2
資源回収量（施設処理を除く）	g/人・日	87	73	73	70	62
要処理ごみ量	g/人・日	791	781	764	765	745
家庭系ごみ（資源除く）	g/人・日	546	551	536	524	505

【分別収集ごみについて】

○分別収集ごみ：不燃ごみ+資源ごみ+その他

⇒ごみ排出量を整理する際には、分別収集ごみを不燃ごみ、資源ごみ及びその他に分類して集計しています。

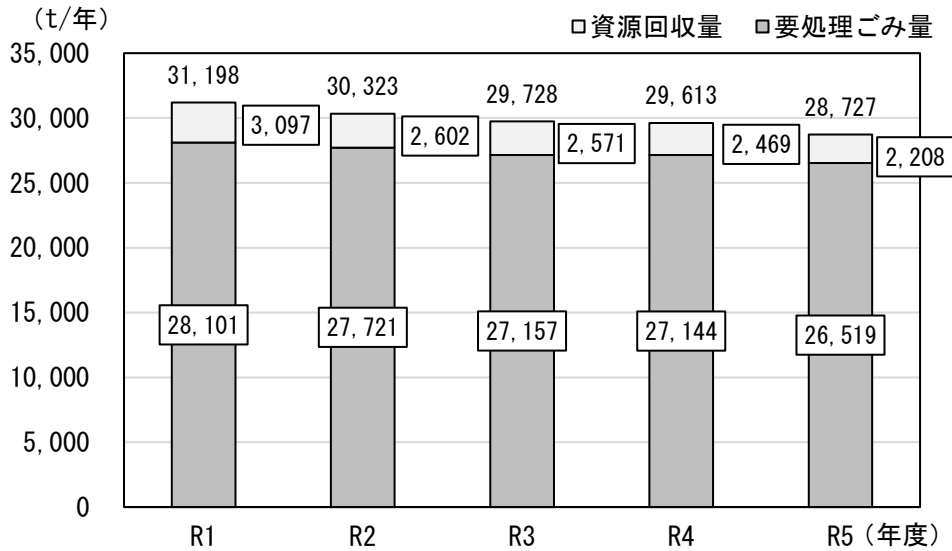


図 2-4 ごみ排出量の推移

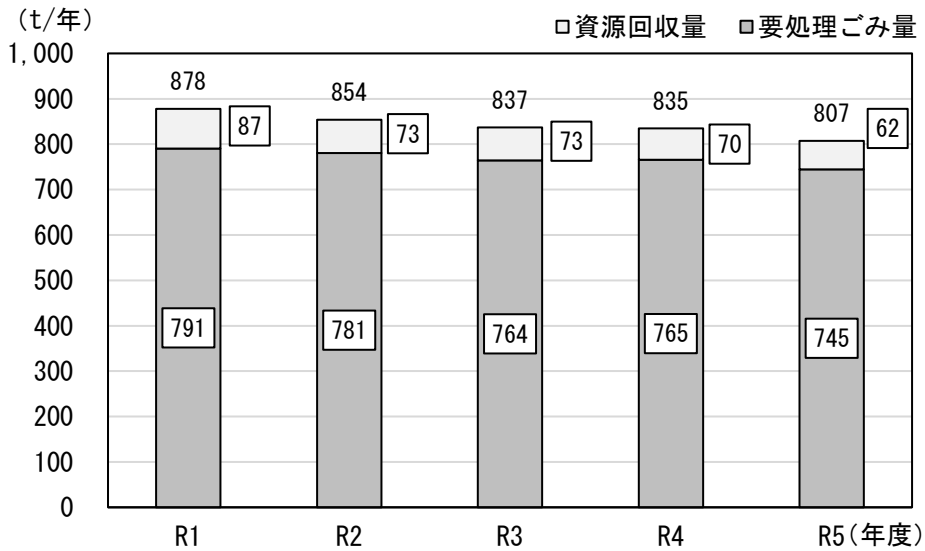


図 2-5 1人1日あたりのごみ排出量の推移

【用語の定義①】

- 総排出量：家庭系ごみ（行政収集+直接搬入）+事業系ごみ（行政収集+直接搬入）
- 資源回収量：家庭系資源ごみ+事業系資源ごみ+家庭系その他ごみ+集団回収量
- 要処理ごみ量：総排出量-資源回収量

4 減量化・資源化の実績

(1) ごみに関する啓発活動について

1) 市立学校等における環境学習

市内の小学生を対象に、ごみに関することや地球環境をテーマとした教育プログラムを実施しています。また、活動の一環として市内の市立学校等の授業に、市の職員や環境団体がゲストティーチャーとして参加しています。

2) 情報提供・啓発の取り組み

家庭系ごみの排出方法や分別の方法等について周知するためのパンフレットである「宗像市 家庭ごみの出し方 保存版 令和5年3月改訂」を全戸配布しています。また、事業者向け及び外国人向け（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）パンフレットの公式ホームページ等での掲載や、説明会の開催などを通して情報提供を行っています。

3) 宗像清掃工場の活用

宗像清掃工場では、ごみ減量と啓発のため、粗大ごみとして持ち込まれた家具を修理し、リサイクル家具として販売するリサイクルショップを開催しています。

(2) 処理残渣の資源化について

本市は宗像清掃工場ガス化溶融施設で処理後に発生する溶融固形物（スラグ・メタル）及び溶融飛灰の資源化を行っています。その結果、処理残渣の埋立は現状行っておらず、資源を最大限有効活用することが可能な仕組みとなっています。

(3) 資源集団回収の実績について

本市では、資源集団回収奨励制度を導入しています。ごみの減量及び資源化を推進するために、古紙類やびんなどの資源ごみを回収し、資源回収業者に引き渡した市内の公共団体に報奨金を支給しています。資源集団回収の奨励金額を表 2-15 に、集団回収団体の実績を表 2-16 に示します。

表 2-15 資源集団回収の奨励金額

対象団体	品目	奨励金額	備考
自治会、町内会、子ども会、PTA、シニアクラブ等	古紙類	5 円/kg	-
	古布	6 円/kg	半期ごとに回収を 3 回以上実施した場合
	びん	3 円/本	-

表 2-16 集団回収団体の実績

項目/年度		R1	R2	R3	R4	R5
実施団体数	団体	114	113	109	109	111
奨励金額	円	7,990,060	6,854,240	6,472,660	6,022,920	5,017,340

(4) 生ごみの自家処理に対する助成制度について

家庭から排出される生ごみの減量と資源化の推進のため、本市では生ごみ処理容器等購入費補助金制度を実施しています。また、令和6年度から制度を改正し、コンポスト容器（設置型プラスチック容器やバケツ型密閉式容器）なども補助の対象としています。生ごみ処理容器等購入費補助金制度の概要を表 2-17 に、実績を表 2-18 に示します。

表 2-17 生ごみ処理容器等購入費補助金制度

種類	1世帯あたりの補助対象数	1点あたりの補助金額	1点あたりの補助金額の上限
ダンボールコンポスト	1会計年度につき5基	購入価格の1/2以内	1,000円
ダンボールコンポスト用基材	1会計年度につき5個	購入価格の1/2以内	1,000円
コンポスト容器 ※1	1会計年度につき2基	購入価格の1/2以内	3,000円
発酵促進剤 ※2	1会計年度につき5個	購入価格の1/2以内	1,000円

※1：設置型プラスチック容器、バケツ型密閉式容器等の生ごみ減量を目的とする非電力式の容器

※2：発酵促進剤、EMぼかし、基材等のコンポスト容器を用いる際に必要な製剤

表 2-18 生ごみ処理容器等購入費補助金制度の実績

項目/年度		R1	R2	R3	R4	R5
補助件数	件	748	746	1066	499	915
補助金額	円	909,620	362,440	528,165	328,880	682,550

(5) 民間事業者による資源回収について

市内で民間事業者が独自に資源回収ボックス等を設置し、資源回収を行っている事例も存在します。主な回収品目は新聞紙、雑誌、ダンボール、チラシ及び牛乳パックです。

(6) 資源ごみの分別収集について

本市における分別収集ごみには資源ごみと不燃ごみが含まれており、細かく区分すると22品目となります。分別収集した資源ごみは、宗像清掃工場内のリサイクルプラザや委託された事業者によって資源化されています。分別収集ごみの再生用途について、表2-19に示します。

表 2-19 分別収集ごみの再生用途等

分別区分	処理方法	再生用途等
缶	処理施設で選別処理後、鉄、アルミは資源化、残渣類は焼却処理	アルミ缶 スチール缶
ガラス	処理施設で選別処理後、ガラス類は資源化、残渣類は焼却処理	コンクリート製品原料 アスファルト原料
紙パック	処理施設で保管後資源化	製紙原料 トイレットペーパー
白色トレイ	処理施設で選別処理後、圧縮梱包し資源化、残渣類は焼却処理	トレイ
ペットボトル		繊維製品
プラスチック製容器包装		パレット、再生樹脂
びん（無色透明・茶色）	処理施設で色別に選別処理した後資源化、残渣類は焼却処理	同色のびん
びん（その他びん）		土木・建築材料
使用済小型家電	処理施設で保管後資源化	各種金属（レアメタルなどを回収
蛍光管・電球		蛍光管
電池		電池原料
使用済みてんぷら油		バイオ燃料
新聞紙		新聞紙、印刷用紙
雑誌・雑紙		ダンボール、印刷用紙
ダンボール		ダンボール、紙筒
古布		反毛材、ウエス材
羽毛布団		羽毛布団 ダウンジャケット
金物		処理施設で選別処理後、鉄、アルミは資源化、残渣類は焼却処理
カセットボンベ・スプレー缶		
陶磁器	埋立処分	埋立処分
土砂・がれき		

(7) 資源化量について

本市における資源化量の実績を表 2-20 に示します。

本市で収集された資源ごみと不燃ごみを含む分別収集ごみは、宗像清掃工場内のリサイクルプラザに搬入された後に資源化されます。また、一部の資源ごみについては民間業者に引き渡されて直接資源化されています。そして、リサイクルプラザで発生した処理残渣は、同工場内のガス化溶融施設に搬入し処理しています。

資源化量は近年減少を続けており、それに伴ってリサイクル率も低下しています。直接資源化量及び集団回収量が特に減少しているため、行政による把握が困難な民間事業者による資源回収の影響が考えられます。

表 2-20 資源化量の実績

項目	単位\年度	実績値				
		R1	R2	R3	R4	R5
施設資源化量	t/年	5,557	5,641	5,523	5,470	5,151
焼却施設	t/年	4,174	4,290	4,169	4,095	3,799
金属類	t/年	510	525	497	439	365
溶融スラグ	t/年	2,639	2,707	2,629	2,689	2,567
山元還元	t/年	1,025	1,058	1,043	967	867
リサイクル施設	t/年	1,383	1,351	1,354	1,375	1,352
金属類	t/年	600	562	511	545	520
ビン	t/年	404	375	421	397	391
紙パック	t/年	26	22	27	26	23
ペットボトル	t/年	112	102	125	120	126
プラスチック容器包装	t/年	231	279	257	275	281
梱包材、発泡スチロール	t/年	10	11	13	12	11
直接資源化量	t/年	814	594	570	559	465
紙類	t/年	654	436	411	413	331
金属類	t/年	9	14	13	14	11
布類	t/年	132	125	126	114	103
廃食用油	t/年	19	19	20	18	20
集団回収量	t/年	1,343	1,157	1,088	1,010	846
紙類	t/年	1,260	1,068	1,002	929	775
ガラス類	t/年	9	8	8	5	6
布類	t/年	74	81	78	75	64
資源化量	t/年	7,714	7,392	7,181	7,039	6,462
総排出量	t/年	31,198	30,323	29,728	29,613	28,727
リサイクル率	%	24.7%	24.4%	24.2%	23.8%	22.5%

【用語の定義②】

○資源化量：施設資源化量+直接資源化量+集団回収量

○リサイクル率：資源化率÷総排出量

5 中間処理の実績

(1) 施設の概要

本市を含む4市町で玄界環境組合を構成し、ごみの共同処理を実施しています。本市は宗像清掃工場に燃やすごみ、分別収集ごみ、粗大ごみ、し尿・下水道汚泥等を搬入し、一部の不燃ごみは宗像市不燃物埋立処理場及び大島一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っています。また、宗像清掃工場内には最終処分場を設けていますが、現状は焼却残渣の資源化を行っているため、使用していません。それぞれの施設の概要を以下に示します。

表 2-21 ガス化溶融施設の概要

区分	内容
所在地	福岡県宗像市池浦 600 番地 1
建設年月	着工：平成 13 年 2 月 竣工：平成 15 年 6 月
炉形式	全連続燃焼式
焼却方式	シャフト炉式ガス化溶融方式
処理能力（炉数）	160t/24h（80t/24h×2 炉）
発電設備	蒸気タービン発電機（定格 2,400kW）

表 2-22 リサイクルプラザの概要

区分	内容
所在地	福岡県宗像市池浦 600 番地 1
建設年月	着工：平成 13 年 2 月 竣工：平成 15 年 6 月
処理方式	破碎、機械選別、手選別、圧縮・梱包方式
処理能力	40t/5h（不燃・粗大ごみ処理：18t/5h、資源ごみ処理：22t/5h）

表 2-23 最終処分場の概要

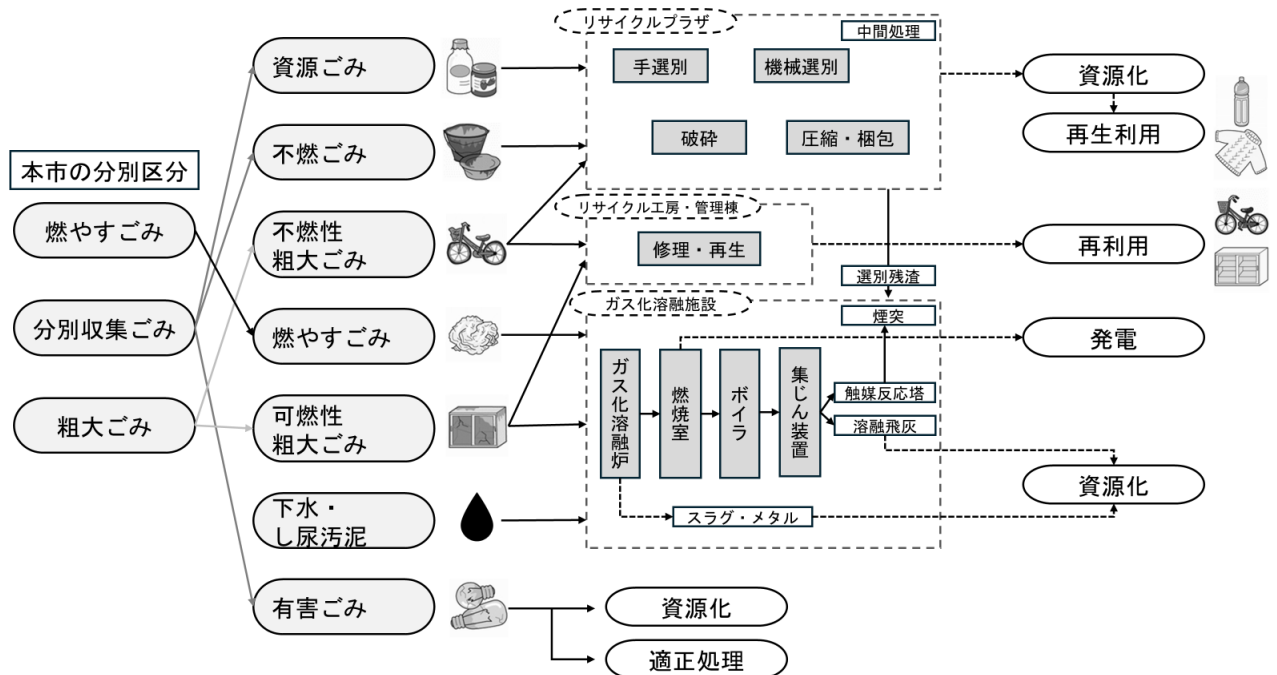
区分	内容
所在地	福岡県宗像市池浦 600 番地 1
建設年月	着工：平成 13 年 2 月 竣工：平成 15 年 6 月
埋立対象物	溶融飛灰の固化物
埋立容量	9,340m ³

表 2-24 宗像市不燃物埋立処分場の概要

区分	内容
施設名称	宗像市不燃物埋立処分場
所在地	福岡県宗像市河東 1741-1
建設年月	竣工：昭和 51 年 5 月
埋立対象物	陶磁器、コンクリート、がれき、土砂など
埋立容量	158,340m ³

表 2-25 大島一般廃棄物最終処分場の概要

区分	内容
施設名称	大島一般廃棄物最終処分場
所在地	福岡県宗像市池浦 600 番地 1
建設年月	竣工：平成 10 年 3 月
埋立対象物	陶磁器、コンクリート、がれき、土砂など
埋立容量	3,560m ³



※参考資料：玄界環境組合 ECO パーク宗像 宗像清掃工場 施設紹介

※イラスト：「ごみイラスト素材集」（経済産業省）(<https://x.gd/6797F>) を加工して作成

図 2-6 宗像清掃工場の概要

(2) 中間処理量

本市のごみ処理量の実績を表 2-26 に示します。

表 2-26 ごみ処理量の実績

項目	単位\年度	実績値				
		R1	R2	R3	R4	R5
焼却施設搬入量	t/年	31,732	31,557	31,218	31,044	30,390
燃やすごみ	t/年	26,608	26,204	25,787	25,788	25,106
下水道汚泥、し尿、し渣	t/年	4,483	4,765	4,872	4,762	4,774
可燃性粗大ごみ	t/年	115	110	111	90	80
可燃残渣（ガラス含む）	t/年	526	478	448	404	430
リサイクル施設搬入量	t/年	3,132	2,852	2,743	2,725	2,695
不燃ごみ	t/年	1,374	1,396	1,250	1,256	1,326
資源ごみ	t/年	1,718	1,404	1,447	1,459	1,325
その他	t/年	36	41	36	0	37
不燃性粗大ごみ	t/年	4	11	10	10	7
リサイクル施設内処理物（可燃残渣含む）	t/年	2,318	2,258	2,173	2,166	2,230
リサイクル施設内処理物（可燃残渣除く）	t/年	1,383	1,351	1,354	1,375	1,352
金属	t/年	600	562	511	545	520
カン	t/年	82	75	86	88	75
その他金属	t/年	518	487	425	457	445
金属以外の資源	t/年	783	789	843	830	832
ビン	t/年	404	375	421	397	391
紙パック	t/年	26	22	27	26	23
ペットボトル	t/年	112	102	125	120	126
プラスチック容器包装	t/年	231	279	257	275	281
梱包材、発泡スチロール	t/年	10	11	13	12	11

6 最終処分の実績

本市の最終処分量の実績を表 2-27 に示します。中間処理後の残渣については資源化を行っているため、陶磁器類及び土砂・がれき類の直接埋立のみが最終処分量となります。

表 2-27 最終処分量の実績

項目	単位\年度	実績値				
		R1	R2	R3	R4	R5
最終処分量	t/年	409	429	371	387	448

7 ごみ質の分析

(1) 家庭系燃やすごみのごみ質調査結果

本市では、年度ごとに家庭系燃やすごみのごみ質調査を実施しています。ごみ質の傾向を把握するため、平成30年度、令和4年度及び令和5年度の調査結果をもとに現状を整理します。

1) 全体の傾向

平成30年度、令和4年度及び令和5年度のごみ質調査結果を表2-28に、組成の経年変化を図2-7に示します。また、再生利用可能な資源物及び食品ロスの割合を表2-29及び図2-8に示します。

全体としては、紙類及びプラスチック類が減少傾向にあり、厨芥類が増加傾向にあります。最も割合が高いのは各年度で共通して厨芥類となりました。

家庭系燃やすごみ中の再生利用可能な資源物及び食品ロスの割合は、令和5年度で29.3%となり、平成30年度と比較すると改善されています。しかし、それらの割合が3割近く占めている状況には変わりなく、分別の徹底や食品ロス対策による更なる改善の余地があります。

【ごみ質調査の方法】

○調査対象：地域特性を考慮した4つのエリアに分類し、それぞれ2地域ずつ調査します。

- ・子育て世帯が多い地域
- ・年齢割合が平均的な地域
- ・高齢化率が高い地域
- ・漁業・農業が盛んな地域

○調査手法：調査対象となった地域から家庭系燃やすごみの袋を一定の個数選び出し、それらの組成を調べます。

- ・特大袋…10袋
- ・大袋…10袋
- ・小袋…5袋

表 2-28 家庭系燃やすごみの組成分析結果（湿ベース）

区分	組成	分類区分	年度			年度		
			H30	R4	R5	H30	R4	R5
			重量 (kg)			割合 (%)		
可燃物	紙	<u>紙パック(500ml以上)</u>	5.4	6.9	6.5	0.6%	0.8%	0.8%
		ダンボール	7.5	6.4	7.2	0.9%	0.8%	0.9%
		紙製容器包装	14.2	10.4	8.5	1.7%	1.2%	1.1%
		新聞紙	26.3	6.9	7	3.1%	0.8%	0.9%
		雑誌・厚紙・ノート類	42.1	28	21.4	4.9%	3.4%	2.7%
		その他の紙製品	81.4	74.9	74.1	9.5%	9.0%	9.4%
		紙 計	176.7	133.5	124.7	21%	16%	16%
	プラスチック	ペットボトル	15.1	18.7	9.4	1.8%	2.2%	1.2%
		プラスチック製容器包装	140.0	53.3	100.1	16.4%	6.4%	12.7%
		白色トレイ	1.8	2.6	1.8	0.2%	0.3%	0.2%
		プラスチック製品	10.3	58	10.2	1.2%	6.9%	1.3%
		プラスチック 計	167.1	132.6	121.5	19.6%	15.9%	15.4%
	繊維類	衣料品 (わた製品を除く)	12.8	21.8	11	1.5%	2.6%	1.4%
		わた製品・その他の繊維	5.9	7.6	10.6	0.7%	0.9%	1.3%
		繊維類 計	18.7	29.4	21.6	2.2%	3.5%	2.7%
	木・草	木製品、材木	5.5	4.3	6.4	0.6%	0.5%	0.8%
		剪定枝・草	11.6	36.2	23.1	1.4%	4.3%	2.9%
		木・草 計	17.1	40.5	29.5	2.0%	4.8%	3.7%
	厨芥	未利用食品	27.4	14.9	34.2	3.2%	1.8%	4.3%
		調理くず	302.4	315.8	307.1	35.4%	37.8%	39.0%
		食べ残し	13.3	20.2	23.3	1.6%	2.4%	3.0%
		上記以外の厨芥	0.1	0	11.9	0.0%	0.0%	1.5%
		厨芥 計	343.1	350.9	376.5	40.2%	42.0%	47.8%
	その他	紙おむつ	59.8	84.5	68.2	7.0%	10.1%	8.7%
		その他	62.7	53.7	36.3	7.3%	6.4%	4.6%
		その他 計	122.4	138.2	104.5	14.3%	16.5%	13.3%
	不燃物	不燃物	不燃ごみ 計	9.0	10.3	8.8	1.0%	1.2%
合計			854.1	835.4	787.1	100.0%	100.0%	100.0%

※分類区分で下線を付けている項目を再生利用可能な資源物、太文字の項目を食品ロスとします。

表 2-29 再生利用可能な資源物及び食品ロスの割合

分類区分	年度		
	H30	R4	R5
	割合 (%)		
再生利用可能な資源物	31.0%	18.6%	22.0%
食品ロス	4.8%	4.2%	7.3%
合計	35.8%	22.8%	29.3%

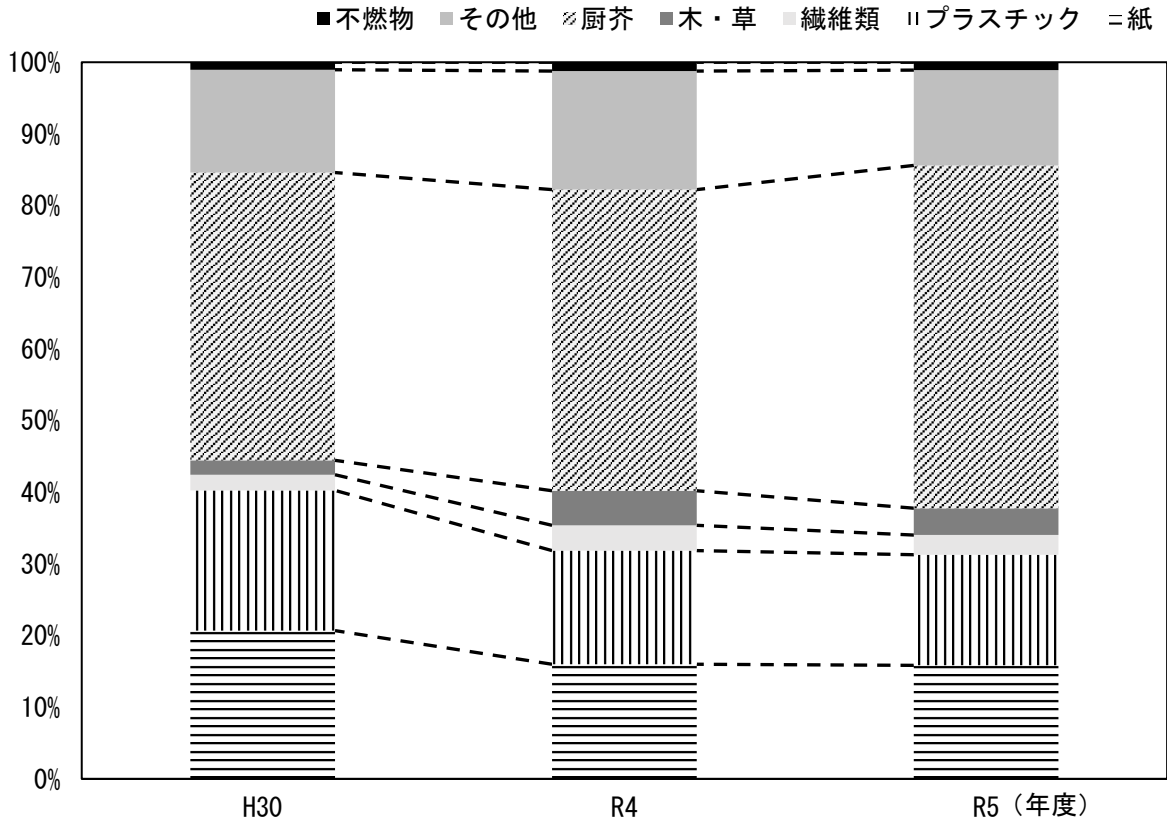


図 2-7 家庭系燃やすごみの組成の経年変化

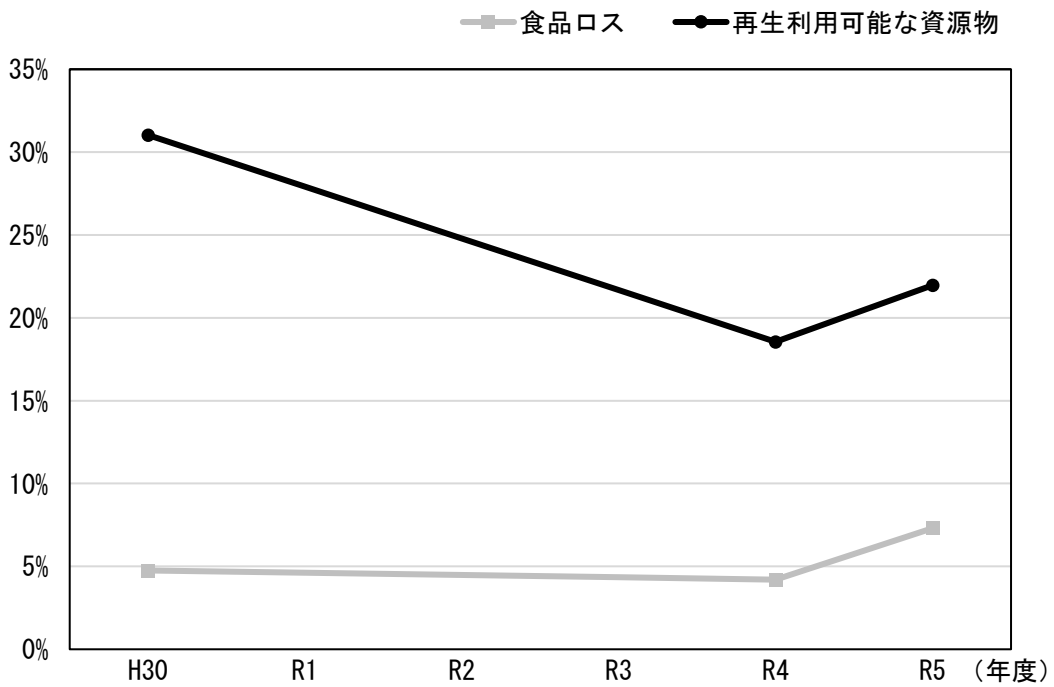


図 2-8 再生利用可能な資源物及び食品ロスの割合

2) 地域別のごみ質の特徴

令和5年度の地域別のごみ質調査結果を表2-30に示します。

地域間で明確な違いがみられる項目はないため、本市においては各地域で類似した組成のごみを排出していると考えられます。

表2-30 地域別の家庭形燃やすごみの組成分析結果(湿ベース)

区分	組成	分類区分	地域の特徴			
			子育て世帯が多い地域	年齢割合が平均的な地域	高齢化率が高い地域	漁業・農業が盛んな地域
			割合(%)			
可燃物	紙	紙パック(500ml以上)	1.2%	0.5%	0.8%	0.9%
		ダンボール	1.0%	1.3%	0.7%	0.6%
		紙製容器包装	1.4%	0.9%	0.4%	1.6%
		新聞紙	0.8%	0.8%	1.0%	0.9%
		雑誌・厚紙・ノート類	1.4%	3.2%	4.2%	2.1%
		その他の紙製品	8.4%	7.4%	9.9%	12.9%
		紙計	14.1%	14.2%	17.1%	19.0%
	プラスチック	ペットボトル	0.7%	0.8%	1.0%	2.4%
		プラスチック製容器包装	11.2%	14.5%	12.9%	12.1%
		白色トレイ	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%
		プラスチック製品	1.3%	0.6%	1.8%	1.6%
		プラスチック計	13.4%	16.1%	15.9%	16.4%
	繊維類	衣料品(わた製品を除く)	1.1%	0.4%	3.6%	1.0%
		わた製品・その他の繊維	3.8%	0.5%	0.7%	0.4%
		繊維類計	4.9%	0.9%	4.3%	1.4%
	木・草	木製品、材木	1.1%	0.8%	0.5%	0.9%
		剪定枝・草	4.1%	4.2%	1.6%	2.5%
		木・草計	5.2%	5.0%	2.1%	3.4%
	厨芥	未利用食品	4.9%	3.0%	5.4%	4.3%
		調理くず	40.1%	37.7%	39.1%	35.5%
		食べ残し	3.0%	3.0%	3.4%	2.7%
		上記以外の厨芥	1.2%	1.3%	1.3%	2.3%
		厨芥計	49.2%	44.9%	49.3%	44.8%
	その他	紙おむつ	3.6%	12.3%	7.7%	11.8%
		その他	8.5%	5.2%	2.3%	2.3%
		その他計	12.1%	17.5%	10.1%	14.1%
	不燃物	不燃物	不燃ごみ計	1.2%	1.4%	1.3%
合計			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 宗像清掃工場におけるごみ質調査結果

宗像清掃工場におけるごみ質調査結果を以下に示します。ごみ質調査は昭和52年環整95号に基づいて行われました。令和元年から令和4年については、年間で4回実施する測定の平均値を示しています。令和5年の実績は、令和5年4月に実施した測定結果を用いています。

1) 組成分析結果

種類組成の分析結果を図2-9に示します。

令和5年の種類組成は、紙・布類が41.8%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が33.1%、木・竹・わら類が12.5%、厨芥類が5.5%、不燃物類が3.1%、その他が4.0%となっています。厨芥類や不燃物類が減少傾向にあり、一方でビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が増加傾向にあります。

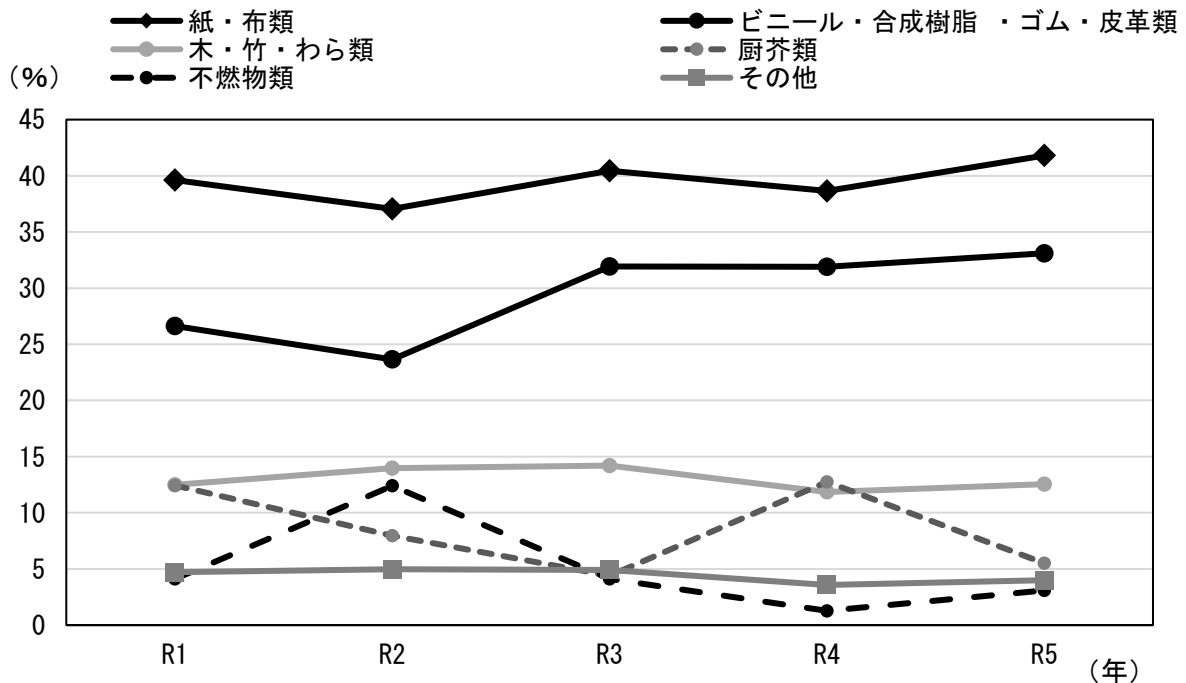


図 2-9 ごみ質分析結果 (種類組成)

2) 三成分 (水分・可燃分・灰分) 分析結果

三成分の分析結果を図2-10に示します。

宗像清掃工場における三成分の設計値はそれぞれ水分が44~61%、可燃分が30~46%、灰分が9~10%です。全体の傾向としては、水分が設計値を下回り、可燃分が設計値を上回る場合が多いです。

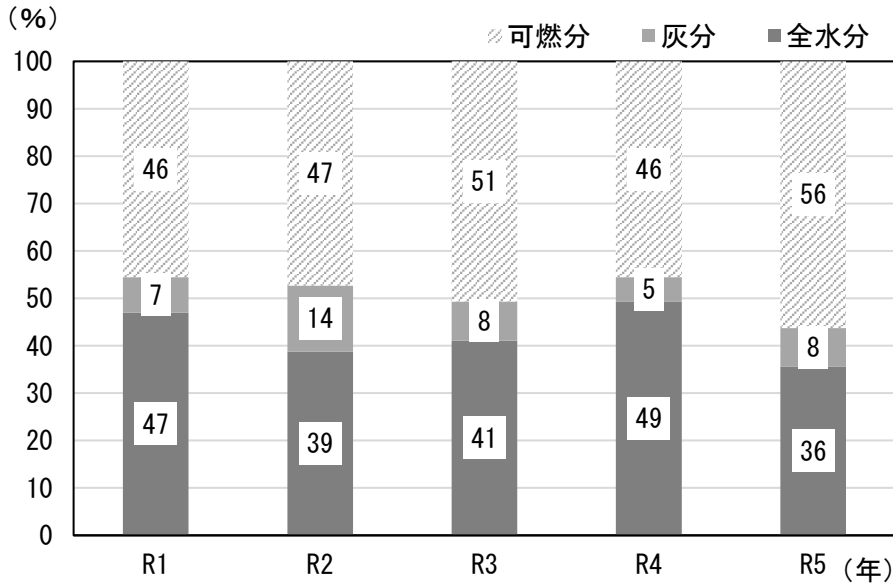


図 2-10 ごみ質分析結果 (三成分)

3) 低位発熱量分析結果

低位発熱量の分析結果を図 2-11 に示します。

宗像清掃工場における低位発熱量の設計値は 5,023~10,146kJ/kg となっています。低位発熱量の測定結果と比較すると全体的に設計値を超過する傾向にあります。低位発熱量はごみの燃えやすさを示すような指標であり、設計値よりも高い状態であるため、炉に過剰な負荷を与えている可能性が考えられます。

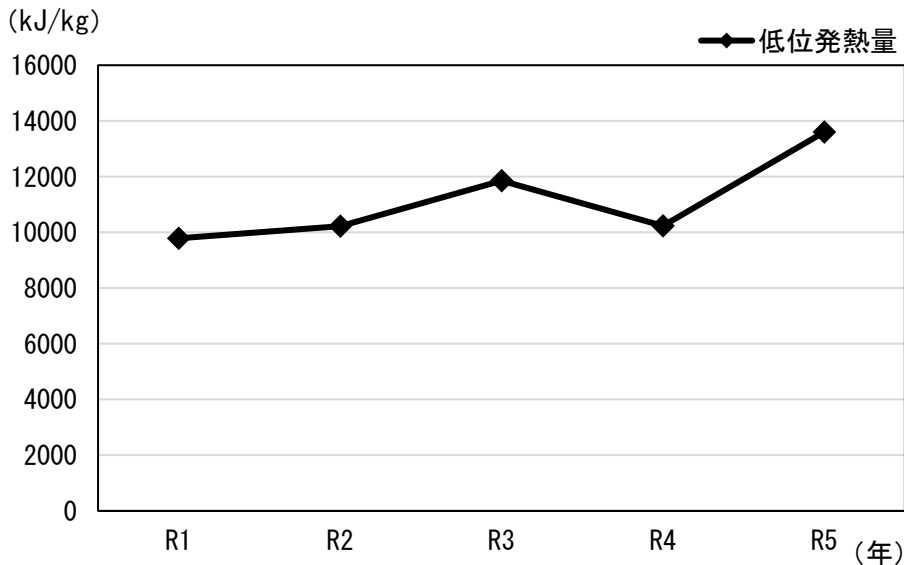


図 2-11 ごみ質分析結果 (低位発熱量)

8 ごみ処理経費

本市の財政において、ごみ処理経費は衛生費の中の清掃費として計上されます。本市の清掃費の推移を表 2-31 に、市民1人あたりの清掃費の推移を表 2-32 に示します。

本市の一般会計に占める清掃費の割合は、概ね4～5%の付近で推移しています。また、清掃費の中では玄界環境組合への負担金が大部分を占めています。

市民1人あたりが清掃事業に要している費用は、令和5年度で20,939円となっています。令和4年度までは18,500～19,000円付近で推移していましたが、令和5年度では玄界環境組合への負担金が増加したことにより、市民1人あたりの清掃費も約2,000円増加しています。

表 2-31 決算額における清掃費の推移

区分/年度		単位：千円				
		R1	R2	R3	R4	R5
一般会計	歳出	36,458,440	47,505,605	40,537,430	41,971,205	45,306,228
清掃費	清掃総務費	80,249	81,548	79,229	72,328	90,025
	塵芥処理費	1,594,421	1,600,638	1,601,029	1,626,869	1,783,617
	塵芥処理事業費	444,972	434,989	433,202	442,659	444,727
	環境美化事業費	10,900	8,659	8,551	8,610	9,133
	玄界環境組合負担	1,138,550	1,156,991	1,159,277	1,175,601	1,329,757
	し尿処理費	20,032	20,213	20,032	27,123	20,032
	合併処理浄化槽	6,561	6,307	5,980	5,457	4,493
	リサイクル推進費	102,164	102,473	104,340	115,896	134,963
	計	1,803,426	1,811,176	1,810,609	1,847,670	2,033,128
清掃費	対前年比	98.6%	100.4%	100.0%	102.0%	110.0%
清掃費が一般会計に占める割合		4.9%	3.8%	4.5%	4.4%	4.5%

※参考資料：宗像一般会計決算書

※端数処理の結果、合計が一致しない場合があります。

表 2-32 市民1人あたりの清掃費の推移

区分/年度		R1	R2	R3	R4	R5
清掃費	千円	1,803,426	1,811,176	1,810,609	1,847,670	2,033,128
人口	人	96,993	97,119	97,053	97,204	97,099
市民1人あたりの清掃費	円/人	18,593	18,649	18,656	19,008	20,939

第2節 ごみ処理の評価及び課題の抽出

1 現状のごみ処理体制の評価

(1) 前回計画目標値との比較

前回計画では令和6年度を目標年度として、ごみの減量及び資源化に関する目標を設定していました。令和6年度における目標値と令和5年度の実績値の比較を表2-33に示します。

最新の実績値と目標値を比較すると、総排出量及び1人1日あたりの総排出量の目標はどちらも達成されています。一方で、総排出量の内訳である資源回収量及び要処理ごみ量を見ると、目標には未達であり、増加傾向となる目標を設定していた資源回収量も減少しています。本来は要処理ごみ量の減量による総排出量の減量を見込んでいたため、資源回収量の減少を受けて目標を達成した現状は、総排出量についても課題の残る結果であると言えます。

また、リサイクル率の目標も達成されておらず、資源回収量の減少に伴って、近年は徐々に低下しています。

表 2-33 前回計画の目標値との比較

区分	単位	R6 年度目標値	R5 年度実績値	達成状況 (R5-R6)
1人1日あたりの総排出量	g/人・日	834	807	達成 (-27)
総排出量	t/年	29,320	28,727	達成 (-593)
1人1日あたりの資源回収量	g/人・日	133	62	未達 (-71)
資源回収量	t/年	4,676	2,208	未達 (-2,468)
リサイクル率	%	30.2	22.5	未達 (-7.7)
1人1日あたりの要処理ごみ量	g/人・日	701	745	未達 (+44)
要処理ごみ量	t/年	24,644	26,519	未達 (+1,875)

【用語の定義③】

○1人1日あたりの総排出量：総排出量÷人口÷日数×1,000,000（単位換算）

○1人1日あたりの資源回収量：資源回収量÷人口÷日数×1,000,000（単位換算）

○1人1日あたりの要処理ごみ量：要処理ごみ量÷人口÷日数×1,000,000（単位換算）

※本計画における日数にはうるう年（年間366日）を考慮します。

(2) 類似自治体との比較

環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和4年度実態調査結果）を用いて、本市と類似自治体の比較を行いました。類似自治体の選定条件を表 2-34 に示します。また、類似自治体との比較結果を表 2-35 及び図 2-12 に示します。

選定条件に基づいた抽出の結果、本市の類似自治体は 111 自治体となりました。これらの類似自治体との比較結果としては、人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量及び廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)の項目で類似自治体を上回り、廃棄物のうち最終処分される割合は平均値よりも低い項目です。しかし、人口 1 人あたり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は平均値よりも高くなっています。

表 2-34 類似自治体の選定条件

指標	区分
都市形態	都市
人口区分	都市Ⅱ（50,000人以上～100,000人未満）
産業構造	都市Ⅲ（2次・3次人口比95%以上、3次人口比65%以上）
比較範囲	全国

【環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 選定条件の指標】

○類似自治体の基準は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に基づきます。これは、総務省が毎年実施している地方財政の状況を把握するための「地方財政状況調査」にて、以下の区分を基準として自治体を分類する指標です。

指標	区分	
都市形態	政令指定都市、特別区、中核市、特例市、都市（前述以外の都市）、町村	
人口区分	都市	I（5万人未満）、II（5万人～10万人）、III（10万人～15万人）、IV（15万人以上）
	町村	I（5千人未満）、II（5千人～1万人）、III（1万人～1万5千人）、IV（1万5千人～2万人）、V（2万人以上）
産業構造	都市	0：2次・3次が95%未満、かつ3次が55%未満 1：2次・3次が95%未満、かつ3次が55%以上 2：2次・3次が95%以上、かつ3次が65%未満 3：2次・3次が95%以上、かつ3次が55%以上
	町村	0：2次・3次が80%未満 1：2次・3次が80%以上、かつ3次が55%未満 2：2次・3次が80%以上、かつ3次が55%以上

※ 2次：第2次産業就業人口

3次：第3次産業就業人口

表 2-35 類似自治体との比較（令和4年度実態調査より）

指標		類似自治体の の平均値	宗像市	指数値
人口1人1日あたり ごみ総排出量	g/人・日	849	835	101.6
廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	%	17.7	20.5	115.8
廃棄物のうち最終処分 される割合	%	8.4	1.3	184.5
人口1人あたり年間処理経費	円/人・年	13,674	18,258	66.5
最終処分減量に要する費用	円/t	45,468	60,118	67.8

※参考資料：環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

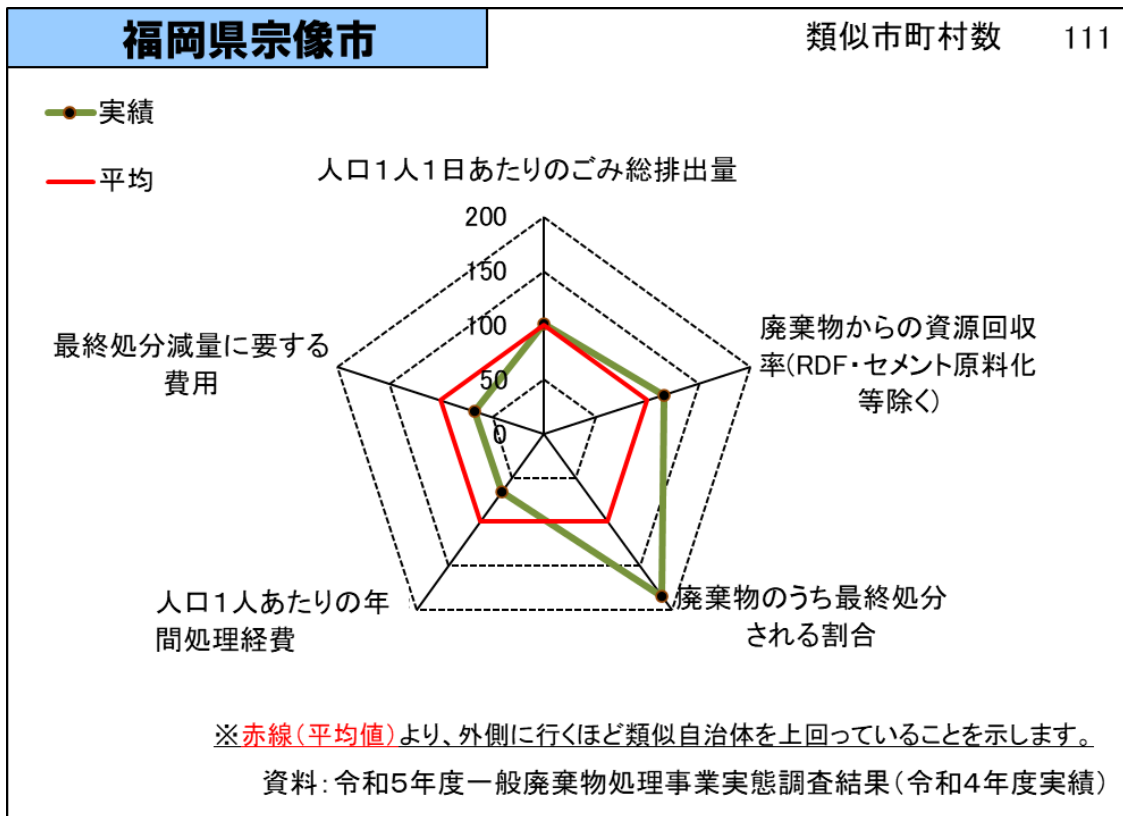


図 2-12 類似自治体との比較

【環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 指数値】

○指数値：類似自治体の平均値を 100 とした場合の本市の評価となる値

⇒100 を超えると類似自治体を上回っていることを示します。

⇒図 2-12 は、赤線が類似自治体の指数値を、緑線が本市の指数値を表しています。緑線が赤線よりも外側に行くほど本市の状況が上回っていることを示します。

(3) 全国及び福岡県内での比較

ごみ排出量等における全国及び福岡県の平均値と本市の実績値の比較を表2-36に示します。

令和4年度においては、1人1日あたりの総排出量、リサイクル率及び最終処分率の項目で全国と福岡県の平均値を上回っています。しかし、1人1日あたりの家庭系ごみ（資源除く）排出量については、各平均値よりも多いため、さらなるごみの減量や分別の推進に向けた取り組みが必要です。

表 2-36 国及び福岡県との比較（令和4年度実態調査より）

指標		全国 の平均値	福岡県 の平均値	宗像市
1人1日あたりの総排出量	g/人・日	880	918	835
1人1日あたりの家庭系ごみ （資源除く）排出量	g/人・日	496	512	524
リサイクル率	%	19.6	21.8	23.8
最終処分率	%	8.4	9.3	1.3

【用語の定義④】

- 家庭系ごみ（資源除く）：家庭系ごみ-家庭系資源ごみ（行政収集+直接搬入）
- 1人1日あたりの家庭系ごみ（資源除く）排出量：
家庭系ごみ（資源除く）排出量÷人口÷日数×1,000,000（単位換算）
- 最終処分量：直接最終処分量+残渣埋立量（焼却残渣+処理残渣）
- 最終処分率：最終処分量÷総排出量×100

2 ごみの減量化に関する課題

本市のごみの総排出量や1人1日あたりの総排出量は、前回計画の目標値を達成しており、全国、福岡県及び類似自治体よりも取り組みが進んでいます。しかし、その内訳を見ると、家庭系ごみ（資源除く）で平均値よりも排出量が多くなるなど課題も見られました。そのため、今後ごみの排出抑制及び減量化に向けた取り組みを継続・強化し、資源化以外の処理が必要となるごみを減らしていくことが重要となります。

(1) 家庭系ごみ減量化の課題

家庭系ごみの排出量のうち行政収集の燃やすごみについては減少傾向にありますが、全体としては横ばいの傾向にあります。近年の総排出量の推移は、家庭系資源ごみの減量の影響を受けている要素もあるため、燃やすごみや不燃ごみの減量のための施策を検討する必要があります。

また、令和5年度の家庭系燃やすごみのごみ質調査結果から、47.8%が生ごみであり、そのうち7.3%が食品ロスであることが分かりました。そのため、生ごみに対する取り組みや食品ロスを防止するための施策等を推進することが、家庭系ごみの減量を目指すうえで特に重要であると考えられます。

(2) 事業系ごみ減量化の課題

事業系ごみの大部分を占めるごみ収集運搬許可業者によって収集された燃やすごみは、令和2年度にある程度減少しましたが、近年は増加傾向にあるため、令和元年度の水準に戻りつつあります。令和2年度の減少の要因は、新型コロナウイルス感染症の流行による、様々な事業活動の縮小のためであると考えられます。以前の水準にまで増加することを防ぎ、事業系ごみの減量化を推進するために、事業所への指導の徹底等の取り組みを強化する必要があります。

3 ごみの資源化に関する課題

本市における家庭系資源ごみの収集量及び集団回収量は近年減少傾向にあります。この要因として、ごみの排出抑制、リユース、リペア等が生活の中に定着してきたこと、ペーパーレス化及び店頭回収等も事業活動の中で普及してきたことが挙げられます。市内では、資源回収ボックスを用いた民間事業者によるごみの資源化も実施されており、行政が把握できないところに資源ごみが持ち込まれている実態もあります。

令和5年度の家庭系燃やすごみのごみ質調査結果から、約22.0%は資源化可能なごみが含まれていることが分かりました。今後はこれらの行政で把握可能なごみについて、資源ごみの分別徹底等によりリサイクル率の向上を目指す必要があります。

その他の課題として、令和4年4月にはプラスチック資源循環法が施行され、製品プラスチックの資源化についての検討が求められています。本市はバイオマス産業都市構想を策定しており、剪定枝等のバイオマス資源の有効活用についても検討する必要があります。

4 ごみの収集運搬に関する課題

(1) 収集運搬について

本市では燃やすごみ、分別収集ごみ 22 種類、粗大ごみの 24 種類に分別してごみを収集しています。燃やすごみについてはステーション方式、分別収集ごみについては、ステーション方式と拠点回収方式の併用、粗大ごみについては戸別収集方式を採用しています。宗像清掃工場にごみを直接搬入することも可能となっています。

また、高齢者及び障がい者等に対しては、粗大ごみの搬出をサポートする特別収集の制度やふれあい収集制度を設けており、各自治会においても様々なコミュニティ型支援を実施しています。

今後もこうした収集方法を継続するとともに、適宜市民のニーズを踏まえた収集方法の見直しを検討していく必要があります。

(2) 小型充電式電池について

本市では、電池（小型充電式電池を含む）の分別収集を行っていますが、適切に分別されずに、収集時に火災の原因となる事案が発生しています。また、収集時に発見できずに、ごみ処理施設に持ち込まれると、処理の過程で強い衝撃が与えられるため、火災の要因となる可能性もあります。

現状においても、広報紙内での情報提供等を行っていますが、火災等を未然に防ぐために、市民への適切な排出方法の周知を推進していく必要があります。

5 ごみの処理・処分に関する課題

リサイクル率や最終処分量の面から評価すると、本市のごみ処理システムは類似自治体よりも充実していると言えます。一方で、類似自治体との比較結果を見ると、ごみ処理に関する経費は高い傾向にあります。

現在は玄界環境組合の4市町で共同してごみ処理を行っていますが、宗像清掃工場に搬入しているのは本市のみとなっています。現状、玄界環境組合はごみ処理施設を2施設所有していますが、集約化した新ごみ処理施設整備の推進により、効率化や経費の削減が期待されます。

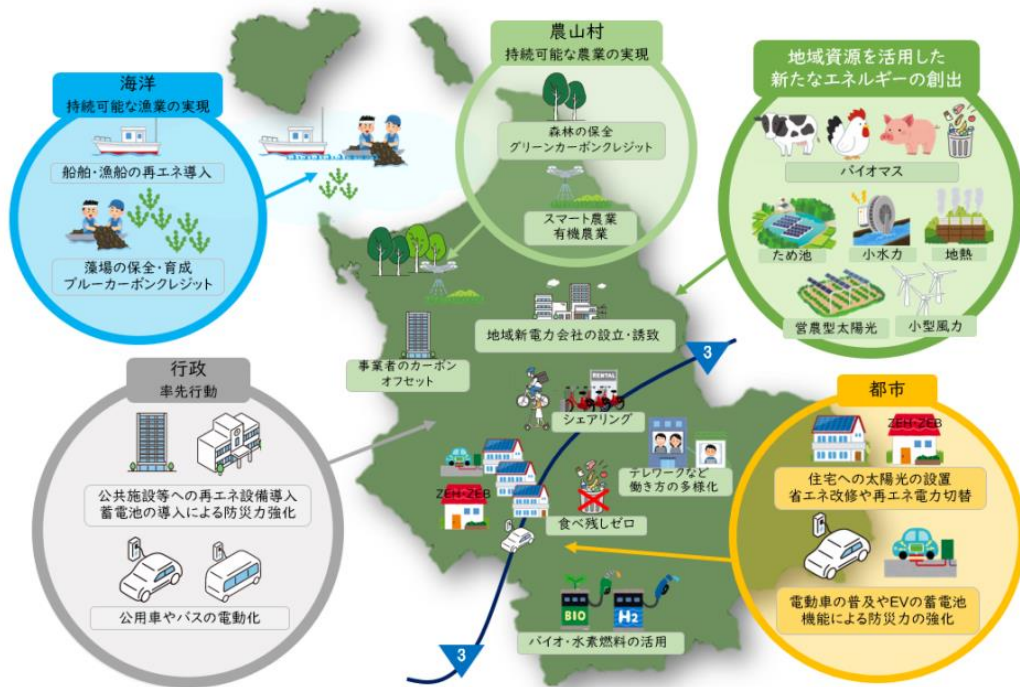
第3節 基本方針

1 基本理念

本市は、令和3年10月に2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

地球温暖化は世界中に影響する異常気象や気候変動等の要因となるため、地球に住む全ての人々が責任をもって問題解決に取り組まなくてはなりません。それらの問題解決のための包括的な取り組みとして、全国各地でゼロカーボンシティが宣言されています。

近年の動向を踏まえつつ、宗像の地の固有の文化と自然をさりげなく責任をもって次世代へ継承する「宗像人」らしさの精神をもとに、脱炭素の実現を目指します。本計画では、「さりげなく、宗像人らしさを意識して 一循環型のまちづくり」を基本理念として、本市における循環型のまちづくりを推進します。



※出典：宗像市 脱炭素ポータルサイト 市の取組・計画

図 2-13 本市のゼロカーボンシティに関する構想の全体像

【ゼロカーボンシティ宗像】

○二酸化炭素排出量実質ゼロとは…

二酸化炭素などの温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いた合計を実質ゼロにすることです。

達成のためには、森林等の二酸化炭素を吸収する環境の保全と、自動車や発電所などから排出される二酸化炭素の削減という双方からの取り組みを実施する必要があります。ごみ処理分野においては、資源循環による資源投入量や廃棄物焼却量の削減によって、ゼロカーボンシティの実現に貢献することが可能です。

2 基本方針

本計画の基本理念を実現するために、以下の4つの基本方針を設定します。この基本方針に基づいて、本計画の減量・資源化に関する目標値及び各種施策を定めます。

《基本理念》

さりげなく、宗像人らしさを意識して —循環型のまちづくり—

基本方針 1	市民・事業者・行政が一体となったごみ減量及び資源化の推進	
	1	循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向けた取り組み
	2	SDGs の周知と意識の醸成
	3	市民・事業者・行政の協働による3Rの推進
基本方針 2	ごみ処理制度の充実・整備	
	1	ごみの出し方と収集運搬
	2	高齢者・障がい者世帯などへの対策
	3	事業系ごみの処分
基本方針 3	継続した適正処理の確保	
	1	中間処理施設の効率的な運営
	2	最終処分場の適正な運営
	3	広域処理の推進
	4	緊急時の相互協力
基本方針 4	環境美化対策の推進	
	1	不法投棄防止対策の強化
	2	市民協働推進と市民ボランティア活動の支援

第4節 ごみ排出量の推計及び目標値の設定

1 現状の施策を継続した場合のごみ量推計（現状推計）

過去5年間（令和元年度～令和5年度）の実績をもとに現状の施策を継続した場合の将来におけるごみ量の推計値を求めます。具体的な推計方法は、資料編の「第1節 ごみ排出量の推計について」を参照してください。

現状推計の結果を表 2-37 から表 2-44 に示します。

表 2-37 ごみ排出量の推計結果（現状推計）（1/2）

項目	単位\年度	推計値				
		R6	R7	R8	R9	R10
人口	人	96,860	96,578	96,296	96,015	95,733
総排出量	t/年	28,781	28,464	28,134	27,930	27,656
家庭系ごみ	t/年	19,247	18,966	18,673	18,480	18,195
行政収集	t/年	17,568	17,287	17,030	16,833	16,552
燃やすごみ	t/年	15,390	15,140	14,910	14,728	14,477
不燃ごみ	t/年	700	684	671	664	650
資源ごみ	t/年	1,347	1,332	1,322	1,314	1,303
その他	t/年	39	39	39	39	38
粗大ごみ	t/年	92	92	88	88	84
直接搬入	t/年	1,679	1,679	1,643	1,647	1,643
燃やすごみ	t/年	1,460	1,460	1,424	1,427	1,424
不燃ごみ	t/年	219	219	219	220	219
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
事業系ごみ	t/年	8,578	8,578	8,578	8,601	8,614
行政収集	t/年	7,775	7,775	7,775	7,796	7,811
燃やすごみ	t/年	7,410	7,410	7,410	7,430	7,410
不燃ごみ	t/年	365	365	365	366	402
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
直接搬入	t/年	803	803	803	805	803
燃やすごみ	t/年	803	803	803	805	803
不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
集団回収量	t/年	956	920	883	849	847
紙類	t/年	876	840	803	769	767
ガラス類	t/年	7	7	7	7	7
布類	t/年	73	73	73	73	73
資源回収量（施設処理を除く）	t/年	2,342	2,291	2,244	2,202	2,188
要処理ごみ量	t/年	26,439	26,173	25,890	25,728	25,468
リサイクル率	%	23.4%	23.3%	23.2%	23.2%	23.2%
最終処分量	t/年	402	396	392	389	391

表 2-38 ごみ排出量の推計結果（現状推計）（2/2）

項目	単位\年度	推計値					
		R11	R12	R13	R14	R15	R16
人口	人	95,452	95,170	94,788	94,405	94,023	93,640
総排出量	t/年	27,403	27,188	27,012	26,691	26,453	26,250
家庭系ごみ	t/年	17,942	17,727	17,563	17,266	17,065	16,825
行政収集	t/年	16,336	16,121	15,952	15,696	15,495	15,292
燃やすごみ	t/年	14,277	14,082	13,922	13,687	13,501	13,316
不燃ごみ	t/年	641	632	628	617	611	602
資源ごみ	t/年	1,296	1,289	1,284	1,275	1,266	1,261
その他	t/年	38	38	38	38	38	38
粗大ごみ	t/年	84	80	80	79	79	75
直接搬入	t/年	1,606	1,606	1,611	1,570	1,570	1,533
燃やすごみ	t/年	1,387	1,387	1,391	1,351	1,351	1,314
不燃ごみ	t/年	219	219	220	219	219	219
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	t/年	8,651	8,651	8,674	8,651	8,651	8,688
行政収集	t/年	7,811	7,811	7,832	7,811	7,811	7,848
燃やすごみ	t/年	7,410	7,410	7,430	7,410	7,410	7,410
不燃ごみ	t/年	402	402	403	402	402	438
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
直接搬入	t/年	840	840	842	840	840	840
燃やすごみ	t/年	840	840	842	840	840	840
不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
集団回収量	t/年	810	810	775	774	737	737
紙類	t/年	730	730	695	694	657	657
ガラス類	t/年	7	7	7	7	7	7
布類	t/年	73	73	73	73	73	73
資源回収量（施設処理を除く）	t/年	2,144	2,137	2,097	2,087	2,041	2,036
要処理ごみ量	t/年	25,259	25,051	24,915	24,604	24,412	24,214
リサイクル率	%	23.1%	23.2%	23.1%	23.0%	22.9%	23.0%
最終処分量	t/年	388	385	384	386	384	388

表 2-39 1人1日あたりのごみ排出量の推計結果（現状推計）（1/2）

項目	単位\年度	推計値				
		R6	R7	R8	R9	R10
人口	人	96,860	96,578	96,296	96,015	95,733
総排出量	g/人・日	812	806	801	796	788
家庭系ごみ	g/人・日	543	537	532	527	519
行政収集	g/人・日	496	490	485	480	472
燃やすごみ	g/人・日	434	429	424	420	413
不燃ごみ	g/人・日	20	19	19	19	19
資源ごみ	g/人・日	38	38	38	37	37
その他	g/人・日	1	1	1	1	1
粗大ごみ	g/人・日	3	3	3	3	2
直接搬入	g/人・日	47	47	47	47	47
燃やすごみ	g/人・日	41	41	41	41	41
不燃ごみ	g/人・日	6	6	6	6	6
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
その他	g/人・日	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
事業系ごみ	g/人・日	242	243	244	245	245
行政収集	g/人・日	219	220	221	222	222
燃やすごみ	g/人・日	209	210	211	212	211
不燃ごみ	g/人・日	10	10	10	10	11
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
その他	g/人・日	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
直接搬入	g/人・日	23	23	23	23	23
燃やすごみ	g/人・日	23	23	23	23	23
不燃ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
その他	g/人・日	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
集団回収量	g/人・日	27	26	25	24	24
紙類	g/人・日	25	24	23	22	22
ガラス類	g/人・日	0	0	0	0	0
布類	g/人・日	2	2	2	2	2
資源回収量（施設処理を除く）	g/人・日	66	65	64	63	63
要処理ごみ量	g/人・日	746	741	737	733	725
家庭系ごみ（資源除く）	g/人・日	505	500	494	490	482

表 2-40 1人1日あたりのごみ排出量の推計結果（現状推計）（2/2）

項目	単位\年度	推計値					
		R11	R12	R13	R14	R15	R16
人口	人	95,452	95,170	94,788	94,405	94,023	93,640
総排出量	g/人・日	783	781	779	773	767	768
家庭系ごみ	g/人・日	513	509	506	500	495	492
行政収集	g/人・日	467	463	460	455	450	448
燃やすごみ	g/人・日	409	405	402	397	392	390
不燃ごみ	g/人・日	18	18	18	18	18	18
資源ごみ	g/人・日	37	37	37	37	37	37
その他	g/人・日	1	1	1	1	1	1
粗大ごみ	g/人・日	2	2	2	2	2	2
直接搬入	g/人・日	46	46	46	45	45	44
燃やすごみ	g/人・日	40	40	40	39	39	38
不燃ごみ	g/人・日	6	6	6	6	6	6
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0
その他	g/人・日	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	g/人・日	247	249	251	251	251	255
行政収集	g/人・日	223	225	227	227	227	230
燃やすごみ	g/人・日	212	213	215	215	215	217
不燃ごみ	g/人・日	11	12	12	12	12	13
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0
その他	g/人・日	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0
直接搬入	g/人・日	24	24	24	24	24	25
燃やすごみ	g/人・日	24	24	24	24	24	25
不燃ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0
その他	g/人・日	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0
集団回収量	g/人・日	23	23	22	22	21	21
紙類	g/人・日	21	21	20	20	19	19
ガラス類	g/人・日	0	0	0	0	0	0
布類	g/人・日	2	2	2	2	2	2
資源回収量（施設処理を除く）	g/人・日	62	62	60	61	59	60
要処理ごみ量	g/人・日	721	719	719	712	708	708
家庭系ごみ（資源除く）	g/人・日	476	473	471	464	459	455

表 2-41 施設処理量（現状推計）（1/2）

項目	単位\年度	推計値				
		R6	R7	R8	R9	R10
焼却施設搬入量	t/年	30,362	30,100	29,825	29,665	29,401
燃やすごみ	t/年	25,063	24,813	24,547	24,390	24,114
下水道汚泥、し尿、し渣	t/年	4,731	4,731	4,731	4,731	4,731
可燃性粗大ごみ	t/年	85	85	81	81	78
可燃残渣（ガラス含む）	t/年	483	471	466	463	478
リサイクル施設搬入量	t/年	2,677	2,646	2,623	2,610	2,618
不燃ごみ	t/年	1,284	1,268	1,255	1,250	1,271
資源ごみ	t/年	1,347	1,332	1,322	1,314	1,303
その他	t/年	39	39	39	39	38
不燃性粗大ごみ	t/年	7	7	7	7	6
リサイクル施設内処理物（可燃残渣含む）	t/年	2,190	2,159	2,136	2,123	2,131
リサイクル施設内処理物（可燃残渣除く）	t/年	1,305	1,292	1,278	1,271	1,262
金属	t/年	527	522	516	513	509
カン	t/年	78	77	77	76	75
その他金属	t/年	449	445	439	437	434
金属以外の資源	t/年	778	770	762	758	753
ビン	t/年	379	376	372	369	367
紙パック	t/年	24	23	23	23	23
ペットボトル	t/年	112	110	109	109	108
プラスチック容器包装	t/年	252	250	247	246	244
梱包材、発泡スチロール	t/年	11	11	11	11	11

表 2-42 施設処理量（現状推計）（2/2）

項目	単位\年度	推計値					
		R11	R12	R13	R14	R15	R16
焼却施設搬入量	t/年	29,196	28,994	28,860	28,587	28,397	28,193
燃やすごみ	t/年	23,913	23,718	23,585	23,287	23,101	22,879
下水道汚泥、し尿、し渣	t/年	4,731	4,731	4,731	4,731	4,731	4,731
可燃性粗大ごみ	t/年	78	74	74	73	73	69
可燃残渣（ガラス含む）	t/年	474	471	470	496	492	514
リサイクル施設搬入量	t/年	2,602	2,586	2,579	2,557	2,542	2,564
不燃ごみ	t/年	1,262	1,253	1,251	1,238	1,232	1,259
資源ごみ	t/年	1,296	1,289	1,284	1,275	1,266	1,261
その他	t/年	38	38	38	38	38	38
不燃性粗大ごみ	t/年	6	6	6	6	6	6
リサイクル施設内処理物（可燃残渣含む）	t/年	2,115	2,099	2,092	2,107	2,092	2,114
リサイクル施設内処理物（可燃残渣除く）	t/年	1,253	1,243	1,238	1,225	1,216	1,212
金属	t/年	505	501	498	492	488	485
カン	t/年	75	74	74	73	72	72
その他金属	t/年	430	427	424	419	416	413
金属以外の資源	t/年	748	742	740	733	728	727
ビン	t/年	365	362	361	358	356	355
紙パック	t/年	23	23	23	22	22	22
ペットボトル	t/年	107	106	106	105	104	104
プラスチック容器包装	t/年	243	241	240	238	236	236
梱包材、発泡スチロール	t/年	10	10	10	10	10	10

表 2-43 資源化量の推計結果（現状推計）（1/2）

項目	単位\年度	推計値				
		R6	R7	R8	R9	R10
施設資源化量	t/年	5,278	5,225	5,169	5,137	5,085
焼却施設	t/年	3,973	3,933	3,891	3,866	3,823
金属類	t/年	452	448	443	440	435
熔融スラグ	t/年	2,561	2,535	2,508	2,492	2,464
山元還元	t/年	960	950	940	934	924
リサイクル施設	t/年	1,305	1,292	1,278	1,271	1,262
金属類	t/年	527	522	516	513	509
ビン	t/年	379	376	372	369	367
紙パック	t/年	24	23	23	23	23
ペットボトル	t/年	112	110	109	109	108
プラスチック容器包装	t/年	252	250	247	246	244
梱包材、発泡スチロール	t/年	11	11	11	11	11
直接資源化量	t/年	487	487	487	487	487
紙類	t/年	329	329	329	329	329
金属類	t/年	11	11	11	11	11
布類	t/年	110	110	110	110	110
廃食用油	t/年	37	37	37	37	37
集団回収量	t/年	956	920	883	849	847
紙類	t/年	876	840	803	769	767
ガラス類	t/年	7	7	7	7	7
布類	t/年	73	73	73	73	73
資源化量	t/年	6,721	6,632	6,539	6,473	6,419
総排出量	t/年	28,781	28,464	28,134	27,930	27,656
リサイクル率	%	23.4%	23.3%	23.2%	23.2%	23.2%

表 2-44 資源化量の推計結果（現状推計）（2/2）

項目	単位\年度	推計値					
		R11	R12	R13	R14	R15	R16
施設資源化量	t/年	5,044	5,003	4,977	4,916	4,878	4,839
焼却施設	t/年	3,791	3,760	3,739	3,691	3,662	3,627
金属類	t/年	431	428	426	420	417	413
熔融スラグ	t/年	2,444	2,423	2,410	2,379	2,360	2,338
山元還元	t/年	916	909	903	892	885	876
リサイクル施設	t/年	1,253	1,243	1,238	1,225	1,216	1,212
金属類	t/年	505	501	498	492	488	485
ビン	t/年	365	362	361	358	356	355
紙パック	t/年	23	23	23	22	22	22
ペットボトル	t/年	107	106	106	105	104	104
プラスチック容器包装	t/年	243	241	240	238	236	236
梱包材、発泡スチロール	t/年	10	10	10	10	10	10
直接資源化量	t/年	487	487	487	450	450	450
紙類	t/年	329	329	329	292	292	292
金属類	t/年	11	11	11	11	11	11
布類	t/年	110	110	110	110	110	110
廃食用油	t/年	37	37	37	37	37	37
集団回収量	t/年	810	810	775	774	737	737
紙類	t/年	730	730	695	694	657	657
ガラス類	t/年	7	7	7	7	7	7
布類	t/年	73	73	73	73	73	73
資源化量	t/年	6,341	6,300	6,239	6,140	6,065	6,026
総排出量	t/年	27,403	27,188	27,012	26,691	26,453	26,250
リサイクル率	%	23.1%	23.2%	23.1%	23.0%	22.9%	23.0%

2 目標値の設定

(1) 国及び県の目標値

本計画における目標値の設定の際には、各関連計画との整合に配慮する必要があります。そのため、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めた「環境省告示第四十九号」（以下「基本的な方針」という。）、第五次循環型社会形成推進基本計画及び福岡県廃棄物処理計画を踏まえた目標の設定を行います。

各計画に示された主な目標値を表 2-45 に、それらの目標値と本市の現状推計における予測値の比較を表 2-46 に示します。

表 2-45 関連計画の目標値

計画名	指標名	目標値	備考
① 環境省告示 第四十九号	一般廃棄物の排出量 (H24 年度比、R7 年度目標)	-16%	
	最終処分量 (H24 年度比、R7 年度目標)	-31%	
	出口側の循環利用率 (R9 年度目標)	約 28%	出口側の循環利用率＝循環利 用量/廃棄物等発生量 廃棄物等の発生量のうち循環 利用率（再使用・再生利用率） の占める割合を表す指標
	1人1日あたりの家庭系 ごみ排出量（R7 年度目標）	約 440 g	資源ごみを除く
② 循環型社会 形成推進 基本計画	出口側の循環利用率 (R12 年度目標)	約 44%	同上
	1人1日あたりごみ焼却量 (R12 年度目標)	約 580g	
③ 福岡県廃棄物 処理計画	ごみ総排出量の増減率 (H30 年度比、R7 年度目標)	-5%	生活系ごみ：-3% 事業系ごみ：-9%
	1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量 (H30 年度比、R7 年度目標)	516 g (約-2%)	生活系ごみの減少率から 人口減少の影響を除外
	再生利用率（排出量比） (R7 年度目標)	22%	40%：民間事業者によるリサイ クルを加味した参考値
	最終処分量の増減率 (H30 年度比、R7 年度目標)	-6%	

本市の現状推計における推計値と関連計画の目標値を比較すると、ほとんどの項目で目標年度までの達成が困難となります。また、目標年度が令和7年度の項目も多く、目標値の達成を目指すとしても減量化・資源化に取り組める期間に猶予はありません。

表 2-46 関連計画の目標値と推計値（現状推計）の比較

項目	単位/年度	①	②	③	本市の推計値 ※2	
		※1	R12 目標	R7 目標	R7	R12
一般廃棄物の排出量 (H24 年度比)	%	-16	-	-	<u>-13</u>	-
最終処分量 (H24 年度比)	%	-31	-	-	<u>+4</u>	-
出口側の循環利用率 (再生利用率)	%	28	44	22	<u>23.3</u>	<u>23.2</u>
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	440	-	516	<u>500</u>	-
1人1日あたりごみ焼却量 (H30 年度比)	g/人・日	-	580	-	-	<u>685</u>
ごみ総排出量の増減率 (H30 年度比)	%	-	-	-5	-8	-
最終処分量の増減率 (H30 年度比)	%	-	-	-6	<u>-1</u>	-

※表 2-45 と表 2-46 の①、②、③は同様の計画を指しています。

※1 出口側の循環利用率のみ令和9年度目標、その他の項目は令和7年度目標となります。

※2 下線をつけている項目は、各目標値の達成が見込まれないものとなります。

【関連計画と本計画における指標の表記方法】	
関連計画での表記	本計画での表記
一般廃棄物の排出量	総排出量
出口側の循環利用率	リサイクル率
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	1人1日あたりの家庭系ごみ（資源除く） 排出量

(2) 目標値の設定

本計画における目標値は、表 2-45 で示した関連計画の目標値及び現状推計の結果を踏まえた上で設定します。また、市民と事業者による積極的な協力や様々な取り組みを考慮したうえで、実現の見込みがあると考えられる目標とします。そこで、関連計画に示された目標年度を本計画における目標年度（令和 16 年度）に置き換えて達成を目指します。

目標設定において基本とする指標は、国の目標値を示した基本的な方針とします。そのため、減量化目標は国の基本的な方針に示された「1人1日あたりの家庭系ごみ（資源除く）排出量」を約 440g 以下とする目標を基礎とします。

リサイクル率については、前回計画で目標を 30.2%と定めていましたが、近年は行政による資源回収量の減少に伴って、本市が把握できるリサイクル率も減少傾向にあります。国の基本的な方針における目標も 28%と、本市の現状を考慮すると厳しい数値となっています。そこで、リサイクル率については本市で独自の目標を設定します。また、総排出量及び最終処分量については、上記2つの目標を達成した場合に見込まれる推計値を目標とします。

【目標指標】	
目標年度 令和 16 年度	
総排出量	1人1日あたりの 家庭系ごみ（資源除く）排出量
リサイクル率	最終処分量

○総排出量

- ・1人1日あたりの家庭系ごみ（資源除く）排出量の目標を達成する場合には、同時に国の基本的な方針に定められた総排出量に関する目標も達成されます。
- ・1人1日あたりの家庭系ごみ（資源除く）排出量の目標達成時の総排出量を目標値とします。

○1人1日あたりの家庭系ごみ（資源除く）排出量

- ・国の基本的な方針に定められた目標から、440g 以下にすることを本計画における目標とします。

○リサイクル率

- ・類似自治体と比較した場合、本市のリサイクル率は高い状況にあります。また、近年のリサイクル率は減少傾向にありますが、要因の一つとして民間事業者による資源回収の活用も考えられます。
- ・本計画では令和元年度（前回計画の見直し時の基準年度）と同水準までリサイクル率を向上させることを目標とします。

○最終処分量

- ・本市の最終処分量は類似自治体との比較では低いと評価できるため、上記の目標を達成した場合に見込まれる数値を目標値とします。

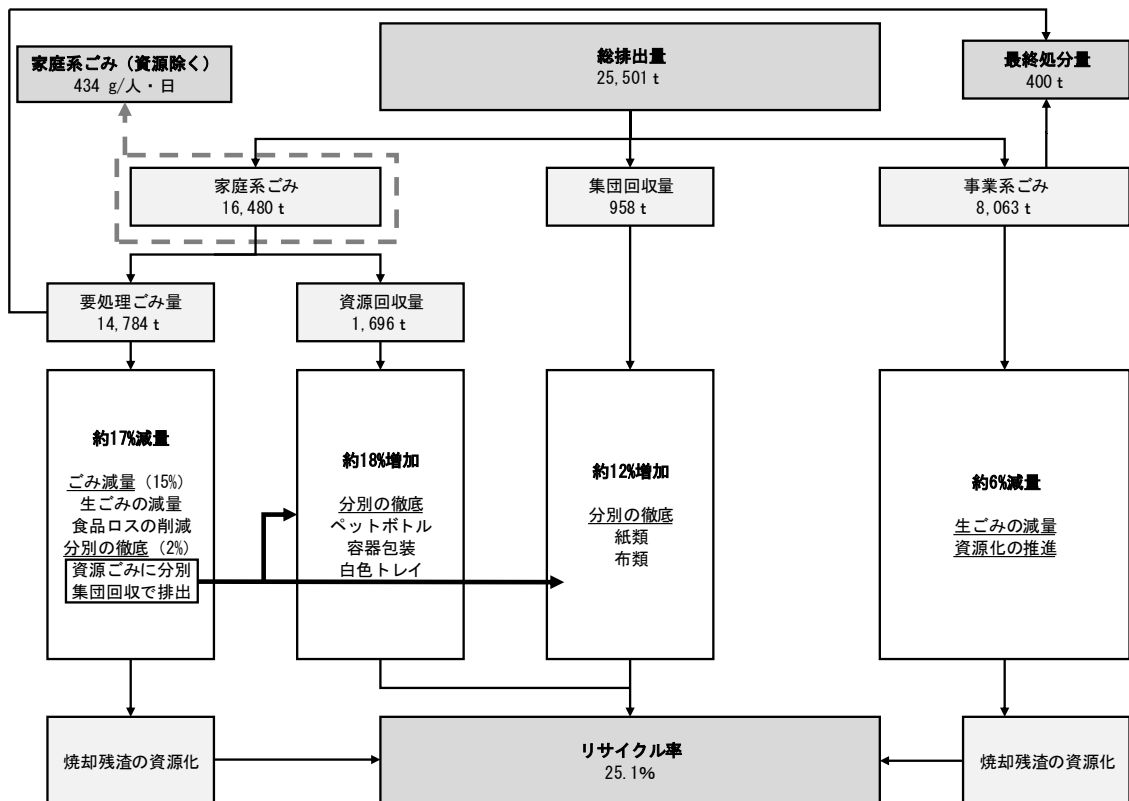
(3) 本計画の目標値

目標指標をもとに設定した本計画の目標値を表 2-47 に示します。また、目標達成のために必要となる減量化及び資源化量を図 2-14 に示します。

ここでは本計画の目標年度である令和 16 年度の目標値を示していますが、概ね5年ごとに行う計画の見直しの際には、本市の状況、社会情勢の変化、国の方針及び制度の変化等を踏まえて目標値も見直します。

表 2-47 本計画の目標値 (令和 16 年度)

項目	単位	実績値 (R5 年度)	目標値 (R16 年度)	増減量
総排出量	t/年	28,727	25,501	3,226t 削減 約 11%削減
1人1日あたりの 家庭系ごみ(資源 除く)排出量	g/人・日	505	434	72g 削減 約 14%削減
リサイクル率	%	22.5	25.1	約 2.6 ポイント増加 約 10%増加
最終処分量	t/年	448	400	48t 削減 約 10%削減



※増減量は令和5年度実績との比較となります。

図 2-14 目標達成のために必要となる減量化・資源化量 (令和 16 年度)

(4) 目標達成のための施策を実施した場合のごみ量推計（目標推計）

目標達成のための施策を実施した場合の将来におけるごみ量の推計値を求めます。目標推計は「(3) 本計画の目標値」で示した目標値を目標年度に達成できるように、各年度一定の減少率を加味して、現状推計の結果を補正し算出します。

目標推計の結果を表 2-48 から表 2-55 に示します。また、総排出量、1人1日あたりの家庭系ごみ（資源除く）排出量及びリサイクル率の現状推計と目標推計における比較をそれぞれ図 2-15 から図 2-17 に示します。

表 2-48 ごみ排出量の推計結果（目標推計）（1/2）

項目	単位\年度	推計値				
		R6	R7	R8	R9	R10
人口	人	96,860	96,578	96,296	96,015	95,733
総排出量	t/年	28,795	28,392	28,010	27,723	27,331
家庭系ごみ	t/年	19,298	18,954	18,635	18,388	18,046
行政収集	t/年	17,582	17,247	16,937	16,694	16,366
燃やすごみ	t/年	15,390	15,049	14,731	14,463	14,130
不燃ごみ	t/年	700	680	663	652	634
資源ごみ	t/年	1,361	1,387	1,416	1,452	1,480
その他	t/年	39	39	39	39	38
粗大ごみ	t/年	92	92	88	88	84
直接搬入	t/年	1,716	1,707	1,698	1,694	1,680
燃やすごみ	t/年	1,497	1,488	1,479	1,474	1,461
不燃ごみ	t/年	219	219	219	220	219
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
事業系ごみ	t/年	8,541	8,490	8,439	8,410	8,336
行政収集	t/年	7,738	7,692	7,646	7,619	7,552
燃やすごみ	t/年	7,373	7,329	7,285	7,260	7,196
不燃ごみ	t/年	365	363	361	359	356
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
直接搬入	t/年	803	798	793	791	784
燃やすごみ	t/年	803	798	793	791	784
不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
集団回収量	t/年	956	948	936	925	949
紙類	t/年	884	877	866	856	878
ガラス類	t/年	7	6	6	6	6
布類	t/年	65	65	64	63	65
資源回収量（施設処理を除く）	t/年	2,356	2,374	2,391	2,416	2,467
要処理ごみ量	t/年	26,439	26,018	25,619	25,307	24,864
リサイクル率	%	23.6%	23.7%	23.8%	23.9%	24.1%
最終処分量	t/年	391	390	389	391	390

表 2-49 ごみ排出量の推計結果（目標推計）（2/2）

項目	単位\年度	推計値					
		R11	R12	R13	R14	R15	R16
人口	人	95,452	95,170	94,788	94,405	94,023	93,640
総排出量	t/年	27,026	26,730	26,468	26,101	25,784	25,501
家庭系ごみ	t/年	17,774	17,505	17,289	16,976	16,733	16,480
行政収集	t/年	16,103	15,843	15,631	15,332	15,098	14,854
燃やすごみ	t/年	13,849	13,575	13,337	13,030	12,772	12,517
不燃ごみ	t/年	622	609	602	587	578	566
資源ごみ	t/年	1,510	1,541	1,574	1,598	1,631	1,658
その他	t/年	38	38	38	38	38	38
粗大ごみ	t/年	84	80	80	79	79	75
直接搬入	t/年	1,671	1,662	1,658	1,644	1,635	1,626
燃やすごみ	t/年	1,452	1,443	1,438	1,425	1,416	1,407
不燃ごみ	t/年	219	219	220	219	219	219
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	t/年	8,320	8,269	8,240	8,165	8,115	8,063
行政収集	t/年	7,541	7,495	7,469	7,401	7,355	7,308
燃やすごみ	t/年	7,152	7,108	7,083	7,019	6,975	6,931
不燃ごみ	t/年	389	387	386	382	380	377
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
直接搬入	t/年	779	774	771	764	760	755
燃やすごみ	t/年	779	774	771	764	760	755
不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
集団回収量	t/年	932	956	939	960	936	958
紙類	t/年	862	884	869	888	866	886
ガラス類	t/年	6	7	6	6	6	7
布類	t/年	64	65	64	66	64	65
資源回収量（施設処理を除く）	t/年	2,480	2,535	2,551	2,596	2,605	2,654
要処理ごみ量	t/年	24,546	24,195	23,917	23,505	23,179	22,847
リサイクル率	%	24.2%	24.5%	24.6%	24.8%	24.9%	25.1%
最終処分量	t/年	397	397	400	399	400	400

表 2-50 1人1日あたりのごみ排出量の推計結果（目標推計）（1/2）

項目	単位\年度	推計値				
		R6	R7	R8	R9	R10
人口	人	96,860	96,578	96,296	96,015	95,733
総排出量	g/人・日	814	805	797	790	780
家庭系ごみ	g/人・日	545	537	530	524	515
行政収集	g/人・日	497	489	482	476	467
燃やすごみ	g/人・日	435	427	419	412	404
不燃ごみ	g/人・日	20	19	19	19	18
資源ごみ	g/人・日	38	39	40	41	42
その他	g/人・日	1	1	1	1	1
粗大ごみ	g/人・日	3	3	3	3	2
直接搬入	g/人・日	48	48	48	48	48
燃やすごみ	g/人・日	42	42	42	42	42
不燃ごみ	g/人・日	6	6	6	6	6
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
その他	g/人・日	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
事業系ごみ	g/人・日	242	241	240	240	238
行政収集	g/人・日	219	218	217	217	216
燃やすごみ	g/人・日	209	208	207	207	206
不燃ごみ	g/人・日	10	10	10	10	10
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
その他	g/人・日	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
直接搬入	g/人・日	23	23	23	23	22
燃やすごみ	g/人・日	23	23	23	23	22
不燃ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
その他	g/人・日	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0
集団回収量	g/人・日	27	27	27	26	27
紙類	g/人・日	25	25	25	24	25
ガラス類	g/人・日	0	0	0	0	0
布類	g/人・日	2	2	2	2	2
資源回収量（施設処理を除く）	g/人・日	67	67	68	69	71
要処理ごみ量	g/人・日	747	738	729	721	709
家庭系ごみ（資源除く）	g/人・日	507	498	490	482	474

表 2-51 1人1日あたりのごみ排出量の推計結果（目標推計）（2/2）

項目	単位\年度	推計値					
		R11	R12	R13	R14	R15	R16
人口	人	95,452	95,170	94,788	94,405	94,023	93,640
総排出量	g/人・日	775	769	760	756	750	746
家庭系ごみ	g/人・日	510	504	496	491	487	482
行政収集	g/人・日	462	456	449	444	440	435
燃やすごみ	g/人・日	398	391	384	378	372	366
不燃ごみ	g/人・日	18	18	17	17	17	17
資源ごみ	g/人・日	43	44	45	46	48	49
その他	g/人・日	1	1	1	1	1	1
粗大ごみ	g/人・日	2	2	2	2	2	2
直接搬入	g/人・日	48	48	47	47	47	47
燃やすごみ	g/人・日	42	42	41	41	41	41
不燃ごみ	g/人・日	6	6	6	6	6	6
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0
その他	g/人・日	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	g/人・日	238	238	237	237	236	236
行政収集	g/人・日	216	216	215	215	214	214
燃やすごみ	g/人・日	205	205	204	204	203	203
不燃ごみ	g/人・日	11	11	11	11	11	11
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0
その他	g/人・日	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0
直接搬入	g/人・日	22	22	22	22	22	22
燃やすごみ	g/人・日	22	22	22	22	22	22
不燃ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0
その他	g/人・日	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0
集団回収量	g/人・日	27	27	27	28	27	28
紙類	g/人・日	25	25	25	26	25	26
ガラス類	g/人・日	0	0	0	0	0	0
布類	g/人・日	2	2	2	2	2	2
資源回収量（施設処理を除く）	g/人・日	71	73	74	75	76	78
要処理ごみ量	g/人・日	704	696	686	681	674	668
家庭系ごみ（資源除く）	g/人・日	467	460	453	446	440	434

表 2-52 施設処理量（目標推計）（1/2）

項目	単位\年度	推計値				
		R6	R7	R8	R9	R10
焼却施設搬入量	t/年	30,323	29,923	29,542	29,244	28,823
燃やすごみ	t/年	25,063	24,664	24,288	23,988	23,571
下水道汚泥、し尿、し渣	t/年	4,731	4,731	4,731	4,731	4,731
可燃性粗大ごみ	t/年	85	85	81	81	78
可燃残渣（ガラス含む）	t/年	444	443	442	444	443
リサイクル施設搬入量	t/年	2,691	2,695	2,705	2,729	2,733
不燃ごみ	t/年	1,284	1,262	1,243	1,231	1,209
資源ごみ	t/年	1,361	1,387	1,416	1,452	1,480
その他	t/年	39	39	39	39	38
不燃性粗大ごみ	t/年	7	7	7	7	6
リサイクル施設内処理物（可燃残渣含む）	t/年	2,138	2,132	2,130	2,139	2,132
リサイクル施設内処理物（可燃残渣除く）	t/年	1,303	1,299	1,299	1,304	1,299
金属	t/年	528	521	515	510	504
カン	t/年	78	77	76	76	75
その他金属	t/年	450	444	439	434	429
金属以外の資源	t/年	775	778	784	794	795
ビン	t/年	378	379	383	387	388
紙パック	t/年	24	24	24	24	24
ペットボトル	t/年	111	112	112	114	114
プラスチック容器包装	t/年	251	252	254	258	258
梱包材、発泡スチロール	t/年	11	11	11	11	11

表 2-53 施設処理量（目標推計）（2/2）

項目		推計値					
		R11	R12	R13	R14	R15	R16
焼却施設搬入量	t/年	28,492	28,156	27,888	27,495	27,182	26,865
燃やすごみ	t/年	23,232	22,900	22,629	22,238	21,923	21,610
下水道汚泥、し尿、し渣	t/年	4,731	4,731	4,731	4,731	4,731	4,731
可燃性粗大ごみ	t/年	78	74	74	73	73	69
可燃残渣（ガラス含む）	t/年	451	451	454	453	455	455
リサイクル施設搬入量	t/年	2,784	2,800	2,826	2,830	2,852	2,864
不燃ごみ	t/年	1,230	1,215	1,208	1,188	1,177	1,162
資源ごみ	t/年	1,510	1,541	1,574	1,598	1,631	1,658
その他	t/年	38	38	38	38	38	38
不燃性粗大ごみ	t/年	6	6	6	6	6	6
リサイクル施設内処理物（可燃残渣含む）	t/年	2,171	2,174	2,187	2,181	2,189	2,190
リサイクル施設内処理物（可燃残渣除く）	t/年	1,323	1,326	1,333	1,329	1,334	1,335
金属	t/年	499	494	491	484	479	474
カン	t/年	74	73	73	72	71	70
その他金属	t/年	425	421	418	412	408	404
金属以外の資源	t/年	824	832	842	845	855	861
ビン	t/年	402	406	410	412	417	420
紙パック	t/年	25	25	26	26	26	26
ペットボトル	t/年	118	119	121	121	123	124
プラスチック容器包装	t/年	267	270	273	274	277	279
梱包材、発泡スチロール	t/年	12	12	12	12	12	12

表 2-54 資源化量の推計結果（目標推計）（1/2）

項目	単位\年度	推計値					
		R6	R7	R8	R9	R10	
施設資源化量	t/年	5,277	5,209	5,150	5,107	5,036	
焼却施設	t/年	3,974	3,910	3,851	3,803	3,737	
	金属類	t/年	452	445	438	433	425
	熔融スラグ	t/年	2,562	2,520	2,482	2,451	2,409
	山元還元	t/年	960	945	931	919	903
リサイクル施設	t/年	1,303	1,299	1,299	1,304	1,299	
	金属類	t/年	528	521	515	510	504
	ビン	t/年	378	379	383	387	388
	紙パック	t/年	24	24	24	24	24
	ペットボトル	t/年	111	112	112	114	114
	プラスチック容器包装	t/年	251	252	254	258	258
	梱包材、発泡スチロール	t/年	11	11	11	11	11
直接資源化量	t/年	553	563	575	590	601	
紙類	t/年	414	421	430	441	449	
金属類	t/年	10	11	12	12	13	
布類	t/年	111	113	115	118	120	
廃食用油	t/年	18	18	18	19	19	
集団回収量	t/年	956	948	936	925	949	
紙類	t/年	884	877	866	856	878	
ガラス類	t/年	7	6	6	6	6	
布類	t/年	65	65	64	63	65	
資源化量	t/年	6,786	6,720	6,661	6,622	6,586	
総排出量	t/年	28,795	28,392	28,010	27,723	27,331	
リサイクル率	%	23.6%	23.7%	23.8%	23.9%	24.1%	

表 2-55 資源化量の推計結果（目標推計）（2/2）

項目	単位\年度	推計値						
		R11	R12	R13	R14	R15	R16	
施設資源化量	t/年	5,006	4,957	4,921	4,855	4,810	4,761	
焼却施設	t/年	3,683	3,631	3,588	3,526	3,476	3,426	
	金属類	t/年	419	413	408	401	396	390
	熔融スラグ	t/年	2,374	2,341	2,313	2,273	2,240	2,208
	山元還元	t/年	890	877	867	852	840	828
リサイクル施設	t/年	1,323	1,326	1,333	1,329	1,334	1,335	
	金属類	t/年	499	494	491	484	479	474
	ビン	t/年	402	406	410	412	417	420
	紙パック	t/年	25	25	26	26	26	26
	ペットボトル	t/年	118	119	121	121	123	124
	プラスチック容器包装	t/年	267	270	273	274	277	279
	梱包材、発泡スチロール	t/年	12	12	12	12	12	12
直接資源化量	t/年	613	626	639	649	663	674	
紙類	t/年	458	468	478	485	496	504	
金属類	t/年	12	13	13	13	13	13	
布類	t/年	123	125	128	130	133	135	
廃食用油	t/年	20	20	20	21	21	22	
集団回収量	t/年	932	956	939	960	936	958	
紙類	t/年	862	884	869	888	866	886	
ガラス類	t/年	6	7	6	6	6	7	
布類	t/年	64	65	64	66	64	65	
資源化量	t/年	6,551	6,539	6,499	6,464	6,409	6,393	
総排出量	t/年	27,026	26,730	26,468	26,101	25,784	25,501	
リサイクル率	%	24.2%	24.5%	24.6%	24.8%	24.9%	25.1%	

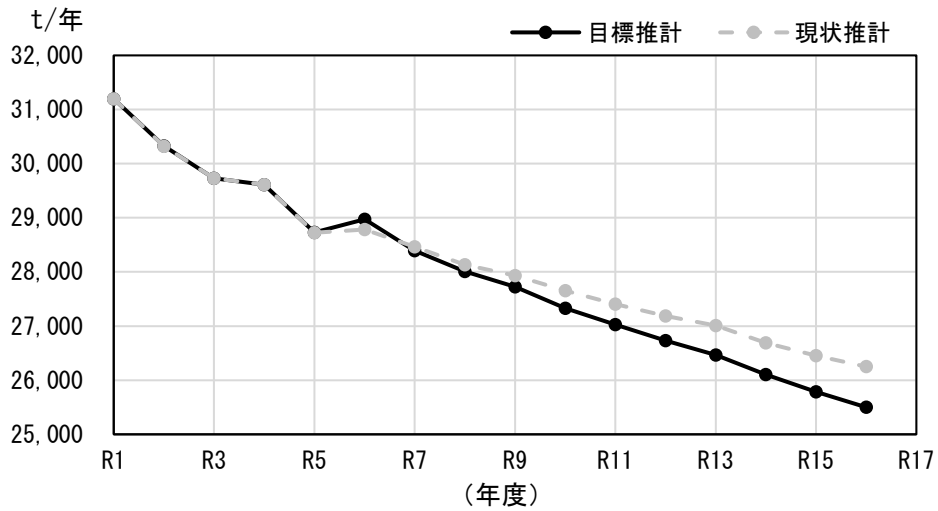


図 2-15 総排出量の推移

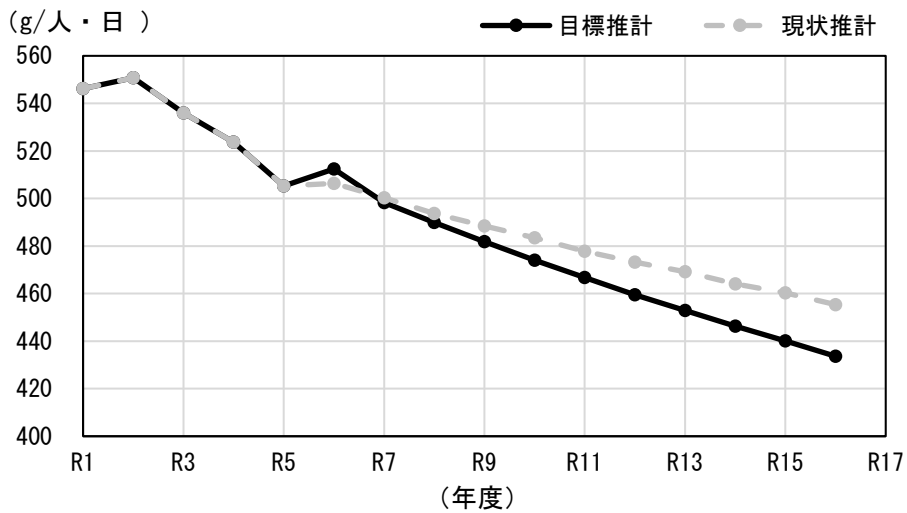


図 2-16 1人1日あたりの家庭系ごみ(資源除く)排出量の推移

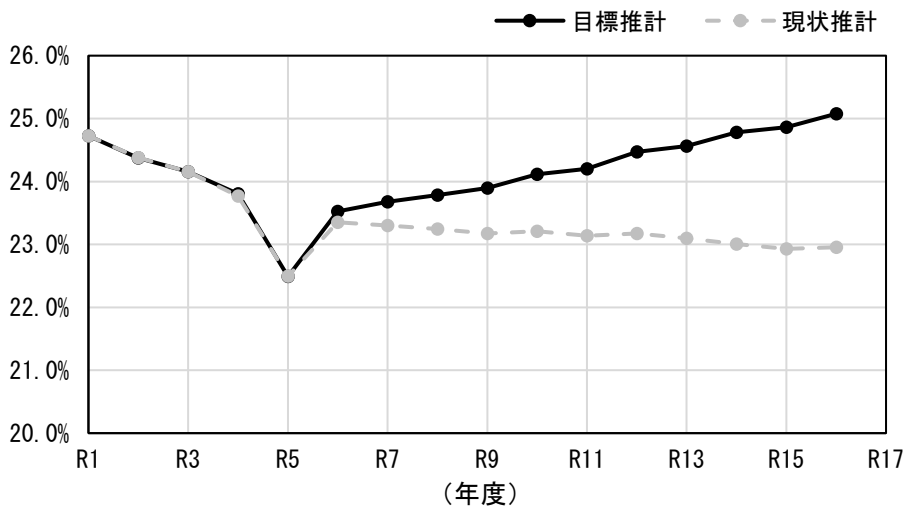


図 2-17 リサイクル率の推移

3 目標達成のための排出抑制・資源化施策

(1) 家庭系ごみの排出抑制・資源化施策

表 2-47 に示した目標値を達成するためには、家庭系ごみのうち要処理ごみ量（燃やすごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）を、現状から約 17%減量する必要があります。また、約 17%のうち約 2%は資源ごみとして分別し、資源化を行うことが求められます。

1) 生ごみの減量について

本市の家庭系燃やすごみのごみ質調査結果（令和 5 年度）では、食品ロスを除く厨芥類が約 40.5%を占めています。

家庭から排出される生ごみは約 8 割が水分であると言われているため、水切りの徹底は効果的な対策となります。また、本市で補助を行っている生ごみ処理容器を活用するなどして、生ごみ自体の量を減らす必要もあります。

これらの対策を推進することで、家庭系燃やすごみに含まれる生ごみを令和 16 年度までに 30%減量します。

2) 食品ロスの削減について

本市の家庭系燃やすごみのごみ質調査結果（令和 5 年度）での食品ロスの割合は約 7.3%となります。

生ごみと同様に燃やすごみの中で占める割合が高く、目標達成のためには積極的な対策が求められます。現在、本市ではフードドライブの実施やてまえどりの呼びかけなどを実施していますが、さらに取り組みの拡充及び啓発の強化を行うことで、食品ロスを令和 16 年度までに 30%減量します。

3) 資源ごみの分別について

本市の家庭系燃やすごみのごみ質調査結果（令和 5 年度）では、再生可能な資源物が約 22.0%含まれています。

リサイクル率の目標値達成にも影響するため、資源ごみの分別を徹底します。資源ごみの適正な分別の啓発を強化することで、資源ごみの排出量を約 18%、集団回収量を約 12%増加させます。

4) その他の減量化施策について

上記以外のごみについても、廃棄物問題及び環境問題の情報提供や啓発活動を継続的に実施することで、ごみの排出抑制等を推進します。

(2) 事業系ごみの排出抑制・資源化施策

宗像清掃工場におけるごみ質調査結果（令和 5 年度）では、約 5.5%（乾ベース）の厨芥類が含まれていることが示されました。事業者の視点からの生ごみの減量化及び食品ロスの削減を推進するために、過剰生産の防止や予約販売の強化などを呼びかけます。また、民間事業者による資源回収も推奨し、令和 16 年度までに事業系ごみを 6%削減します。

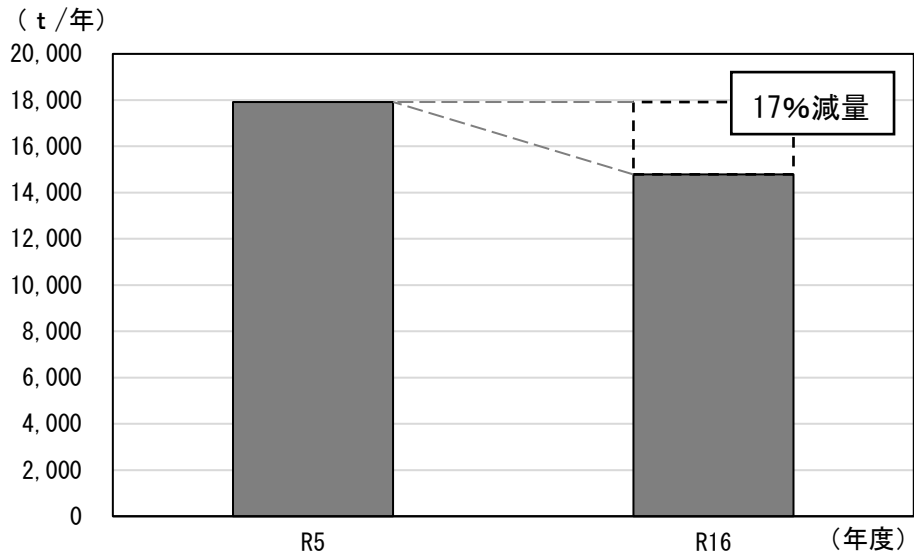


図 2-18 家庭系の要処理ごみ量の削減量

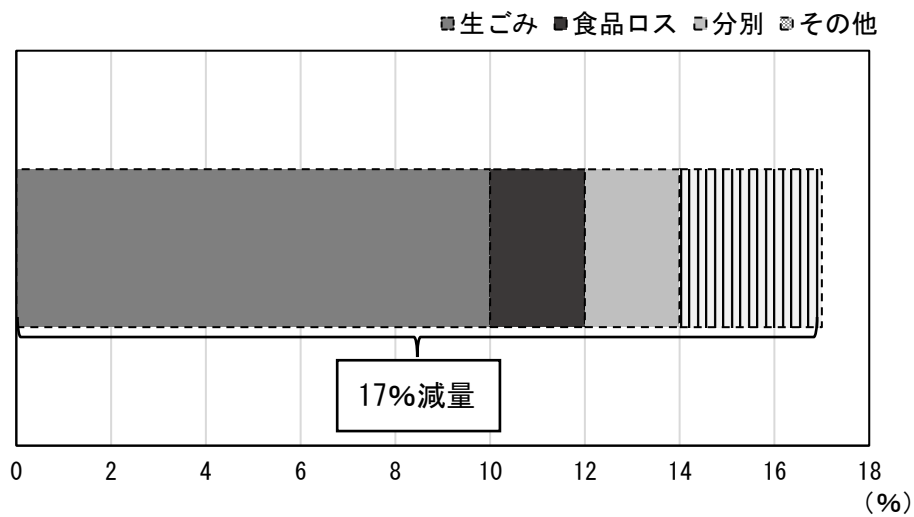


図 2-19 ごみの減量化・資源化の内訳

第5節 ごみ処理基本計画

1 基本理念に基づく各主体の役割

(1) 各主体の役割と共同の推進

基本理念を実現するために、市民・事業者・行政のそれぞれの立場で自らの役割を果たす必要があります。

1) 市民の役割

ごみの減量や資源化の目標を達成するためには、市民1人1人の協力が不可欠となります。全ての市民がごみを排出する主体であることを理解し、将来にわたり生活環境や地球環境を保全し続けるため、自らの意思で様々な取り組みに協力します。

包装の少ない商品の購入やレンタル・リースなどのサービスの利用など直ぐに生活に取り入れられる取り組みを実践し、修理や他者への譲渡など商品を長く利用する取り組みなどを継続的に行うことで、循環経済の実現に向けたライフスタイルを形成します。また、事業者の取り組みに対する協力や行政の開催するイベント等への参加を積極的に行うことで、最新の知見を持ち社会情勢の変化に自ら適応します。

2) 事業者の役割

事業者は、その事業活動によって発生した廃棄物を自らの責任で適正に処理する必要があります。また、拡大生産者責任の考え方に基づいて、製品の利用後においても、廃棄されずにリユースやリサイクルに取り組みやすい製品を開発・生産することも求められます。

循環経済の実現のためには、資源を循環させることを前提とした事業形態を確立する必要があり、それらを踏まえた製品、修理体制の整備及びレンタル・リースなどのサービスを提供します。

3) 行政の役割

市は、計画対象区域内におけるごみ排出量、民間を含む資源化の実態及び市民や事業者の取り組みの状況を的確に把握し、適切な啓発活動、情報提供及び環境教育を行うことで、市民や事業者によるごみ減量に向けた主体的な活動を推進します。また、最新の情勢や動向を踏まえた新たな施策を常に検討し、導入する際には行政が最初に取り組みすることで、市民や事業者が実行しやすい土台を作ります。

事業者や周辺自治体との協力体制の構築にも積極的に取り組み、効率的なごみ処理体制や災害時の支援体制の整備を進めます。

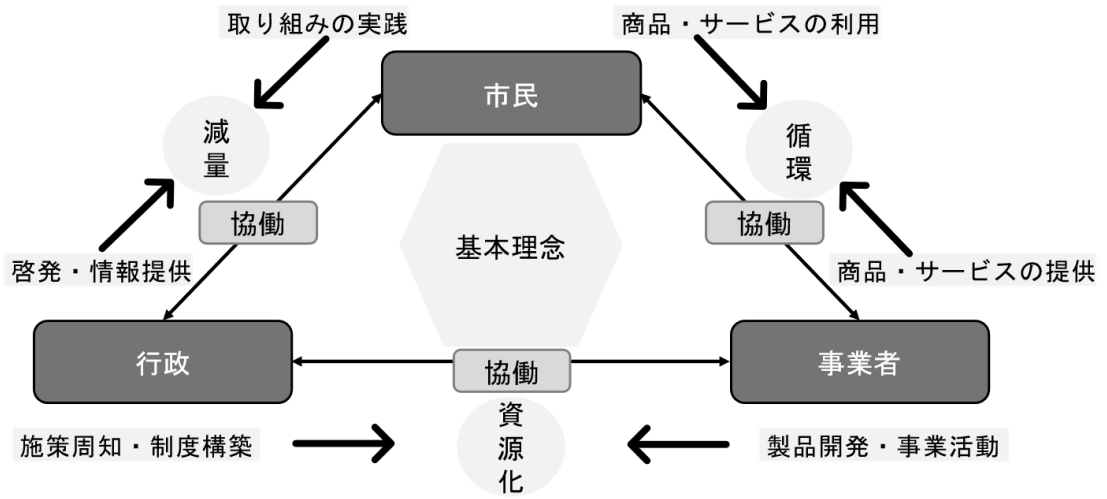


図 2-20 各主体の役割と協働

(2) 基本理念及び基本方針に基づく各種計画の関連

本計画の基本理念及び基本計画と各種計画の関連性を図 2-21 に示します。本市の基本理念とそれに基づく基本方針を実践した宗像市とするため、各計画における施策を「2 排出抑制・資源化計画」から「6 その他の計画」に示します。

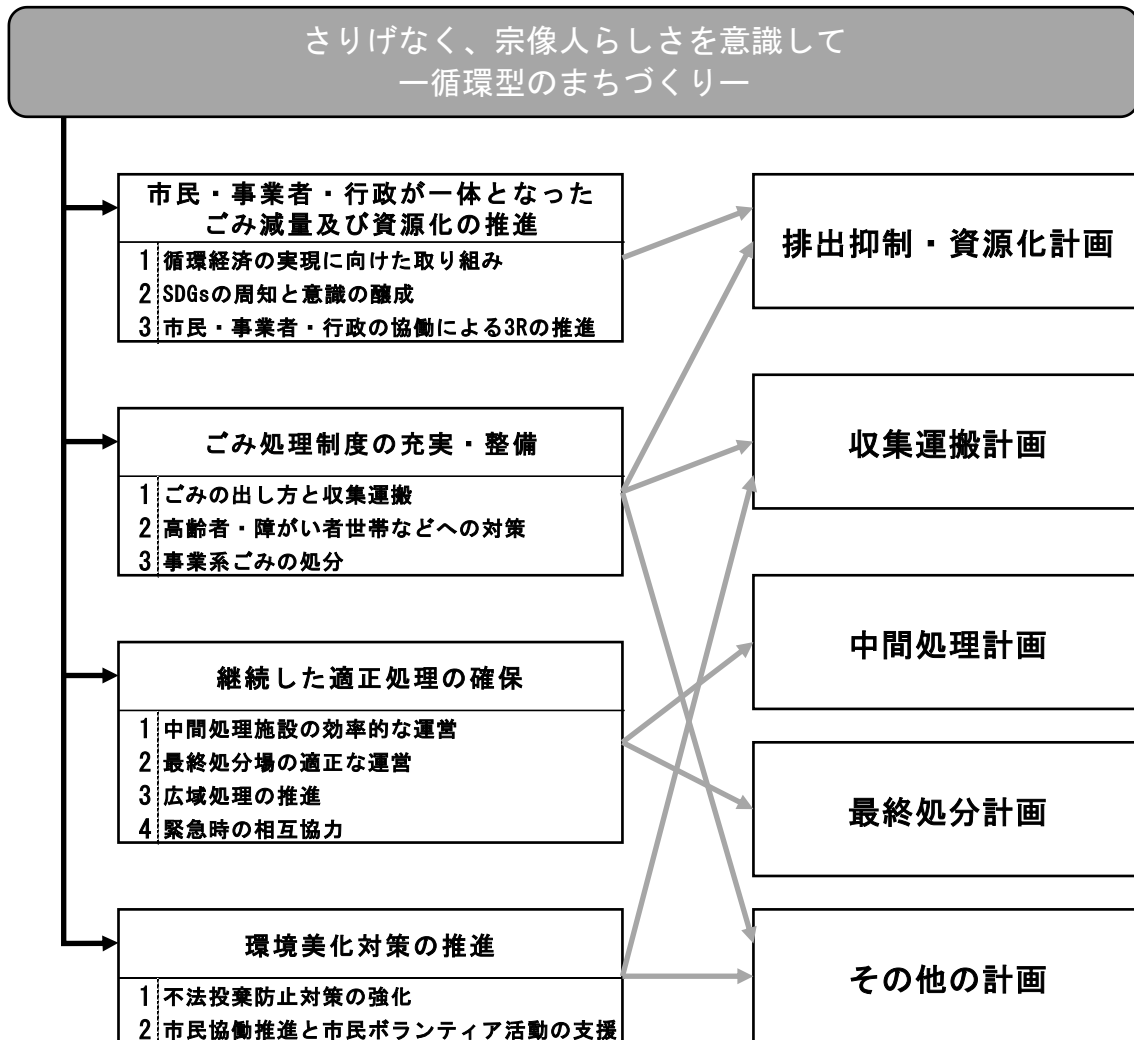


図 2-21 基本理念及び基本方針と各種計画の関連性

2 排出抑制・資源化計画

本市はこれまでも様々な取り組みを通じて、ごみの排出抑制及び資源化を推進してきたところではありますが、近年重要視される循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方を踏まえて更なる取り組みを推進する必要があります。

また、SDGs（持続可能な開発目標）のうち「12 つくる責任 つかう責任」は、廃棄物分野に密接に関係する目標ですが、その現状は多くの課題が残る状態であると言えます。SDGs は本計画の期間中である令和 12 年度に目標年度を迎えます。SDGs の目標達成に近づくためにも、市民・事業者・行政の3者が協働し、3Rを意識した取り組みが求められます。

そこで、本計画では市民・事業者・行政のそれぞれの取り組みを個別に定めます。3者の排出抑制・資源化に係る取り組みの体系を表 2-56 に示します。

表 2-56 排出抑制・資源化に係る取り組みの体系

取り組みの主体	取り組み内容	
(1) 市民の取り組み	1)	生ごみの水切り徹底・堆肥化の活用
	2)	食品ロスの削減・フードドライブ等の利用
	3)	ごみの分別の徹底・集団回収等の利用
	4)	プラスチックごみの排出抑制
	5)	リユース・リサイクルの場の制度の活用
	6)	使い捨て製品の使用抑制・グリーン購入の実施
	7)	環境活動への積極的な参加
(2) 事業者の取り組み	1)	ごみの排出抑制を前提とした工程・製品
	2)	事業者における食品ロス対策
	3)	包装廃棄物等の排出抑制
	4)	ペーパーレス化の推進
	5)	資源ごみの店頭回収への協力
	6)	リユース・リサイクルの実施
	7)	事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の履行
(3) 行政の取り組み	1)	環境教育・啓発活動の推進
	2)	ごみの減量・資源化に関する補助制度の継続・拡充
	3)	新たな分別品目の検討・見直し
	4)	リユース・リサイクルの場の提供
	5)	食品ロス対策の支援
	6)	市民・事業者への指導の強化
	7)	処理手数料見直しの検討
	8)	民間における資源回収の把握方法の検討
	9)	行政が率先したグリーン購入の実施

【循環経済（サーキュラーエコノミー）】

○サーキュラーエコノミー

①従来の日本⇒大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした「リニアエコノミー」

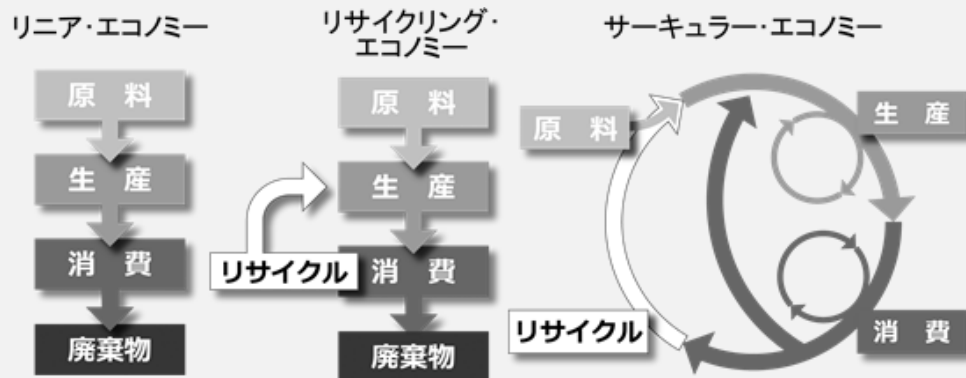
資源は原料、生産、消費、廃棄の一方通行で扱われました。

②近年の日本⇒3Rの取り組みが浸透した「リサイクリングエコノミー」

リユースやリサイクルによってある程度の資源循環は可能となりましたが、それらを繰り返す中で段々と資源の質は劣化するため、最終的には廃棄されるものが発生します。

③将来の日本⇒廃棄物を全てリユース・リサイクルして資源を循環させ続け、廃棄物を発生させない「サーキュラーエコノミー」

実際に廃棄物を発生させないことは困難となりますが、様々な取り組みを継続することで可能な限り資源循環をすることが重要です。具体的には、資源投入量を抑えつつ、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指します。



【3R（リユース・リデュース・リサイクル）+Renewable】

○3R⇒リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）

・リデュース…発生抑制

⇒少ない資源で作られた製品や長く使用可能な製品を選択することで、最終的に廃棄物になる資源を可能な限り減らします。

・リユース…再使用

⇒一度使用された製品を回収し、必要に応じ適切な修理等を行うことで製品として再使用します。または、廃棄された製品の中から、一部の再使用可能な部品を利用します。

・リサイクル…再資源化

⇒一旦使用された製品や製品の製造に伴って発生した副産物を回収し、次の製品のための原材料として利用します。

○リニューアブル（Renewable）…再生可能

⇒石油製品等の限りある資源から、バイオマス製品等の再生可能な資源へ切り替える。



3Rの優先順位

(1) 市民の取り組み

1) 生ごみの水切り徹底・堆肥化の活用

生ごみは本市の燃やすごみの約4割を占めており、さらにその大部分は水分となっています。そのため、生ごみの水切り・乾燥はごみの減量に繋がるとともに、ごみの焼却時のエネルギーの削減にも影響します。市民がすぐに始められる取り組みとして、生ごみの水切り・乾燥を徹底します。

また、市が実施している生ごみ処理容器の購入費補助制度等を活用し、生ごみの堆肥化に積極的に取り組みます。

2) 食品ロスの削減・フードドライブ等の利用

生ごみの削減と同様にごみの減量を行うためには、食品ロスの削減も重要な取り組みとなります。食品ロスの要因には、食べ残し、食品の傷み及び期限切れなどが挙げられます。食べ残しや食品の傷みを防ぐために、必要な量の購入・調理を心掛け、食べきれない食品についてはフードドライブ等を積極的に利用します。食品は極力期限内に消費することを徹底し、消費期限と賞味期限の違いを理解します。

また、食品購入時には「てまえどり」や見切り品等を選択し、外食時には3010活動等の実施や持ち帰り容器の活用により、食品ロスを発生させないように行動します。

【食品ロス対策①】

○フードドライブ

⇒家庭で使いきれない未使用・未開封の食品を持ち寄り、集まった食品を個人や団体に届ける活動です。

本市では、宗像市役所の環境課窓口にてフードドライブBOXを設置し、集めた食品は福岡県フードバンク協会を通じてこども食堂などに提供しています。

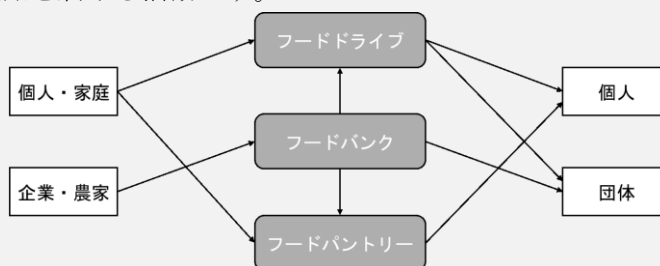
また、毎年10月の「食品ロス削減月間」には、本市の中で「フードドライブWEEK」を設定し、民間の店舗・団体にも協力を呼び掛けています。

○フードバンク

⇒企業や農家で過剰在庫などにより、余剰となる食品を個人や団体に届ける活動です。

○フードパントリー

⇒特にひとり親家庭や1人暮らしの高齢者などの食品を手に入れることが困難な人を対象として、無償で食品を届ける活動です。

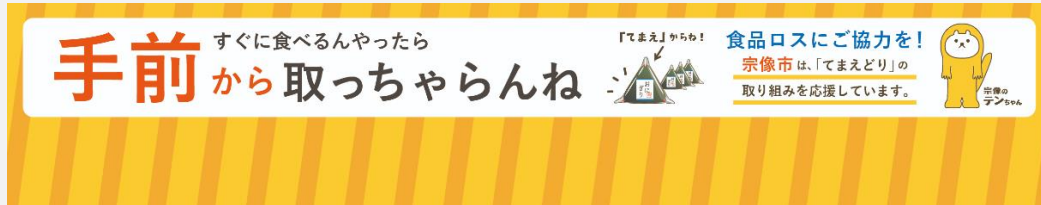


【食品ロス対策②】

○てまえどり

⇒本市では、「今すぐ食べるなら商品を手前から取る」運動である「てまえどり」を推奨しています。すぐに食べる物を購入する際には、商品棚の『てまえ』（賞味期限の短いほう）から商品を選びましょう。

市民1人1人の協力があれば食品廃棄物が減少し、ごみの減量に繋げることが出来ます。



○3010 運動（2020 運動・1515 運動）

⇒宴会開始時の30分間と終了前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼び掛ける活動です。同様の活動として2020運動や1515運動なども提案されています。各自で取り組みやすい運動を選択し、実行していきましょう。

○消費期限と賞味期限

消費期限：安全に食べられる期限

賞味期限：品質が変わらずにおいしく食べられる期限

⇒それぞれの期限の意味を理解し、食品の購入や保管時に意識しましょう。

3) ごみの分別の徹底・集団回収等の利用

リサイクル率の向上のためには、資源ごみの適切な分別が特に重要となります。本市の家庭系燃やすごみの中には、多くの資源ごみとして利用可能なごみが含まれますが、燃やすごみとして排出されると資源化は出来ません。現状は燃やすごみとして排出されている紙類やプラスチック類の分別を徹底することで、資源物として適正に排出します。また、集団回収や店頭回収なども利用し、積極的に資源化に協力します。

行政との協働だけに留まらず、民間の資源回収ボックス等も活用し、3者の協働による資源の循環利用を促進します。

4) プラスチックごみの排出抑制

ごみの分別も重要な項目ではありますが、ごみの排出抑制は最も優先度の高い要素となります。プラスチックは日常生活の中で多用されていることから、特に削減の余地があると言えます。マイバッグやマイボトル等を利用することで、プラスチックごみの発生を抑制します。

5) リユース・リサイクルの場の活用

不用品をすぐに廃棄物として扱うのではなく、リユースショップ、リサイクルショップ及びネットオークションなどを活用して、必要とする人のもとで再利用を図ります。また、行政が提供する個人間の不用品取引の場も活用し、リユース・リサイクルに取り組みます。

6) 使い捨て製品の使用抑制・グリーン購入の実施

市民は循環経済の実現のために、使い捨ての商品の使用を抑制し、再生資源を使用した製品の利用に努めます。また、製品を購入する際には、レンタル・リース・シェアリングなどのサービスの利用についても検討し、すぐに使い捨てることにならないように意識します。

循環経済への移行を前提としたライフスタイルを構築するために、サステナブルファッションなどの考え方を生活に取り入れます。

市民の立場からもグリーン購入を図るため、必要性をよく考えたうえで、環境への負荷が可能な限り少ないものを選択して購入します。

【再利用に関する取り組み】

○レンタル

⇒レンタル事業者から商品を短期間、借りるサービスとなります。

商品を持続的に利用しない場合などは、レンタルを活用することでごみの発生を防ぐことが出来ます。また、基本的には商品を購入するよりも安くサービスを利用できます。

○リース

⇒リース事業者から商品を長期間、借りるサービスとなります。

リース事業者が商品を購入し、利用者は契約期間の中で商品を利用することが出来ます。契約終了後は中古商品として販売されるなど、事業者によって適切に循環利用が図られます。また、料金は月々の支払いとなるため、初期投資を抑えることが出来るメリットがあります。

○シェアリング

⇒シェアリング事業者や個人が所有している商品を、他の人々と共有して利用するサービスです。

シェアハウスやカーシェアなどを活用すると、多数の人々で負担を分散するため、個人で所有するには高額な商品を利用しやすくなるメリットがあります。

7) 環境活動への積極的な参加

市民は環境や廃棄物に関する諸問題への意識を醸成するために、行政が定期的実施する啓発活動や民間団体によるボランティア活動に積極的に参加します。

【衣類ロス対策】

○サステナブルファッション

⇒衣服の生産から着用、廃棄に至る過程を持続可能な形態とし、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮したファッションを行う取り組みです。

具体的な取り組み

- ・衣服を丁寧に扱い、必要に応じて修繕することで長く利用する
- ・衣服のシェア、古着の購入、おさがりの有効活用などによって可能な限り再利用する
- ・衣服の衝動買いを抑え、長く着られる品質のものを選択する
- ・再生原料の使用の有無や製品の成り立ちについて関心を持つ
- ・不要な衣服はリサイクルショップへの売却や自治体による集団回収を活用する

#SUSTAINABLEFASHION

一着を長く着用
サステナブルファッション



今ある服を今年捨てずにもう1年長く着れば、日本全体で約3万tの廃棄削減につながります。

環境省
Ministry of the Environment

#SUSTAINABLEFASHION

古着やシェア・レンタルを活用して
サステナブルファッション



みんなで着まわすことにより一着が着用される機会・期間が増加します。

環境省
Ministry of the Environment

#SUSTAINABLEFASHION

買わないことも
サステナブルファッション



2021年に約36億着の衣服が供給されました。買わないだけでも大量生産を見直すアクションとなります。

環境省
Ministry of the Environment

#SUSTAINABLEFASHION

服の作られ方に目を向けて
サステナブルファッション



CO₂排出量の45%以上が原材料調達によるもの。オーガニックコットンや再生原料などサステナブルな素材を選択することで環境負荷を削減できます。

環境省
Ministry of the Environment

#SUSTAINABLEFASHION

服を回収に出して
サステナブルファッション



多くの自治体が古着を資源として回収しています。あなたの自治体のホームページで「古着回収」と調べてみましょう。

環境省
Ministry of the Environment

出典：環境省 SUSTAINABLE FASHION
これからのファッションを持続可能に

(2) 事業者の取り組み

1) ごみの排出抑制を前提とした工程・製品

循環経済の実現には、事業者による協力が必要不可欠となります。事業者には、ごみの発生抑制や資源循環を踏まえた製品の提供が求められます。ごみの発生しない製造工程の採用やごみの発生を抑制できる製品の製造に取り組みます。また、修理することで再利用が可能な製品については、修理体制を構築することで、市民にリユースを行える環境を提供します。

2) 事業者における食品ロス対策

ごみの減量のためには、事業者における食品ロス対策も重要な課題となります。食品の製造・販売過程で発生する食品ロスの要因としては、規格外品、印字ミス、過剰生産、売れ残りなどが挙げられます。商慣習の見直し、フードバンクへの寄贈、売り切り・ばら売り、提供サイズの調整等の対策を検討し、食品ロスの削減に努めます。

また、商品の製造過程や提供後に発生する食品残渣についても、水切りの徹底など適切な方法で排出し、可能な限りごみの減量化を行います。

3) 包装廃棄物等の排出抑制

事業者は過剰包装を自粛し、簡易包装の実施、緩衝材の使用抑制及び包装資材の再使用等により、本来不要となる廃棄物の発生を抑制します。

4) ペーパーレス化の推進

ICT導入によるペーパーレス化を推進し、紙の使用量を削減します。

5) 資源ごみの店頭回収への協力

必要に応じて行政と協力し、設置が可能な店舗には資源回収ボックス等を設けます。また、設置された資源回収ボックスは適切に管理し、市民と協力して資源の有効活用に努めます。

6) リユース・リサイクルの実施

事業所から排出されるごみについても、適切に分別・資源化を行うことで、燃やすごみとして排出される量を削減します。事業活動を行う際には、リユース可能な製品やバイオマスプラスチックなどを積極的に活用し、ごみの減量化を図ります。

また、リサイクル製品の利用やグリーン購入の実施に取り組み、剪定枝などの有効資源を適切に処理し、事業系ごみの資源化に努めます。

7) 事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の履行

「宗像市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づいて、対象となる多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理について計画書を作成し、確実に履行します。

(3) 行政の取り組み

1) 環境教育・啓発活動の推進

市民・事業者の理解と協力を得るために、環境教育・啓発活動を推進します。

市立学校等の授業にゲストティーチャーとして参加する環境教育や市民活動団体及び地域コミュニティとの協働による啓発活動を継続します。また、ごみの減量や循環経済のための取り組みに関する最新情報は、広報紙、パンフレット及びホームページ等で公開します。ごみ処理施設における啓発や各種イベントの開催の適宜検討します。

各種リサイクル法に関する情報提供を行い、事業者及び市民が一体となった再資源化を促進します。

単身世帯や外国人など様々な主体が暮らしていることを考慮して、様々な方法での情報提供のあり方を検討します。

2) ごみの減量・資源化に関する補助制度の継続・拡充

本市では資源集団回収に対する助成制度や生ごみ処理容器等の購入費補助制度を実施しています。これらの制度を継続しつつ、必要に応じて更なる拡充を行います。生ごみ処理容器のリース制度の導入や堆肥の還元場所の確保などを検討します。

フードドライブについても、現状は市役所内と一部の協力事業者の元で行われているため、食品の収集拠点の増加に努めます。

3) 新たな分別品目の検討・見直し

製品プラスチックや生ごみなど資源対象品目の拡大を検討し、分別品目全体の見直しも検討します。また、分別収集ごみの品目・内容の周知を継続し、既存の枠組みの中でも資源ごみの回収率向上を目指します。

特に、製品プラスチックについては、令和4年度に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを受け、リサイクル体制の早急な整備が求められています。本市も、分別体制や資源化の方法を検討し、制度の導入に向けた取り組みを推進します。

4) リユース・リサイクルの場の提供

市民がリユース・リサイクルに積極的に取り組めるように、身近な取り組み場を提供します。市内のリサイクルショップの充実や市民活動団体が開催するフリーマーケットを支援します。また、民間企業との連携も取り入れて、官民連携リユーススポットの整備を目指します。

資源物受入施設の利便性の向上と受入箇所の拡充を行うことで、各資源物受入施設の利用を促進します。分別収集ステーションの整備や資源回収ボックスの増加に努めることで、市民が資源化に取り組みやすい環境を整えます。

5) 食品ロス対策の支援

食品リサイクル法の周知・徹底を図り、市民と事業者が食品ロス削減に取り組めるような体制の整備及び情報提供を行います。商工会などの関係団体との連携や食品ロス削減に取り組む事業者の支援を推進します。

スーパーやコンビニエンスストアなどの小売店に「てまえどり」の掲示用ポスターを周知し、飲食店には3010運動等の掲示物の設置を促します。また、フードドライブ協力店舗はホームページ上で周知するなど、市民の認知度を向上させるための取り組みを行います。

6) 市民・事業者への指導の強化

集合住宅等から発生する廃棄物について、管理者に適切な管理を求めます。また、ごみ収集作業員からの報告に基づいて、分別区分等の違反が著しい場合には個別指導を行います。

多量排出事業者には、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の提出と履行を求めています。多量排出事業者の定義の再検討や事業者への直接指導を通して、事業者が自ら減量化・資源化を行う体制を構築します。

7) 処理手数料見直しの検討

現状のごみ処理手数料の体制は、市民及び事業者がごみの減量・分別に努めれば費用負担が軽減される仕組みであるため、ごみの減量化に効果的な状態であると考えられます。しかし、今後ごみ処理の有料化実施後のごみ排出量、経費及び市民の意識等を分析し、必要に応じて処理手数料の見直しを検討します。

8) 民間における資源回収の把握方法の検討

本市では、現状リサイクル率が減少傾向にあり、その要因の一つとして、行政が把握できない民間事業者による資源回収の利用者増加が考えられます。民間事業者による資源回収を加味した場合は、リサイクル率が減少していない可能性も考えられますので、市民及び事業者の努力を適切に評価するために民間における資源回収の品目や箇所数の把握に努めます。

9) 行政が率先したグリーン購入の実施

市民及び事業者にグリーン購入を呼びかけるために、行政が率先して環境に配慮したリサイクル製品等の使用を優先します。各担当部署と連携した本市全体での取り組みを推進するために、グリーン調達に関する制度を検討します。

3 収集運搬計画

市民は分別排出の制度を守ったごみを排出し、行政が効率的かつ衛生的な収集運搬を行うことで、適正処理の推進を図ります。

事業者には、自己責任に基づく適正処理のあり方について、啓発・周知するとともに、事業者が取り組みやすいごみの減量・資源化体制の構築を目指します。

収集運搬に係る取り組みの体系を表 2-57 に示します。

表 2-57 収集運搬に係る取り組みの体系

取り組み	内容	
(1) 家庭系ごみの収集運搬	1)	燃やすごみ
	2)	分別収集ごみ
	3)	粗大ごみ
(2) 事業系ごみの収集運搬	1)	排出者責任の啓発・徹底
	2)	許可業者による収集と自己搬入
	3)	資源物受入施設の利用促進
(3) 高齢者・障がい者世帯などへの対策	1)	市民のニーズの把握
	2)	支援制度の検討

(1) 家庭系ごみの収集運搬

1) 燃やすごみ

燃やすごみについては、現行のステーション制による収集を継続します。市民活動団体などと協力しながら、ごみ出しの制度や減量の取り組みに関する啓発を強化します。

収集運搬について、委託収集エリアや収集コースを適宜点検・見直しし、より効率的な制度とすることで市民サービスの向上を図ります。また、市が所有するごみ収集車はバイオディーゼル燃料の使用に切り替えることで、使用済み植物油の資源化と化石燃料の使用量削減を図ります。

2) 分別収集ごみ

資源物の回収方法について、施設的环境や周辺状況に配慮しつつ、多角的な視点からの検討を継続します。また、地域特性、年代及び幅広い生活スタイルに対応した体制の構築のために、収集運搬の方法や分別品目について検討します。

資源の適切な分別に対する市民の協力を得られるように、分別収集ごみの収集運搬において、利便性・効率性の更なる向上を目指します。

民間事業者と連携したバイオマス資源としての剪定枝等の資源化を継続します。また、民間事業者による資源回収ボックスの回収量等の現状把握を継続すると共に、継続的に事業者に呼びかけることで適正な総量把握に努めます。

3) 粗大ごみ

安定的かつ充実した市民サービスを提供するために、収集体制、収集方法、収集コースなどの見直しを行い、効率的なごみ処理を実現します。

インターネット上での受付システムである「宗像市粗大ごみインターネット受付」のさらなる利便性向上に努めます。

(2) 事業系ごみの収集運搬

1) 排出者責任の啓発・徹底

事業系ごみについては、事業者自らが処理・処分を行うことを基本とします。また、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分など分かりにくい内容は、県及び商工団体などと連携し、パンフレット等の配布や事業系ごみに関する研修会などを通して、事業者に向けた啓発活動を継続します。

市内及び近郊の民間リサイクル業者の情報を把握し、小規模事業者を含めて排出者責任を果たせるように情報提供を行います。

2) 許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する際には、事業所用指定ごみ袋を使用して、本市のごみ収集運搬許可業者と契約し収集します。その他の排出方法として、一定の条件を満たした場合における地域のごみステーションの利用、資源ごみの市役所資源物受入施設、北側資源物受入施設及び西側資源物受入施設への持ち込みがあります。

市内の事業系ごみ収集運搬業務量については、現在の許可業者による体制でごみ量の増加にも対応可能であると考えられます。現行の許可事業者の実態把握を継続するとともに、安全教育などの適正指導を行いながら安定した収集運搬体制を確保します。

3) 資源物受入施設の利用促進

事業者は資源物受入施設を積極的に活用し、事業系ごみの資源化に取り組みます。また、資源ごみの分別区分は家庭系ごみの分別区分に準じるものとします。

(3) 高齢者・障がい者世帯などへの対策

1) 市民のニーズの把握

市民の求める収集運搬制度を維持するためには、近年様々な分野で問題として取り上げられている高齢化について、廃棄物処理の観点からも対策を講じる必要があります。

環境省から公開されている「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」等を踏まえて、市民のニーズに沿った将来の収集運搬制度の検討を進めます。本市における高齢者ごみ出し支援制度の検討のために、関係部署と協力してニーズ調査に取り組みます。

2) 支援制度の検討

本市では、ごみ出しが困難な高齢者・障がい者に対して、ふれあい収集や粗大ごみの戸外持ち出しサービスを実施しています。また、市民が主体となったコミュニティ型の支援も行われています。行政における支援を継続しつつ、適宜市民や民間団体による活動の支援を行います。

4 中間処理計画

ごみ処理の継続的な適正処理と環境負荷の低減を図るため、ごみ処理施設の適正かつ効率的な運営を引き続き推進し、分別収集されたごみは資源化を優先します。また、焼却処理時には発電によるエネルギー回収を継続し、処理後に発生する残渣については適切に資源化を行うことで循環社会の構築に寄与できるシステムとします。

中間処理に係る取り組みの体系を表 2-58 に示します。

表 2-58 中間処理に係る取り組みの体系

取り組み	内容	
(1) 適正処理の推進	1)	中間処理施設の効率的な運営
	2)	資源化の拡充
(2) 広域処理の推進	1)	広域処理の継続
	2)	近隣自治体との相互協力
(3) ごみ処理施設整備計画	1)	新ごみ処理施設の概要と関連計画について
	2)	今後の整備スケジュールについて
	3)	施設整備に合わせて検討する施策について

(1) 適正処理の推進

1) 中間処理施設の効率的な運営

宗像清掃工場では、継続して施設運営の効率化を図ります。また、施設に搬入されるごみは資源化を最優先に考えます。

施設に搬入されるごみは適宜展開検査を実施し、計量棟やプラットフォーム内で搬入されたごみの確認及び指導を行います。

2) 資源化の拡充

行政による資源化だけではなく、リサイクルに関して優れた技術を持つ民間事業者との連携も検討することで、本市の全域における資源化事業の活性化を図ります。

(2) 広域処理の推進

1) 広域処理の継続

経済的かつ効率的なごみ処理体制を維持するために、古賀市、福津市、新宮町を含む玄界環境組合における共同処理を継続します。また、北九州市及び福岡都市圏内の環境行政との連携を継続します。

2) 近隣自治体との相互協力

本市での処理困難物等の扱いの検討について、近隣自治体からの情報収集を継続し、相互協力・連携体制を構築することで、適正な処理体制の構築に努めます。

(3) ごみ処理施設整備計画

1) 新ごみ処理施設の概要と関連計画について

玄界環境組合では令和6年3月にごみ処理施設の整備に係る基本事項や検討事項を定めた「新ごみ処理施設整備基本構想」を策定し、現状運営している2施設を1施設に集約する方針のもと、新ごみ処理施設の整備を計画しています。また、令和6年11月には「玄界環境組合地域 循環型社会形成推進地域計画」を策定し、更なる検討を進めています。

新ごみ処理施設の詳細は今後の検討の中で定めていく必要がありますが、新ごみ処理施設整備の根幹に関わる施設整備方針は設定されています。玄界環境組合における新ごみ処理施設の施設整備方針を表 2-59 に示します。

表 2-59 施設整備方針の概要

項目	概要
①	安全・安心で安定性に優れた施設
②	循環型社会形成及び地球環境保全を推進する施設
③	災害対応が可能な施設
④	地域に貢献し、親しまれる施設
⑤	経済性に優れた施設

※参考資料：新ごみ処理施設整備基本構想 令和6年3月 玄界環境組合

2) 今後の整備スケジュールについて

現時点における今後の整備スケジュールを図 2-22 に示します。

項目	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
① 建設地選定・確保	■	■	■	■						
② 測量・地質調査等		■	■	■						
③ 計画・発注等	■	■	■	■	■					
④ 造成工事					■	■				
⑤ 新ごみ処理施設整備						■	■	■	■	■
⑥ 新ごみ処理施設運営期間										→

図 2-22 今後の整備スケジュール（令和6年11月時点）

3) 施設整備に合わせて検討する施策について

新ごみ処理施設では玄界環境組合を構成する4市町の共同でごみ処理を行う必要があります。そのため、構成市町間でごみ処理の方向性を合わせた施策の検討が求められます。特に留意すべき施策として、分別区分の統一化が挙げられます。

玄界環境組合の構成市町の中で本市のみが宗像清掃工場を利用して、ごみ処理を実施してきました。一方で、今後整備を計画している新ごみ処理施設は、他の構成市町も同じ施設を使用してごみ処理を行います。その際には、施設に搬入するごみの分別区分を統一することで、円滑なごみ処理体制を構築する必要があります。本市においても、ごみ処理体制の検討を進める際には、これらを踏まえた上で玄界環境組合と十分な連携を図ります。

5 最終処分計画

本市で最終処分しているごみは、陶磁器類と土砂・がれき類のみとなっています。処理残渣の埋め立ては行っておらず、最終処分場への負荷を可能な限り抑えた現在の処理体制を継続します。

最終処分に係る取り組みの体系を表 2-60 に示します。

表 2-60 最終処分に係る取り組みの体系

取り組み	内容	
(1) 最終処分の対策	1)	最終処分場の適切な運営
	2)	埋立量の削減
	3)	処理残渣の資源化の継続

(1) 最終処分の対策

1) 最終処分場の適切な運営

宗像市不燃物埋立場及び大島一般廃棄物最終処分場については、適正な管理を継続します。

2) 埋立量の削減

ごみの排出抑制や資源化に関する取り組みを継続することで、宗像市不燃物埋立場及び大島一般廃棄物最終処分場に搬入される陶磁器類と土砂・がれき類の削減を図ります。

3) 焼却残渣の資源化の継続

本市では、今後も処理残渣の資源化を推進することで、最終処分量の減量に努めます。

また、溶融飛灰の山元還元による資源化を継続するため、関係自治体との信頼を高めて、相互協力関係を強化します。

6 その他の計画

ごみ処理に関連するその他の取り組みの体系を表 2-61 に示します。

表 2-61 その他の取り組みの体系

取り組み	内容	
(1) 市民・事業者・行政の連携	1)	廃棄物減量等推進審議会
	2)	市民による協働の推進
	3)	事業者の協力
(2) 災害廃棄物の対策	1)	緊急時の相互協力
	2)	迅速な災害廃棄物の処理
(3) 不法投棄・不適正処理対策	不法投棄・不適正処理対策の推進	
(4) 環境美化活動	1)	宗像国際環境会議
	2)	環境美化ボランティア活動
	3)	ラブアース・クリーンアップ活動
	4)	ビーチクリーン活動

(1) 市民・事業者・行政の連携

1) 廃棄物減量等推進審議会

本市では、宗像市廃棄物減量等推進審議会条例に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項について審議するために、廃棄物減量等推進審議会を設置しています。審議事項及び結果については、本市のホームページ上で公開することにより、市民や事業者にも情報の共有を行っています。

2) 市民による協働の推進

適正処理の環境づくり及び環境美化の推進のため、市民活動団体などとの協働による取り組みを推進し、環境美化活動などの支援を積極的に展開します。

3) 事業者の協力

宗像清掃工場における処理困難物である自動車部品（タイヤ・バッテリーなど）、消火器、ガスボンベ、金庫、バイク、ピアノ、化学薬品、農機具、漁業用具等は、専門の処理事業者の協力のもとで適正な処理を行います。

(2) 災害廃棄物の対策

1) 緊急時の相互協力

近年、激甚化する各種災害や施設内での事故発生などの緊急時におけるごみの受け入れ及び搬出の双方を想定し、事前に関係自治体及び関係団体との連携体制の構築を図ります。

2) 迅速な災害廃棄物の処理

災害発生時には、「宗像市地域防災計画」や「宗像市災害廃棄物処理計画」に基づいて、委託業者等の協力を得ながら、迅速な収集運搬及び処理を行います。

(3) 不法投棄・不適正処理対策の推進

不法投棄・不適正処理を防止するために、ごみが不法投棄される恐れがある地点の監視パトロール、監視カメラの設置、警告看板の設置・配付等を実施します。また、監視パトロールの充実のため、市民活動団体や地域コミュニティとの連携を図り、「市民通報システム」を整備することで監視網を強化します。

不法投棄発生時の迅速な対応を図るため、不法投棄対応マニュアルに基づき、関係機関である県及び警察等とも連携して対応します。

(4) 環境美化活動

現在、本市で既に取り組みられている主な環境美化活動を以下に示します。市民・事業者の主体性を尊重しつつ、行政が適切な支援を行うことで、活動の継続と推進を図ります。

1) 宗像国際環境会議

本市は産学官連携による実行委員会を組織し、平成26年から毎年「宗像国際環境会議」を開催しています。会議では、玄界灘の海水温度の上昇による磯焼け及び漂着ごみ（マイクロプラスチック）等の問題を中心に「海の鎮守の森」構想を掲げ、近年の急激な海の変化への提言や情報を国内外に発信するとともに、海岸清掃も実施しています。

今後もこのような取り組みを通じ、市内だけに留まらず市外への情報発信も含めて、海岸漂着ごみなどに対する啓発活動を継続します。

2) 環境美化ボランティア活動

市民活動団体、事業者、自治会及び学校等が道路・河川・海岸等の公共の場所で行う清掃活動を支援することにより、環境美化ボランティア活動の拡大と環境美化意識の向上を図っています。

また、事例の一つとして、さつき松原の美化活動を行う「さつき松原アダプトプログラム」が挙げられます。

アダプトプログラムとは、地域に密着した市民活動団体や企業等が、その地域にある道路や河川などの公共施設の管理者に代わって「里親（adopt：養子縁組）」となって清掃や植生管理などを行う活動です。

3) ラブアース・クリーンアップ活動

市民・事業者・行政が一体となって、海岸や河川、山並みを一斉に清掃するラブアース・クリーンアップ活動に本市も参加しており、毎年6月頃にさつき松原の海岸清掃を行っています。

4) ビーチクリーン活動

大島、地島、鐘崎などのビーチクリーン活動を、市民活動団体、事業所、外国人留学生といった多様な主体との協働で実施しています。

令和5年度からは事業者と連携し、集められたプラスチックごみを資源化する実証実験を行っています。回収したごみを資源化することで、環境問題へのさらなる意識向上を目指しています。

第3章 生活排水処理計画

第1節 基本的事項

1 基本方針

河川や海域などの水環境の保全を図るためには、それらの水域に汚染の原因となるものを流入させないことが重要となります。し尿や生活雑排水を含む生活排水は、適切な処理を行わずに放流すると汚染の要因となります。公共用水域として市民の生活に密接に関わる水環境を健全な状態に保つことは、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に繋がります。

本市では、これまでに公共下水道や漁業集落排水施設の整備を推進しており、令和5年度時点で99.2%という非常に高い生活排水処理率を達成しています。今後も公共下水道及び漁業集落排水施設の利用を促進し、下水道等の整備が困難な地域については合併処理浄化槽を整備していくことで、生活排水処理率の更なる向上を目指します。

また、本計画は一般廃棄物処理基本計画のうち生活排水の処理に関する計画であり、「福岡県汚水処理構想」や「宗像市下水道ビジョン」などと連携を図りながら、生活環境の保全と公衆衛生の向上のために、生活排水の適正処理やし尿・汚泥の処理のあり方について定めます。

第2節 生活排水処理の体系

1 生活排水処理フロー

本市の生活排水処理の体系を図 3-1 に示します。また、現有施設の概要を表 3-1 に示します。

本市の生活排水処理体系は、「大島・地島以外」と「大島・地島」の2つの地域で大別されます。大島・地島以外の地域では、主に公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽によって処理しています。以前は、漁業集落排水施設も運用していましたが、令和2年度に鐘崎下水処理場を中継ポンプ場に改築したことで、その後は公共下水道に投入しています。また、令和6年3月にし尿処理施設である宗像浄化センターを廃止し、これまで当該施設に搬入していたし尿等は終末処理場に投入しています。大島・地島地域では、主に漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽によって処理しています。

終末処理場や漁業集落排水施設で発生する汚泥等は、宗像清掃工場で焼却処理を行っています。

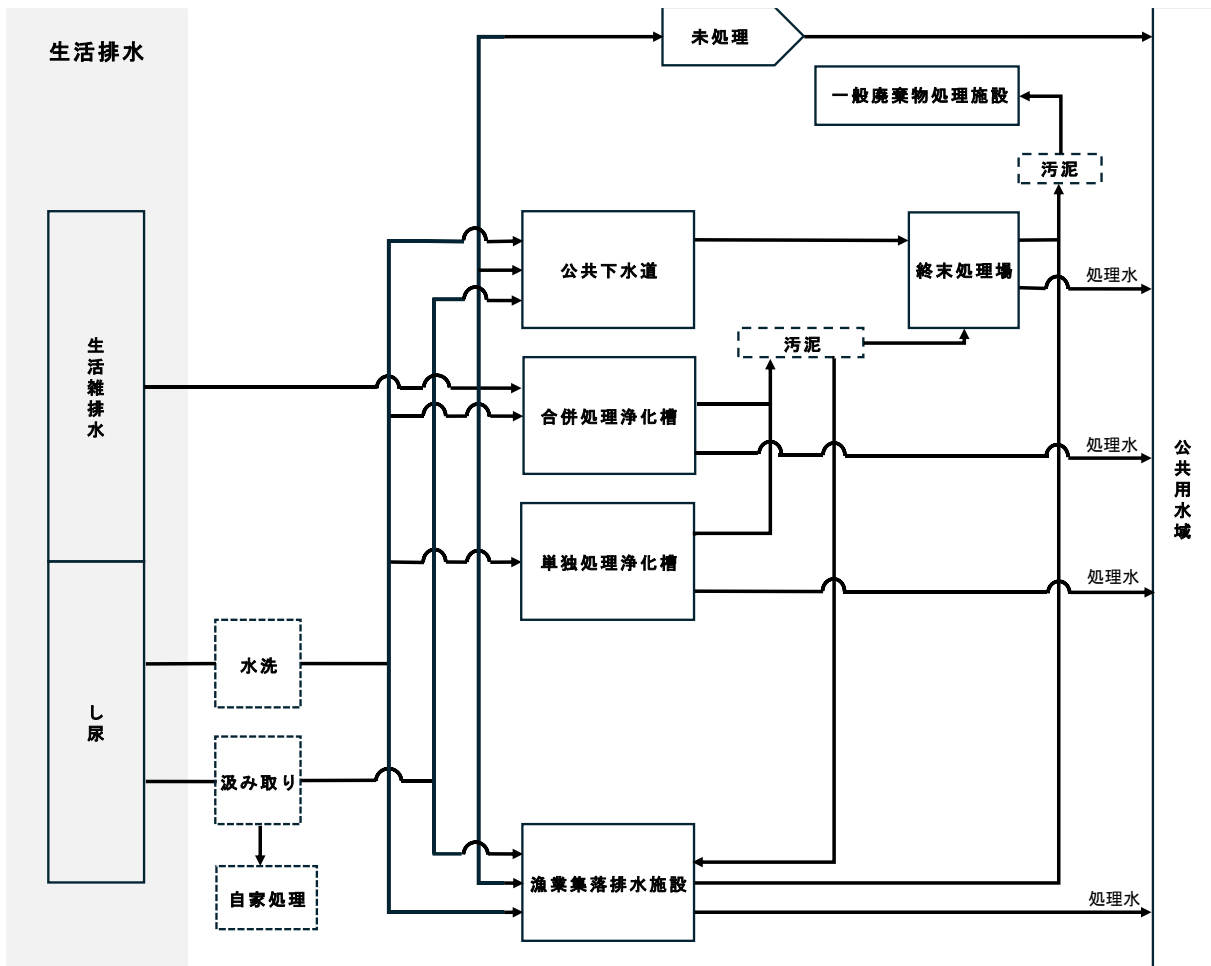


図 3-1 生活排水処理フロー

表 3-1 現有施設の概要

公共下水道			
事業開始	昭和 40 年度		
処理面積	約 2,626ha (令和 4 年 3 月時点)		
排除方式	分流式		
宗像終末処理場			
供用開始	昭和 45 年度		
処理能力	32,500m ³ /日		
水処理方式	循環法		
漁業集落排水施設			
施設名	供用開始	処理能力 (m ³ /日)	処理方式
大島下水処理場	平成元年度	470	接触曝気方式
泊下水処理場	平成 14 年度	76	接触曝気方式
豊岡下水処理場	平成 14 年度	95	接触曝気方式

2 生活排水処理の現状

(1) 処理形態別人口

本市の全域における処理形態別人口を表 3-2 に示します。また、大島・地島以外の地域の処理形態別人口を表 3-3 に、大島・地島地域の処理形態別人口を表 3-4 に示します。

表 3-2 処理形態別人口 (全域)

項目/年度		R1	R2	R3	R4	R5
計画処理区域内人口 (人)		96,993	97,119	97,053	97,204	97,099
水洗化・生活雑排水処理人口	水洗化・生活雑排水処理人口	95,971	96,087	96,196	96,367	96,318
	合併処理浄化槽	1,070	1,090	754	751	712
	下水道	92,829	94,322	94,777	94,955	94,940
	漁業集落排水施設	2,072	675	665	661	666
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	56	55	44	44	44
非水洗化人口		966	977	813	793	737
	し尿 (汲取) 人口	917	941	786	764	702
	自家処理人口	49	36	27	29	35
計画処理区域外人口 (人)		0	0	0	0	0

表 3-3 処理形態別人口（大島・地島以外の地域）

項目/年度		R1	R2	R3	R4	R5	
計画処理区域内人口 (人)		96,251	96,414	96,359	96,513	96,409	
水洗化・生活雑排水処理人口	合併処理浄化槽	1,052	1,072	737	731	697	
	下水道	92,829	94,322	94,777	94,955	94,940	
	漁業集落排水施設	1,361	0	0	0	0	
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）		53	52	41	41	41
	非水洗化人口		956	968	804	786	731
	し尿（汲取）人口	907	932	777	757	696	
	自家処理人口	49	36	27	29	35	
計画処理区域外人口 (人)		0	0	0	0	0	

表 3-4 処理形態別人口（大島・地島）

項目/年度		R1	R2	R3	R4	R5
計画処理区域内人口 (人)		742	705	694	691	690
水洗化・生活雑排水処理人口	合併処理浄化槽	18	18	17	20	15
	下水道	0	0	0	0	0
	漁業集落排水施設	711	675	665	661	666
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）		3	3	3	3
非水洗化人口		10	9	9	7	6
	し尿（汲取）人口	10	9	9	7	6
	自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)		0	0	0	0	0

(2) 生活排水処理率

本市の生活排水処理率の推移を表 3-5 に示します。

本市の生活排水処理率は既に高い水準にある中で、近年の下水道普及に向けた様々な取り組みの推進によって、生活排水処理率が上昇し続けています。

表 3-5 生活排水処理率（全域）

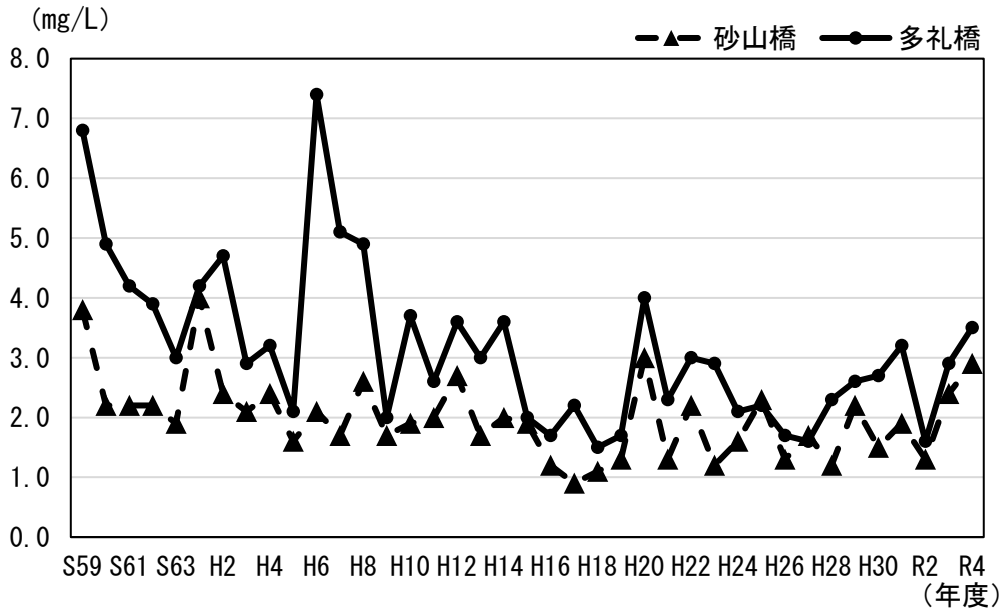
項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5
生活排水処理率 (%)	98.9%	98.9%	99.1%	99.1%	99.2%

【用語の定義⑤】

○生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

3 公共用水域の汚染状況

本市の主要な公共用水域である釣川の観測地点（砂山橋・多礼橋）における水質調査結果を図 3-2 に示します。釣川の生活環境の保全に関する BOD の環境基準は 3 mg/L 以下と定められています。近年は生活排水処理施設の普及により、環境基準を超過する年度は減少しています。



※参考資料：水環境総合情報サイト 公共用水域

図 3-2 公共用水域の汚染状況 (BOD75%値、昭和 59 年度～令和 4 年度)

4 し尿・汚泥の収集及び処理の現状

(1) 収集運搬の体制

本市では、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は一般廃棄物収集運搬許可業者によって行われています。許可を受けたそれぞれの事業者が市内の全域を収集区域として、主にバキューム車を使用し、宗像終末処理場に搬入しています。

宗像市内を対象として、し尿は月に1回収集し、浄化槽汚泥は必要に応じてその都度収集を行います。また、し尿の臨時収集制度を設けており、定期収集日以外に臨時の収集を希望する場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者に直接連絡し調整する必要があります。

し尿の収集料金は、便槽の種類と人数に応じて料金が設定されています。

(2) 収集実績

本市のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を表 3-6 から表 3-8 に示します。

表 3-6 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量(全域)

項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5
し尿等収集量 (kL/年)	3,994	3,466	3,428	3,266	4,613
し尿	1,879	1,844	1,806	1,742	1,746
浄化槽汚泥	2,115	1,622	1,622	1,524	2,867
1日あたりのし尿等収集量 (kL/日)	10.91	9.49	9.39	8.95	12.60
し尿	5.13	5.05	4.95	4.77	4.77
浄化槽汚泥	5.78	4.44	4.44	4.18	7.83

【用語の定義⑥】

○1日あたりのし尿収集量：し尿収集量÷年間日数

○1日あたりの浄化槽汚泥収集量：浄化槽汚泥収集量÷年間日数

表 3-7 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量（大島・地島以外の地域）

項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5
し尿等収集量 (kL/年)	3,928	3,406	3,372	3,212	4,560
し尿	1,866	1,830	1,791	1,727	1,731
浄化槽汚泥	2,062	1,576	1,581	1,485	2,829
1日あたりのし尿等収集量 (kL/日)	10.73	9.33	9.24	8.80	12.46
し尿	5.10	5.01	4.91	4.73	4.73
浄化槽汚泥	5.63	4.32	4.33	4.07	7.73

表 3-8 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量（大島・地島）

項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5
し尿等収集量 (kL/年)	66	60	56	54	53
し尿	13	14	15	15	15
浄化槽汚泥	53	46	41	39	38
1日あたりのし尿等収集量 (kL/日)	0.18	0.17	0.15	0.15	0.14
し尿	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
浄化槽汚泥	0.14	0.13	0.11	0.11	0.10

第3節 生活排水処理の評価及び課題の抽出

(1) 生活排水処理未処理人口・非水洗化人口の削減

本市の生活排水処理率は99.2%であり、福岡県の生活排水処理率の平均値である約91.9%（令和4年度一般廃棄物処理実態調査における実績）と比較しても優れた結果となっていますが、更なる環境改善のためには生活排水処理未処理人口及び非水洗化人口を可能な限り減少させる必要があります。

下水道の整備や未接続世帯への呼びかけ、補助制度による合併処理浄化槽への転換の促進などを検討することが求められます。

(2) 人口減少等による財政状況悪化への対策

今後の本市における人口は減少すると想定されています。利用者の減少による財政状況の悪化が懸念されるため、広域化・共同化などにより事業運営の効率化を図る必要があります。

特に、非水洗化人口は各種施策の展開により、さらに減少するものと考えられます。僅かに残る非水洗化人口の収集運搬に支障がないように、バキューム車の維持の方策について検討する必要があります。

第4節 処理形態別人口及びし尿・汚泥の処理量の推計

1 処理形態別将来人口

本市の処理形態別将来人口の推計結果を表 3-9 から表 3-11 に示します。

表 3-9 処理形態別将来人口（全域）

項目	推計値						
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
計画処理区域内人口 (人)	96,860	96,578	96,296	96,015	95,733	95,452	
水洗化・生活雑排水処理人口	96,167	95,925	95,681	95,436	95,188	94,939	
	合併処理浄化槽	641	614	591	571	553	537
	下水道	94,863	94,650	94,429	94,206	93,977	93,746
	漁業集落排水処理施設	663	661	661	659	658	656
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	37	35	33	31	29	27	
非水洗化人口	656	618	582	548	516	486	
	し尿（汲取）人口	632	595	560	528	497	468
	自家処理人口	24	23	22	20	19	18
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0	0	
生活排水処理率 (%)	99.3%	99.3%	99.4%	99.4%	99.4%	99.5%	
項目	推計値						
	R12	R13	R14	R15	R16		
計画処理区域内人口 (人)	95,170	94,788	94,405	94,023	93,640		
水洗化・生活雑排水処理人口	94,688	94,335	93,981	93,626	93,270		
	合併処理浄化槽	523	509	496	484	473	
	下水道	93,510	93,172	92,834	92,493	92,151	
	漁業集落排水処理施設	655	654	651	649	646	
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	26	24	22	21	19		
非水洗化人口	456	429	402	376	351		
	し尿（汲取）人口	439	412	386	361	337	
	自家処理人口	17	17	16	15	14	
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0		
生活排水処理率 (%)	99.5%	99.5%	99.6%	99.6%	99.6%		

表 3-10 処理形態別将来人口（大島・地島以外の地域）

項目	推計値						
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
計画処理区域内人口 (人)	96,172	95,892	95,612	95,333	95,053	94,774	
水洗化・生活雑排水処理人口	95,488	95,248	95,005	94,762	94,516	94,269	
	合併処理浄化槽	625	598	576	556	539	523
	下水道	94,863	94,650	94,429	94,206	93,977	93,746
	漁業集落排水処理施設	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	34	32	30	28	26	24	
非水洗化人口	650	612	577	543	511	481	
	し尿（汲取）人口	626	589	555	523	492	463
	自家処理人口	24	23	22	20	19	18
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0	0	
生活排水処理率 (%)	99.3%	99.3%	99.4%	99.4%	99.4%	99.5%	
項目	推計値						
	R12	R13	R14	R15	R16		
計画処理区域内人口 (人)	94,494	94,114	93,734	93,355	92,975		
水洗化・生活雑排水処理人口	94,019	93,668	93,317	92,965	92,612		
	合併処理浄化槽	509	496	483	472	461	
	下水道	93,510	93,172	92,834	92,493	92,151	
	漁業集落排水処理施設	0	0	0	0	0	
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	23	21	19	18	16		
非水洗化人口	452	425	398	372	347		
	し尿（汲取）人口	435	408	382	357	333	
	自家処理人口	17	17	16	15	14	
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0		
生活排水処理率 (%)	99.5%	99.5%	99.6%	99.6%	99.6%		

表 3-11 処理形態別将来人口（大島・地島）

項目	推計値					
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画処理区域内人口 (人)	688	686	684	682	680	678
水洗化・生活雑排水処理人口	679	677	676	674	672	670
	合併処理浄化槽	16	16	15	15	14
	下水道	0	0	0	0	0
	漁業集落排水処理施設	663	661	661	659	658
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	3	3	3	3	3	3
非水洗化人口	6	6	5	5	5	5
	し尿（汲取）人口	6	6	5	5	5
	自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	98.7%	98.7%	98.8%	98.8%	98.8%	98.8%
項目	推計値					
	R12	R13	R14	R15	R16	
計画処理区域内人口 (人)	676	674	671	668	665	
水洗化・生活雑排水処理人口	669	667	664	661	658	
	合併処理浄化槽	14	13	13	12	12
	下水道	0	0	0	0	0
	漁業集落排水処理施設	655	654	651	649	646
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	3	3	3	3	3	
非水洗化人口	4	4	4	4	4	
	し尿（汲取）人口	4	4	4	4	4
	自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0	
生活排水処理率 (%)	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	98.9%	

2 し尿・汚泥の計画処理量

本市のし尿及び浄化槽汚泥の計画処理量を表 3-12 及び表 3-13 に示します。

表 3-12 し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量

項目		単位	推計値						
			R6	R7	R8	R9	R10	R11	
大島・地島	し尿	kL/年	21	21	17	17	17	17	
	浄化槽汚泥		69	69	66	66	62	62	
大島・地島以外	し尿		1,706	1,605	1,513	1,429	1,341	1,262	
	浄化槽汚泥		4,263	4,076	3,920	3,788	3,657	3,539	
全体	し尿		1,727	1,626	1,530	1,446	1,358	1,279	
	浄化槽汚泥		4,332	4,145	3,986	3,854	3,719	3,601	
項目			単位	推計値					
				R12	R13	R14	R15	R16	
大島・地島	し尿	kL/年	13	13	13	13	13		
	浄化槽汚泥		62	59	59	55	55		
大島・地島以外	し尿		1,186	1,116	1,042	973	908		
	浄化槽汚泥		3,443	3,355	3,249	3,170	3,085		
全体	し尿		1,199	1,129	1,055	986	921		
	浄化槽汚泥		3,505	3,414	3,308	3,225	3,140		

表 3-13 し尿及び浄化槽汚泥の1日あたりの計画処理量

項目		単位	推計値						
			R6	R7	R8	R9	R10	R11	
大島・地島	し尿	kL/日	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	
	浄化槽汚泥		0.19	0.19	0.18	0.18	0.17	0.17	
大島・地島以外	し尿		4.67	4.40	4.15	3.90	3.67	3.46	
	浄化槽汚泥		11.68	11.17	10.74	10.35	10.02	9.70	
全体	し尿		4.73	4.46	4.20	3.95	3.72	3.51	
	浄化槽汚泥		11.87	11.36	10.92	10.53	10.19	9.87	
項目			単位	推計値					
				R12	R13	R14	R15	R16	
大島・地島	し尿	kL/日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04		
	浄化槽汚泥		0.17	0.16	0.16	0.15	0.15		
大島・地島以外	し尿		3.25	3.05	2.85	2.67	2.49		
	浄化槽汚泥		9.43	9.17	8.90	8.68	8.45		
全体	し尿		3.29	3.09	2.89	2.71	2.53		
	浄化槽汚泥		9.60	9.33	9.06	8.83	8.60		

3 生活排水の処理主体

計画目標年次における生活排水の処理区分及び処理主体を表 3-14 に示します。計画目標年次である令和 16 年度においても、現状の体制を継続する方針で検討します。ただし、公共下水道及び漁業集落排水施設への移行が順調に進んだ場合、単独処理浄化槽等の区分は廃止します。

表 3-14 生活排水の処理区分及び処理主体（令和 16 年度）

処理区分	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
漁業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	本市
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿（汲取）	-	個人等
自家処理	-	個人等

第5節 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の目標

生活環境の保全及び公衆衛生の向上の更なる推進を図るために、本市の生活排水処理に関する目標として、令和16年度までに生活排水処理率を99.6%とすることを目標にします。これまでの様々な取り組みを今後も継続することで、処理形態別将来人口の推計結果に沿った人口構成を実現します。

2 現有施設及び整備計画

本市では、施設の老朽化や下水道への転換を踏まえて、鐘崎下水処理場や宗像浄化センターを廃止しました。今後も生活排水の情勢を踏まえた上で、現有施設の整備や更新について検討していきます。

また、宗像終末処理場は耐用年数の超過や耐震補強の必要性の観点から、施設の抜本的な見直しが必要な状況にあります。宗像市下水道ビジョンでは、施設の再構築のために、整備方針について複数パターンの検討を行っています。その中で、採用されたりニューアル案は、改築工事を行うのではなく、新たに水処理施設を新設するケースです。新たな水処理施設は、最も早い場合で令和10年度からの建設工事開始を予定しています。

3 生活排水の処理に関する施策

(1) 公共下水道の整備

下水道事業計画区域においては、今後も公共下水道の整備を推進することで、生活環境と水環境の保全に努めます。

(2) 市民・事業者への呼びかけ

下水道事業計画区域及び漁業集落排水区域の区域外地域については、浄化槽設置補助事業を継続し、合併処理浄化槽の設置を推進します。浄化槽設置補助事業の概要を表3-15に示します。

公共下水道及び漁業集落排水施設が整備されていながら、現状未接続となっている市民及び事業者に対して、公共下水道への接続を呼びかけます。また、単独処理浄化槽を設置している家庭に対しては、生活排水処理の推進のため、公共下水道等への転換を継続して呼びかけます。

表 3-15 浄化槽設置補助事業の概要

人槽区分		5人槽	6～7人槽	8～50人槽
補助 基準額	単独処理浄化槽 撤去無	880,000円	1,036,000円	1,435,000円
	単独処理浄化槽 撤去有	913,000円	1,069,000円	1,468,000円

(3) 行政からの情報提供

水環境に関する広報・啓発活動を継続し、積極的に情報提供を行います。

第6節 し尿・汚泥の処理計画

1 収集運搬計画

計画処理区域は本市のし尿・汚泥収集区域の全域とします。

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬許可業者が実施しています。令和6年3月に宗像浄化センターが廃止されたため、現状は宗像終末処理場に搬入を行っています。し尿人口及び浄化槽人口が減少傾向にあることを踏まえて、現行の体制を基本とし、より効率的な収集運搬体制を検討します。

また、発生源における排出抑制対策として、浄化槽の清掃・管理時には濃縮した汚泥を適量引き抜くように指導を継続します。

2 中間処理計画

大島・地島以外の地域では、し尿及び浄化槽汚泥の公共下水道への投入を継続します。大島地区では、今後も継続して漁業集落排水施設に投入し、し尿等の処理を行います。地島地区では、全戸を漁業集落排水施設に接続し、し尿及び生活雑排水の処理を継続します。

下水道の普及によるし尿及び浄化槽汚泥の減少を考慮し、周辺自治体との協力体制の構築を含めた共同処理等について、適宜検討します。

3 最終処分計画

本市における生活排水処理の結果、発生する下水道汚泥及びし尿は宗像清掃工場での焼却処理を行っています。今後も焼却処理を継続しつつ、汚泥等の資源化について検討します。

4 資源化有効利用計画

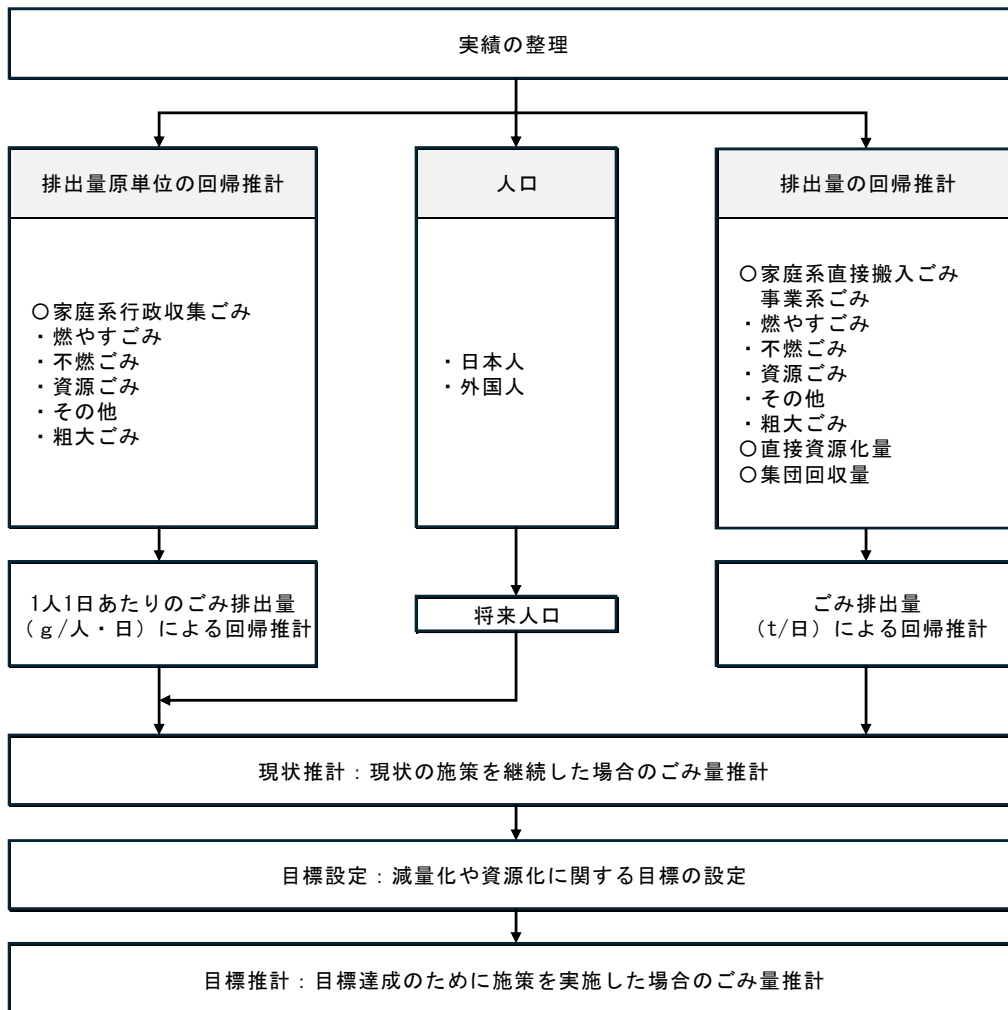
新ごみ処理施設の整備に合わせて、メタンガス化施設若しくはごみ高速堆肥化施設の併設についても検討しています。これらの整備が実現できる場合は、メタンガス化や堆肥化によって、汚泥等を資源化し有効利用を図ります。

資料編

第1節 ごみ排出量の推計について

1 推計方法

本計画におけるごみ排出量の推計方法を資料図1に示します。人口の増減が直接影響する家庭系ごみについては、1人1日あたりのごみ排出量に換算して推計を行っています。その他のごみ量は、1日あたりの排出量をもとに推計を実施しました。



資料図1 ごみ排出量の推計フロー

2 将来人口の推計

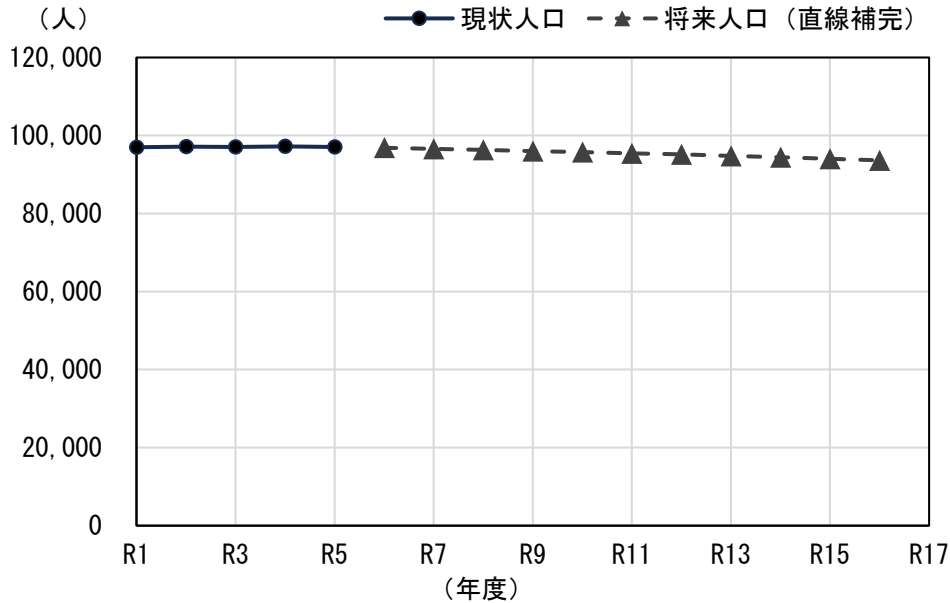
ごみ量及び生活排水処理形態別人口の推計に用いる将来人口は、総合計画と整合を図ります。

本市の総合計画では、社会保障・人口問題研究所が国勢調査から推計した人口をもとに検討しています。また、これらの推計値は5年ごとの推計値のみを示しているため、推計されていない年度は線形補完します。

資料表1 将来人口の推計

年度	第三次宗像市総合計画 (採用予定人口)	現状人口	将来人口(直線補完)
R1		96,993	
R2		97,119	
R3		97,053	
R4		97,204	
R5		97,099	
R6			96,860
R7	96,578		96,578
R8			96,296
R9			96,015
R10			95,733
R11			95,452
R12	95,170		95,170
R13			94,788
R14			94,405
R15			94,023
R16			93,640

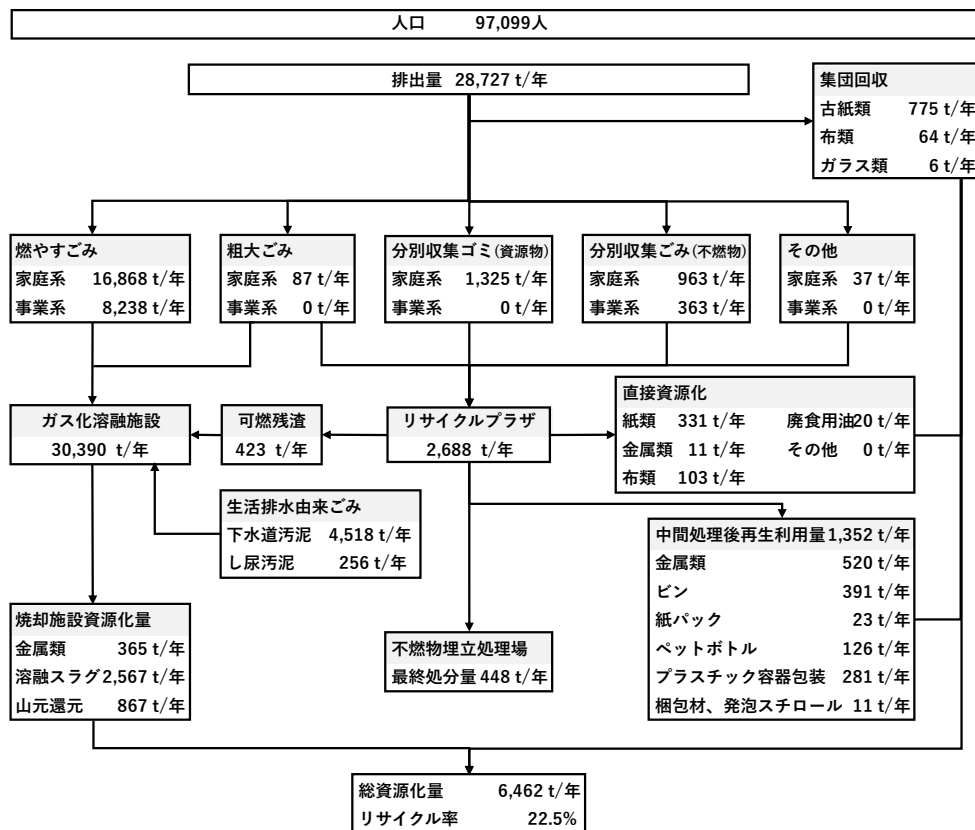
※現状人口は各年度9月末日現在、外国人人口を含む。



資料図2 将来人口の推移

3 ごみ排出量の実績の整理

本計画では、計画期間である令和7年度から令和16年度のごみ排出量の推計を過去5年間（令和元年～令和5年）の実績をもとに行います。令和5年度の物質収支を資料図3に示します。



資料図3 マテリアルフロー (令和5年度実績)

4 ごみ排出量の現状推計

(1) 検討する回帰式

本計画では、各ごみ排出量の実績を用いて、回帰予測（ある変数（目的変数）について、別の変数（説明変数）を用いて予測する手法）を行い、予測値としての整合性と実績を踏まえた現実性を考慮して、推計の採用式を決定します。また、決定係数の高い式を採用することを基本とし、回帰式の適応が現実的ではない場合は、実績の平均値や実績の現状の採用を検討します。

資料表 2 検討する回帰式

回帰式			
直線式	$y=ax+b$	指数式	$y=ab^x$
分数式	$y=a/x+b$	ルート式	$y=ax^{1/2}+b$
べき乗式	$y=ax^b$	対数式	$y=a \log x+b$

※y:目的変数（ごみ排出量） x:説明変数（年度） a、b:変数または定数

※参考資料：ごみ処理施設構造指針解説

(2) 採用した回帰式

本計画で採用した回帰式を資料表 3 に示します。推計結果は本編に記載しています。

資料表 3 現状推計における採用回帰式（1/2）

項目		採用式	
家庭系	行政収集	燃やすごみ	ルート式
		不燃ごみ	対数式
		資源ごみ	分数式
		その他ごみ	R4 を除く平均値
		粗大ごみ	べき乗式
	直接搬入	燃やすごみ	指数式
		不燃ごみ	過去 5 年間の平均値
		資源ごみ	実績なし
		その他ごみ	実績なし
		粗大ごみ	実績なし
事業系	収集収集	燃やすごみ	現状維持
		不燃ごみ	直線式
		資源ごみ	実績なし
		その他ごみ	実績なし
		粗大ごみ	実績なし

資料表4 現状推計における採用回帰式(2/2)

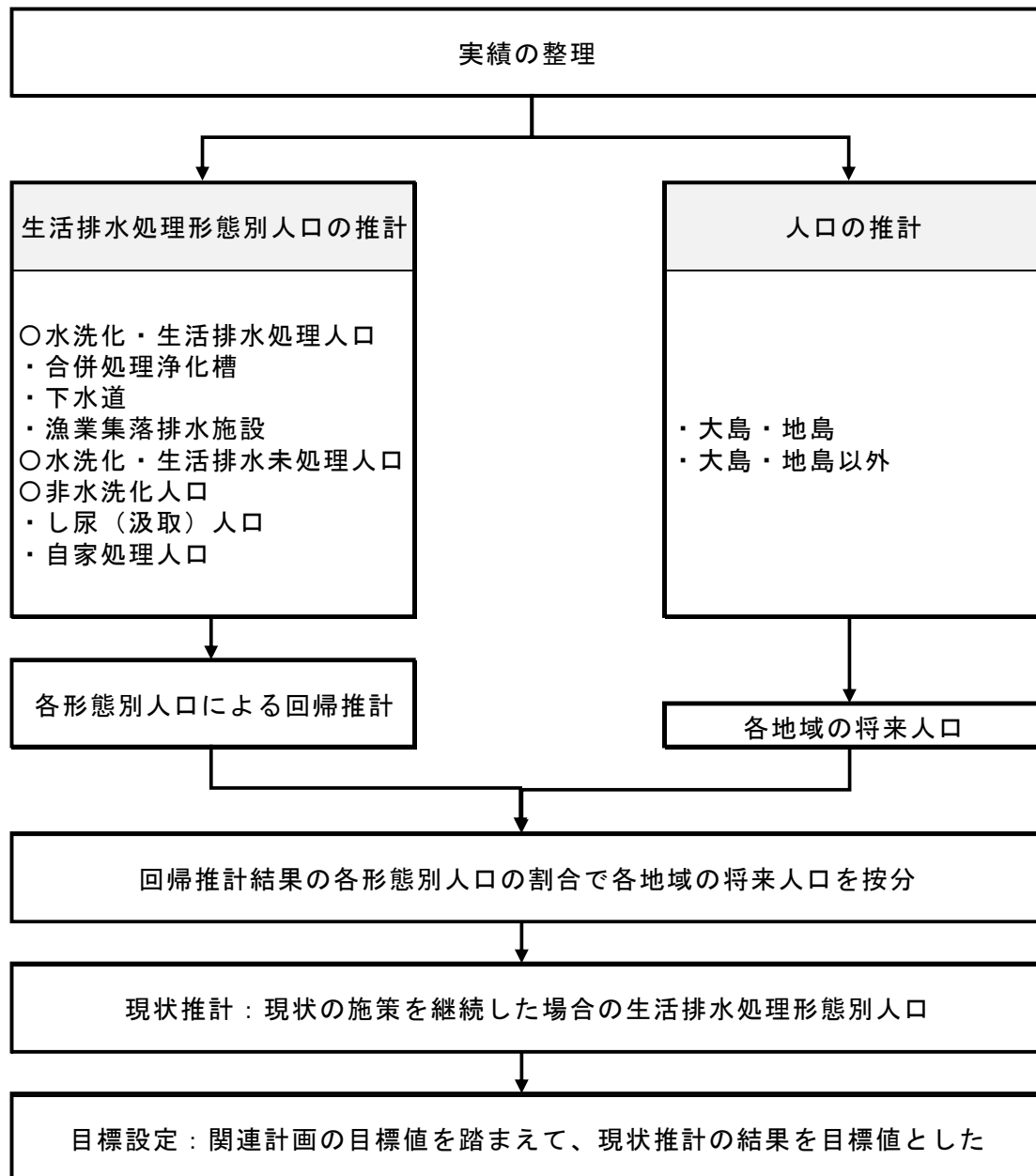
項目		採用式	
事業系	直接搬入	燃やすごみ	分数式
		不燃ごみ	実績なし
		資源ごみ	実績なし
		その他ごみ	実績なし
		粗大ごみ	実績なし
直接資源化量		紙類	分数式
		金属類	過去5年間の平均値
		ガラス類	実績なし
		布類	対数式
		廃食用油	過去5年間の平均値
		その他	実績なし
集団回収量		紙類	対数式
		金属類	実績なし
		ガラス類	過去5年間の平均値
		布類	過去5年間の平均値
		廃食用油	実績なし
		その他	実績なし

第2節 生活排水処理形態別人口・計画処理量の推計について

1 生活排水処理形態別人口の推計方法

本計画における生活排水処理形態別人口の推計方法を資料図4に示します。

離島地域である大島及び地島の特性を考慮するため、「大島・地島以外の地域」と「大島・地島地域」に分けて推計を行います。また、本計画では現状推計の結果を目標値として採用したため、目標推計は行っていません。



資料図4 生活排水処理形態別人口の推計フロー

2 地域ごとの将来人口推計

本市全域における将来人口はごみ量推計の際に用いた数値と共通ですが、生活排水処理形態別人口を考える際には、大島・地島以外の地域と大島・地島地域のそれぞれの将来人口を求める必要があります。本計画では、令和5年度の人口比率をもとに各年度の将来人口を按分することで、地域ごとの将来人口を求めています。

資料表5 地域ごとの将来人口

年度	実績値					推計値		
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画処理区域内人口	96,993	97,119	97,053	97,204	97,099	96,860	96,578	96,296
大島・地島	742	705	694	691	690	688	686	684
大島・地島以外	96,251	96,414	96,359	96,513	96,409	96,172	95,892	95,612
年度	推計値							
	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
計画処理区域内人口	96,015	95,733	95,452	95,170	94,788	94,405	94,023	93,640
大島・地島	682	680	678	676	674	671	668	665
大島・地島以外	95,333	95,053	94,774	94,494	94,114	93,734	93,355	92,975

3 生活排水処理形態別人口の現状推計

生活排水処理形態別人口の現状推計は、ごみ排出量の現状推計と同様の手法を用いて行います。本計画で採用した回帰式を資料表6に示します。推計結果は本編に記載しています。

また、本市の将来人口の推計結果と整合を図るために、現状推計による人口比率をもとに将来人口を按分し、処理形態別将来人口を求めています。

資料表6 現状推計における採用回帰式

項目	採用式	
大島・地島以外の地域	下水道処理人口	ルート式
	合併処理浄化槽人口	分数式
	単独処理浄化槽人口	ルート式
	し尿汲み取り人口	ルート式
	自家処理	対数式
大島・地島地域	合併処理浄化槽人口	指数式
	漁業集落排水施設処理人口	分数式
	単独処理浄化槽人口	現状維持
	し尿汲み取り人口	対数式
	自家処理	実績なし

※大島・地島以外の地域において、令和元年度の漁業集落排水施設処理人口は下水道処理人口に含んで推計を行っています。

4 計画処理量の推計

し尿及び汚泥の計画処理量の推計は、処理形態別人口の推計結果、過去の実績から算出した1人1日平均排出量及び計画月最大変動係数より求めます。し尿及び汚泥の1人1日平均排出量は、令和元年度から令和5年度の実績値を平均した数値を使用します。また、年度ごとの月変動係数を求め、そのうち最大の数値を当該年度における月最大変動係数とします。各年度の月最大変動係数を比較し、最も値の大きいものを計画月最大変動係数として採用します。

資料表7 し尿及び浄化槽汚泥の1人1日平均排出量

項目		単位	R1	R2	R3	R4	R5	平均
大島・地島	し尿	L/日・人	3.64	4.26	4.57	5.87	6.83	5.03
	浄化槽汚泥		6.90	6.00	5.62	4.65	5.77	5.79
大島・地島以外	し尿		5.62	5.38	6.32	6.25	6.80	6.07
	浄化槽汚泥		5.10	3.84	5.57	5.27	10.47	6.05

資料表8 し尿及び浄化槽汚泥の計画月最大変動係数

項目		単位	R1	R2	R3	R4	R5	最大
大島・地島	し尿	L/日・人	1.91	1.82	1.70	1.70	1.70	1.91
	浄化槽汚泥		1.45	1.67	1.60	1.68	1.73	1.73
大島・地島以外	し尿		1.18	1.09	1.18	1.15	1.23	1.23
	浄化槽汚泥		1.30	1.49	1.30	1.40	2.93	2.93

【用語の定義⑦】

○計画処理量の算出式

$$\cdot \text{し尿量(kL/日)} = \frac{\text{し尿(汲取)人口} \times \text{し尿の1人1日平均排出量(L/人・日)}}{1,000} \times \text{計画月最大変動係数}$$

$$\cdot \text{浄化槽汚泥量(kL/日)} = \frac{\text{浄化槽(単独+合併)人口} \times \text{浄化槽汚泥の1人1日平均排出量(L/人・日)}}{1,000} \times \text{計画月最大変動係数}$$

第3節 廃棄物減量等推進審議会等

1 審議経過

項目	開催日	議題
第1回	令和6年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 一般廃棄物処理基本計画の概要及び今後のスケジュールについて ・ 宗像市の廃棄物処理の現状及び検討テーマについて
第2回	令和6年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回審議会の質問事項について ・ 施策の骨子について ・ トレンド推計の結果及び計画の目標値について
第3回	令和6年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理基本計画 素案について
第4回	令和7年〇月〇日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇 ・ 〇〇
-	令和7年〇月〇日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申

2 委員名簿

役職	氏名	区分
会長	松本 亨	学識者
副会長	柳瀬 龍二	学識者
委員	池田 ちえ子	市民
委員	梅田 泰睦	事業者
委員	桑原 孝昭	事業者
委員	今 義剛	事業者
委員	武田 淑子	市民
委員	辻 勝也	市民
委員	中村 友幸	事業者
委員	松尾 真由美	市民
委員	山口 新吾	市民
委員	山田 昭徳	事業者

3 市民参加

パブリックコメント	
実施期間	令和7年〇月〇日～令和7年〇月〇日
意見	〇件